DG131-2
00832791

昭和45年分

相続税財産評価基準

広島国税局

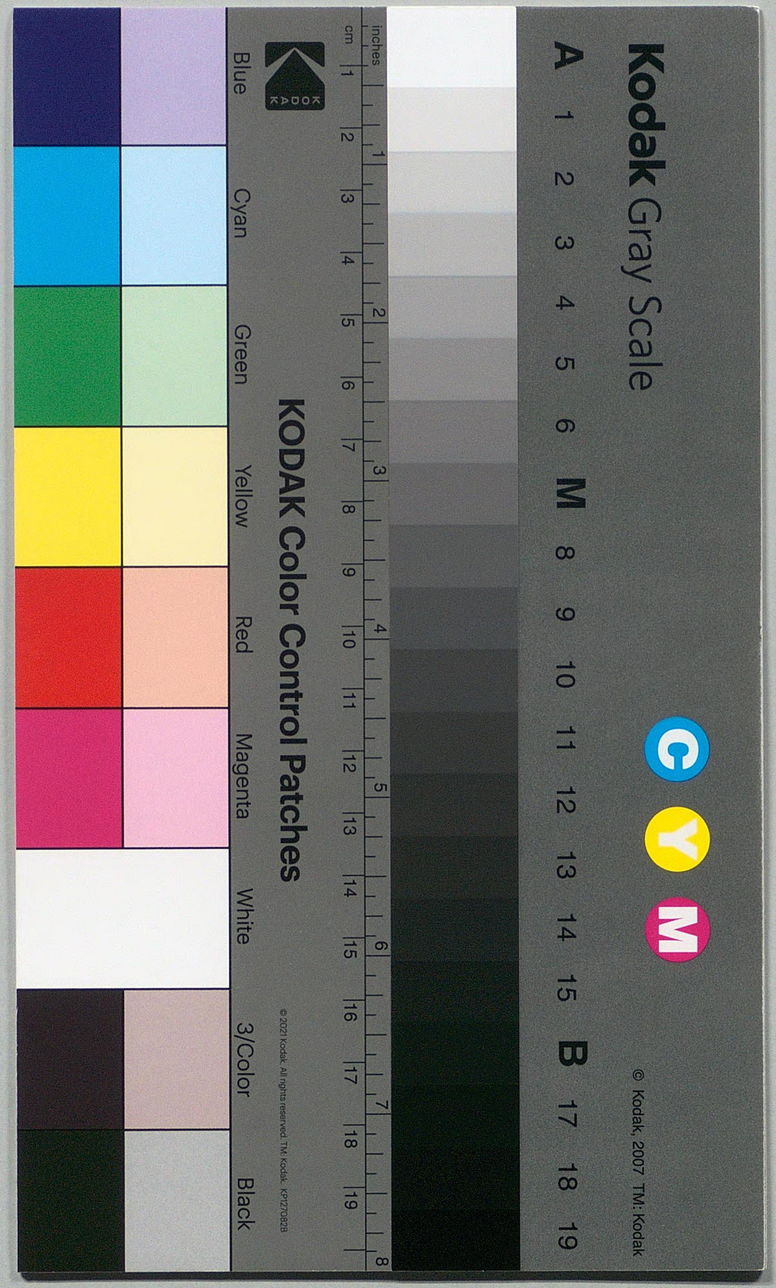

DG131
2

832791

目　　次

ページ

1　財産評価基準適用上の留意事項……1
2　農地および耕作権……1
3　山林、原野および牧場……78
4　宅　　地……79
5　借地権割合等……109
6　塩　　田……109
7　家　　屋……110
8　鉱　泉　地……110
9　果　　樹……113
10　桑　　樹……118
11　桐（日本桐）の立木および竹林……118
12　立　　木……120
13　電話加入権……137
14　家畜および家きん等……137
15　気配相場のある株式として各国税局長の指定した銘柄……140
16　漁船の標準価額表……141

1. 財産評価基準適用上の留意事項

(1) この評価基準に定めのない財産については、昭和39年6月11日付例規通達（相続税第11号）広局直資第320号（基礎通達昭和39年4月25日付直資56、直審(資)17)「相続税財産評価に関する基本通達」（以下「評価通達」という）に定るところにより評価する。

(2) この評価基準は、昭和45年中に課税原因の発生する相続税または贈与税に適用する。

(3) 市町村長が定めている固定資産税評価額に一定倍率を乗じて財産を評価することと定めている場合で、課税時期において固定資産税課税台帳に評価額が登録されていないものについては、付近の状況類似の土地または家屋の固定資産税評価額をもととして仮の固定資産税評価額を設定し、これに所定の倍率を乗ずるものとする。

（注） 固定資産税評価額とは基準年度の価格または比準価格等として地方税法第381条の規定により土地課税台帳および家屋課税台帳等に登録されている価額をいうのである。

(4) 固定資産税評価額が1画地（利用区分）ごとに評価されていない場合、または基準年度の価額等の登録後、利用区分に異動が生じたような場合においては、原則として固定資産税評価額を修正して所定の倍率を乗ずるのであることに留意する。

(5) この評価基準により財産の価額を評定した場合において、評価額が著しく不適当と認められるものについては、国税局長の指示を受けて評価する。

(6) 昭和45年中において、地価事情の変化に伴い急激に地価が上昇し、その範囲が一定の行政区域（市町村の区域内の町、丁目、大字、小字の区域）程度におよぶ場合で、この評価基準によることが適当でないと認められるときは、国税局長の指示により、年の中途において評価基準を改正して適用する。

2. 農地および耕作権

(1) 純 農 地

固定資産税評価額に、次に掲げる評価倍率を乗じて評価する。

適用地帯＼区分	自作地		小作地		耕作権	
	田	畑	田	畑	田	畑
	倍	倍	倍	倍	倍	倍
広島県	1.50	2.00	.75	1.00	.75	1.00
山口県	1.50	1.60	.75	.80	.75	.80
岡山県	1.50	1.90	.75	.95	.75	.95
鳥取県	1.50	2.00	.75	1.00	.75	1.00
島根県	1.50	2.00	.75	1.00	.75	1.00

(2) 中 間 農 地

イ 自 作 地

固定資産税評価額に、別表2（市街地農地および市街地山林等の地域区分ならびに倍率表）に定める適用地帯ごとの評価倍率を乗じて評価する。

ロ 小作地および耕作権

上記自作地の評価額に 100分の50を乗じた額により評価する。

(3) 市街地周辺農地

区分	評価基準		適用地域
	田	畑	
自作地 小作地 耕作権	評価する農地が宅地であるとした場合の評価額から、別表 1、(宅地造成費)の定めるところにより計算した造成費の７割に相当する額を控除した金額の８割に相当する金額により評価する。 上記自作地の価額から次の耕作権の価額を控除した額で評価する。 評価する農地が転用される場合に通常支払われるべき離作料の額、その農地の付近にある宅地にかかる借地権の価額等を参しやくして求めた価額によつて評価する。 ただし、離作料等の額が不明の場合には、下記の方法によつて評価してもさしつかえない。 記 評価する農地が自作地とした場合の評価額に、次に掲げる耕作権割合を乗じて評価する。	田に同じ	別表2の市街地周辺農地の地域

耕作権割合	適用区分	備考
30%	10アール当り評価額1,000万円以上	
35%	〃 450万円以上	算出した耕作権価額が300万円を超えることとなる場合には、300万円にとどめる。
40%	〃 450万円未満	算出した耕作権価額が157万５千円を超えることとなる場合は、157万５千円にとどめる。

(4) 市街地農地（農地法、または旧自作農創設特別措置法の規定により宅地転用に関する許可を受けた農地、または自作地のうち宅地転用に際しその許可を必要としない農地。）

区分	評価基準		適用地域
	田	畑	
自作地 小作地 耕作権	評価する農地が宅地であるとした場合の評価額から、別表 1（宅地造成費）の定めるところにより計算した造成費の７割に相当する額を控除した金額により評価する。 上記自作地の価額から下記耕作権の価額を控除した額で評価する。 市街地周辺農地の耕作権の評価に準じて評価する。	田に同じ	別表2の市街地農地の地域および課税時期において転用許可済の農地

別表 1. 宅 地 造 成 費（3.3㎡当たり）

土止め区分		杉丸太止め		石積み止め		コンクリート止め	
地目		田	畑	田	畑	田	畑
土止め、土盛りの高さ	30cm以下	円 500	円 400	円 900	円 700	円 700	円 500
	60cm以下	900	800	1,400	1,200	1,100	900
	90cm以下	1,300	1,200	2,000	1,800	1,600	1,400
	120cm以下	1,800	1,600	2,600	2,300	2,200	1,900
	150cm以下	2,300	2,100	3,300	2,800	2,800	2,500
	150cmを超える場合は30cmごとに右金額を加算する。	500	500	700	500	600	600

別表 2市街地農地および市街市山林等の地域区分ならびに倍率表

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	
広島東	広島市	市街地農地および市街地山林				曙町、牛田本町1丁目～5丁目、牛田南1丁目および2丁目、牛田東１丁目および２丁目、牛田中1丁目および2丁目、牛田早稲田1丁目および2丁目、牛田旭2丁目、大州1丁目～５丁目、尾長町、東蟹屋町、二葉の里１丁目～3丁目および矢賀町 上記町名のうち別途税務署備え付け図面表示地域
		市街地周辺農地および市街地山林				市街地農地を除く地域
広島西	広島市	市街地農地および市街地山林				市街地周辺農地を除く地域
		市街地周辺農地および市街地山林				(イ)　下記町名の全地域 井口町、江波西2丁目、江波栄町、江波南2丁目および3丁目、江波沖町、観音新町４丁目、草津新町、光南1丁目～6丁目、庚午北1丁目、庚午北4丁目、庚午中1丁目、庚午中3丁目および4丁目、庚午南１丁目、新庄町、古江新町、南吉島１丁目および2丁目、南観音8丁目、山手町、吉島東3丁目、吉島西3丁目、吉島新町1丁目および2丁目 (ロ)　下記町名のうち別途税務署備え付け図面表示地域 打越町、江波西１丁目、江波二本松1丁目および2丁目、江波南１丁目、観音新町1丁目、観音新町3丁目、草津東町、草津南町、庚午北2丁目および3丁目、庚午中2丁目、己斐町、千田町3丁目、舟入南4丁目～６丁目、古田町、三滝町、南千田東町、南千田西町、南観音町、南観音1丁目～7丁目、吉島東２丁目、吉島西1丁目および2丁目
広島南	広島市	市街地農地および市街地山林				霞町、西霞町、仁保1丁目～3丁目、東青崎1丁目および2丁目 上記町名のうち別途税務署備え付け図面表示地域
		市街地周辺農地および市街地山林				市街地農地および似島町ならびに金輪島を除く地域

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
廿日市	大竹市	市街地農地および市街地山林				南栄1丁目～3丁目、西栄1丁目～3丁目 北栄のうち地番1～840 東栄1丁目および2丁目のうち地番１～1159
		市街地周辺農地および市街地山林				小方1丁目および2丁目、北栄（市街地農地を除く。）、黒川1丁目～3丁目、玖波1丁目～7丁目、白石１丁目および2丁目、新町1丁目～3丁目、立戸1丁目～4丁目、東栄1丁目～3丁目（市街地農地を除く。）、本町１丁目および2丁目、御幸町、御園、明治新開、元町1丁目～4丁目、油見1丁目～3丁目
		中間農地および中間山林	全	田	9	木野1丁目および2丁目 三ツ石町のうち幅員３ｍ以上の道路沿い。
				畑	13	
				山林原野	35	小方地区、黒川地区、玖波地区、立戸地区および御園地区のうち宅地造成可能地域
	佐伯郡	市街地農地および市街地山林				五日市町 大字五日市のうち字吉見新開 大字海老塩浜のうち字一本松、大新開
		市街地周辺農地および市街地山林				五日市町 大字石内のうち県道五日市原田線沿い。 大字五日市（字吉見新開を除く。） 大字駅前町 大字海老塩浜（字一本松、大新開を除く。） 大字上河内、大字倉重、大字佐方、大字下河内、大字下小深川、大字千同 大字坪井、大字寺田、大字利松、大字中地、大字保井田、大字三宅、大字皆賀、大字美鈴園、大字屋代 廿日市町 大字上平良、大字佐方、大字地御前、大字下平良、大字廿日市 大字宮内のうち字石原、大幸、大方、嘉永新開、河田、河本、鏡田、北山、国広、串戸、佐原田、新屋敷、新開、砂原、高通、玉野井、西岡迫、針田、東岡迫、

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	田畑林山原野の区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	的場、宮迫 大野町 中間農地を除く全域
		中間農地	第1地帯	田	18	五日市町 大字石内のうち幅員3m以上の道路沿い（市街市周辺農地を除く。） 大字口和田、大字高井
				畑	33	
			第2地帯	田	16	大野町 字四郎峠、十郎原、戸石川、中山
				畑	22	
			第3地帯	田	7	廿日市町 大字宮内 字西鎗出、西畑口、東鎗出、東畑口
				畑	19	
		中間山林	第1地帯	山林原野	80	大野町 字観音、福面、対厳山、沖山、清水峯および字八坂のうち山陽本線以北 500m以内の宅地造成可能地域
			第2地帯	山林原野	50	五日市町 大字石内、大字五日市、大字佐方、大字千同、大字坪井、大字三宅、大字皆賀および大字屋代のうち宅地造成可能地域 廿日市町 大字上平良、大字佐方、大字下平良、大字地御前、大字廿日市および大字宮内のうち宅地造成可能地域
			第3地帯	山林原野	20	五日市町 大字倉重、大字高井、大字寺田、大字中地および大字保井田のうち宅地造成可能地域 大野町 字亀ケ岡、前空および字物見山のうち宅地造成可能地域
呉	呉市	市街地農地および市街地山林				土地区画整理地域 阿賀町字豊栄新開、原土地区画整理地域
		市街地周辺農地お				旧市内（市街地農地、中間農地を除く。）

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	田畑林山原野の区分	評価倍率	適用地帯の区域名
		よび市街地山林			倍	阿賀町 字小倉新開、沖田、郷、田中、中畑、西町、延崎、乙花町、汐見町、源鼓町、大正町 天応町 字石田、長迫、提、天崎、沖江尻、浜崎、割方、沖条、南川 仁方町 字仁方桟橋通り、仁方西神町、仁方錦町、仁方本町1丁目～3丁目、仁方皆実町 広町 字大広新開、大新開イ印、ロ印、ハ印、ニ印、大広東、大広西、杭本新開、古新開、四新開、塩焼、白石見田、末広新開、仙兵衛新開、多賀谷町、中新開、中横路、中須賀、西横路、東横路、広中町、文化新開、町田、安永新開、彌生新開、吉松北谷、吉松中谷、吉松南谷、連蔵新開 広町のうち白石東谷、白石西谷、津江迫、西谷および船上の市道横路～白石線沿線50m以内の地域 芦冠、門松、中迫および西三坂地の県道広～西条線沿線50m以内の地域 宮花町、宮原通および警固屋通のうち県道倉橋島線沿い。 吉浦本町、吉浦東本町、吉浦中町、吉浦新町、吉浦神賀、吉浦東町
		中関農地および中間山林	第1地帯	田	18	阿賀町 字大坪谷、先小倉、新畑 網代町、池浦町、岩神町、後山町、梅木町、上城町、大山町、狩留賀町、新出町、寺山町 広町 字芦冠、大瀬、大広中谷、門松、神開、三本松、鹿田、白石峠、白石東谷、白石西谷、津江迫、徳丸、中迫、瀬開、西三坂地、東三坂地、船上、若宮 古迫町、松葉町 焼山町（字大道原、神山百町、広田、久次郎原を除く。）
				畑および山林	33	
			第2地帯	田	11	奥畑町、上惣付町、警固屋通 阿賀町のうち県道、警固屋～広停車場線沿い。 広町 字台組、中組、原組、上福浦、福
				畑および	17	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	田畑山林等の区分	評価倍率	適用地帯の区域名
				山林	倍	浦尻
海田	安芸郡	市街地周辺農地および市街地山林				安芸町 大字馬木 字石原田、今狭屋、和泉、大原、河原田、小原、五十目、寺山、天王、土井、西野地、西野畑、前ケ原、吉ケ口 字畑河地、仏川および彦九郎のうち県道上深川～広島線沿い。 大字福田 字一本木原、大下、郷、紬、原田、光町、宮原、向条 大字温品（字大葉谷、菰口および椎ノ木を除く。） 海田町（大字東海田のうち字赤穂、蟻ケ原、姥ケ臍、大谷、岡田、上大迫谷、上横走、唐谷、鹿老渡、切明、久保田、国信谷、幸後、権現、助兼、助守、高岸、栃ノ木、堂本、登尾、堂香平、西岡田、番障子、東桜木、東谷、深谷、的場、御堂原、矢野越、矢櫃、横走および雫山を除く。） 熊野町 川角字火ノ原および木綿地のうち県道内海～矢野線沿い。 出来字大井手首、慶神、籔 字大年原、菅池、畑ケ迫、火ノ原および槙ケ迫のうち県道内海～矢野線沿い。 中溝字尾首、上ノ垣内、五反田、城、宮ノ前、宗貞 字宮ケ迫のうち県道内海～矢野線沿い。 初神字隠田および湧田のうち県道内海～矢野線沿い。 萩原字福垣内 字馬坊、二反田前地、南鶴ケ沢、庄賀および苗渋のうち県道瀬野～呉線沿い。 平谷字大下、深銅および柿木迫のうち県道内海～矢野線沿い。 坂町 字大曲、岡下、河内、亀迫、中州、浜田、東、本手、丸子、宮下、宮崎、休ノ谷 字岡、藤之脇および向田のうち国道31号線沿い。 字釜ケ谷の海望ケ丘団地

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	田畑山林等の区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	字細越のうち駅前、町道浜田～中洲線沿い。 瀬野川町のうち海田町境から一貫田バス停留所に至る間の新国道（国道2号線）沿いおよび海田町境から先崎に至る間の旧国道沿い。 瀬野川町 大字上瀬野 字青木、相森、隠居地、一貫田、上中原、岸田、中原、米山 大字下瀬野 字鏡前、上落合、源歳原、小浦、下落合、中落合 大字中野 字愛宕、石田、大久保、神坂、神田、神原、神之沖、雁田、貫道、柏木、亀田、京田、切田、国方、才野瀬、下神田、寿老谷、砂走、苑耕田、高森、高部、鶴ケ原、出張、長通、南原、中須賀、新田、備中、平原、鉾取、松ケ崎、前坂、前田、満所、三木田、三土路、宮脇、藪ケ原、也崎、横須賀 大字畑賀 字上影道上、影道下、京免、下影、砂田、本郷 府中町 船越町（字大迫、刈畑、開原、神田、笹原、重光、為松、天上、道迫、中ノ迫、万町および家後を除く。） 矢野町 字赤石、江ノ口、大井、大年、小田、北尾、狐城、国清、熊崎、小島、事盛、西崎、西崎平、神出、新宮、住吉、砂原、田屋、立田、研屋、西尾、花上、姫宮、宮畝、宮下、宮脇 字真地のうちバス路線沿い。
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	23	安芸町 大字馬木字筒原 大字福田字真正面
				畑および山林	46	船越町 字家後、重光、中之迫、刈畑、天上、開原、神田、萩原山、小請田、岩滝山、尾崎山 瀬野川町 大字上瀬野 字代、鷹取垣内、平

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	田畑山林等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	大字下瀬野 字神原、原山 大字中野 字成岡 熊野町 出来字石仏、大年原、菅池および火の原。(市街地周辺農地を除く。) 萩原字馬坊、南鶴ケ沢および二反田前地。(市街地周辺農地を除く。)
			第2地帯	田	14	安芸町 大字馬木 字洗川、打越、紙屋、狐原、中休、部田、柳田、薦敷、楮原 字畑河地、仏川および彦九郎。(市街地周辺農地を除く。) 大字福田 字後谷、恵下谷、大平、黄幡谷、上条、観音原、下福安、雀鮫、高山、南磯、長尾、丸子、柳ケ迫、山越、若宮 海田町 大字東海田 字岡田、上大迫谷、権現、助守、登尾、東桜木 瀬野川町 大字上瀬野 字大奈、中須賀、中河原、宮脇、湯谷 大字下瀬野字大畑 大字畑賀 字下為角、寺西、寺東、豊成、中須賀 熊野町 川角字久保、地蔵ケ迫、台、宮脇条、八幡風呂 出来字大水南地、地蔵之前、陳界、太央、中筋 中溝字重地および宮ケ迫。(市街地周辺農地を除く。) 萩原字小迫および苗渋。(市街地周辺農地を除く。) 平谷字柿木迫(市街地周辺農地を除く。) 矢野町 字泉、神長、見者、中高下、山田
				畑および山林	31	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	田畑山林等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
			第3地帯	田	倍 14	船越町 字大迫、笹原、為松、万町、道迫
				畑および山林	25	坂町 字植田、岡、葛原、藤之脇、細越、向田および横洲。(市街地周辺農地を除く。)
			第4地帯	田	12	安芸町 大字馬木 字茶木原、藤野岡 大字福田 字寺分、下夕ノ川 瀬野川町 大字上瀬野字下原 大字下瀬野 字正之坪、中田、松之木、宮本
				畑および山林	35	熊野町 川角字火の原および木綿地。(市街地周辺農地を除く。) 出来字槙ケ迫(市街地周辺農地を除く。) 萩原字庄賀(市街地周辺農地を除く。)
			第5地帯	田	12	安芸町 大字馬木 字大久保、砂走、平原、古屋ケ奥、松尾 大字福田 字上原、河内亀、下原、茶屋原、中休、御滝 海田町 大字東海田 字鹿老渡、国信谷、幸後、助兼、高岸、西岡田、的場、矢野越 瀬野川町 大字上瀬野 字大山、小田林、大歳、河島、神田、久井原、合之坪、五百田、讃岐田、清水、塔之原、細田、道林、向井、山口 大字畑賀 字植垣内筋、下奥畑、菅之口、中為角、樋掛田、橋詰、森兼 熊野町 川角上ノ山、貴船、正之坪、祖里、大道地、西垣内、深道谷、堀垣内、和田
				畑および山林	17	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	田畑山林の区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	呉字金森、信原、堂ケ迫、風呂ケ迫、孫井田 城之堀字郷原地、中郷原、中村、西ケ廻、道垣内 萩原字荒金、世良殿本迫、ソユウダ、萩原 初神字湧田（市街地周辺農地を除く。） 平谷字大下（市街地周辺農地を除く。） 矢野町 字岡之鼻、片平、小越、土居、本谷
			第6地帯	田	11	坂　町 字板見、田島、中村、西側、新張、刎、丸林、宮上
				畑および山林	20	
			第7地帯	田	8	坂　町 字上条、上水尻、クイ、西、西谷、松崎
				畑および山林	16	
			第8地帯	田	4	坂　町 字荒井川、魚見、打切、尾鷹、桂切、角口、角瀬、刈津土井、猿子林、重、スドコ、関壮、曽根、鯛尾、手切川、中山田、梨ケ浦、西山、東岡、水尻、三田尾、南谷、明神、向井田、本谷、吉ケ浦、釜ケ谷。（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	8	
可部	安佐郡	市街地周辺農地および市街地山林				可部町 大字上原、大字大毛寺 大字大林 字大杉、京免、正田、西原田、浜ケ谷、蓮花、柳 字台および根の谷の国道54号線沿い。 大字上町屋 字胡子、河原、五郎丸、土生田、町屋 大字勝木字河原 大字可部、大字下町屋、大字城ノ下 大字桐原 字恵穂居、国丸、田屋、山根 大字中島 大字南原

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	田畑山林の区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	字漆免、重清、助信、丸山、山手 大字中野、大字四日市 祇園町（大字西山本字大迫田、大堀谷、黒岩、権現、堤谷、峠および大字東山本字大堀谷を除く。） 高陽町 大字岩上 字池田、後迫、苅明、金下、木船、久保田、貞宗、仙道、高岸、寺本、朝鮮田、友竹、槙ケ坪、山田、行分 大字小田 大字上深川 字赤石、狐田、久保田、道免、真倉、森の木 大字玖（字真亀谷および八木瀬尻を除く。） 大字下深川（字玖村越、堂願、西ケ迫、松ケ迫を除く。） 大字中深川、 大字諸木 字大井、吉明神、金平、才の脇、本郷、門田、山手 大字矢口 佐東町 沼田町 大字大塚 字市場、上ノ垣内、大谷、大久保、岡山、観音、柿木迫、北垣内、倉掛、権ノ神、五反田、城野岸、下城、下野垣内、田中、塚野本、中垣山、中山、西谷、馬場、平野田、平岩、槙原、宮ケ瀬、向西、横田 大字伴 字赤迫、筏地、上田、上大原、上ケ原、雲願寺、小ノ原、尾首、岡田、庄山、川原、黄番、胡摩迫、香炉林、才ノ本、坂田、迫ノ谷、三百谷、下山崎、下地、下平本、下丁、城泉、砂、荘田、谷口、豊島、中大原、中平本、中前原、中市、浜後、東川原、東平本、東前原、平城、札場、堀、三森、向田、山田平、山崎、柚ノ木、横更、養峠 安古市町 大字相田（字犬戻を除く。）、大字

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	大町、大字上安（字天満田、原田および深山谷を除く。）、大字高取（字鳥帽子谷、大迫、大石原および中田を除く。）、大字長楽寺（字上徳、千石、蛭田および法師原を除く。）、大字中須、大字中筋、大字東野、大字古市
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	26	祇園町（市街地周辺農地を除く。） 安古市町（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	40	
			第2地帯	田	20	沼田町 大字大塚 字犬喰、数根迫、三本木、竹之元、堂野迫、堂現、前垣内、割田 大字伴 字釜ケ谷、竹之元、松ケ迫
				畑および山林	30	
			第3地帯	田	15	高陽町 大字岩上 字大迫、ナメラ 大字狩留家 字上中須賀、下中須賀、清水、長町、原開地、広瀬、横田 大字玖（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	23	沼田町 大字大塚 字箕田、段原、堂面、鍋田、流田、榜ノ木 大字伴 字上典、乙井、亀割、瀬戸、土井、中間、中台、流田、中丁
			第4地帯	田	12	高陽町 大字岩上 字襟免、鬼ケ原、小松原、下岡田、平原、山下、柳ケ迫、若宮 大字下深川（市街地周辺農地を除く。） 大字末光 字石原田、久保田、浜田 大字諸木 字部家谷、藪谷
				畑および山林	19	沼田町 大字大塚 字石原、上之垣内、梶尾谷、惣田、田仏、津江ケ迫、七ツ苗代、長迫、平谷、桧梅、論下 大字伴 字石ケ原、上丁、大迫、奥丁、五

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	郎次田、権現、新畑、荘原、道後、鳴谷、入野、森之本
			第5地帯	田	9	可部町 大字大林および大字上町屋。（市街地周辺農地を除く。） 大字勝木 字神田河内、合蔵河内、西沖田、東沖田、松原、室屋河内 大字桐原（市街地周辺農地を除く。） 大字南原 字砂屋、縄手、堀越、無神
				畑および山林	14	高陽町 大字岩上（市街地周辺農地および第3、第4地帯を除く。） 大字小河原 大字上深川（市街地周辺農地を除く。） 大字狩留賀（第3地帯を除く。） 大字末光（第4地帯を除く。） 大字諸木（市街地周辺農地および第4地帯を除く。）
	山県郡	市街地周辺農地および市街地山林				千代田町のうち、次の地域の国道および県道沿い。 大字有田 字乙熊、川本、下十日市、十日市 大字今田字本郷、大字後有田字新地 大字壬生 字大坪、鎌田、郷ケ坪、立田市、陳ケ崎、信安、日焼田
吉田	高田郡	市街地周辺農地および市街地山林				甲田町大字高田原のうち 智徳橋から甲立駅にいたる町道沿い。 白木町大字秋山から大字市川および大字小越のうち 字堀越上、堀越中、堀越下、神田、小田迫および向川原の県道ならびに主要町道沿い。 向原町大字坂のうち 旧県道交差点から字向井原地番26—1にいたる新県道沿い。 八千代町大字佐々井 字住田、二郎丸 吉田町大字常友および大字吉田のうち 字西大坪から字貴船にいたる国道54号線沿い。

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	吉田警察署から吉田農協支所にいたる町道喜衛門線沿い。 三次職業安定所吉田出張所から吉田中学校正門入口にいたる県道沿い。 (有)桂商店から吉田小学校正門入口にいたる町道小学校線沿いおよび新町線沿い。 字西大坪から字貴船（鎗分）にいたる県道沿い。
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	5	甲田町 大字上甲立 字鳥の州、沢田、下市、杉、砂田、二丸、幟立 大字高田原 字油面、植木畷、亀尻、堂の口および宮薔（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	16	
			第2地帯			八千代町のうち 国道54号線沿い。（市街地周辺農地を除く。） 大字上根字東裏、源田および北裏の県道根野～千代田線沿い。 大字勝田字化正面、塚瀬、新宮、山梨および上谷の県道沿い。 大字上根字土井および河下添の町道土井線沿い。 大字上根字沖の原、端場、南裏、後陳および北裏の町道市裏線沿い。 大字上根字日南、大地原、森行、仲の坪および末石の町道森行線沿い。 大字上根字三本木、田中、藪崎、沼田、仲の坪および末石の町道末石線沿い。 大字上根字田中の町道田中線沿い。 大字下根字横田および鳥落の町道末石線沿い。 大字下根字鳥落の町道田中線沿い。 大字下根字鳥落および高平寺の町道高平寺線沿い。 大字下根字横田、割方、黒ン房、中門出、迫平および出口の町道出口線沿い。 大字下根字黒ン房、中門出、実宗および佐古田の町道四の谷線沿い。 大字下根字黒ン房および殿前の町道竹丸線沿い。
				田	8	
				畑および山林	28	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	大字下根字溝下、実宗および貞森の町道実宗線沿い。 大字下根字兵伊佐、提口、国実、鎗分および清角兎の町道勝田～根の谷線沿い。 大字下根字国実、志大見詰および鎗分の町道中の谷線沿い。 大字下根字波佐間、徳王丸および中廉の町道古屋線沿い。 大字下根字波佐間および鎗分の町道国安線沿い。 大字下根字四通および京免の町道長迫線沿い。 大字下根字太郎丸および六反田の町道六反田線沿い。 大字佐々井字保森、田中および後藤の町道後藤線沿い。 大字佐々井字国信、近未および立石の町道谷之城線沿い。 大字佐々井字近未、門出、小門出、南合、正義および寒田の町道門出線沿い。 大字佐々井字五郎丸、細倉、丸山、川井田および登立の町道丸山～木次線沿い。 大字佐々井水無の町道小又線沿い。 大字佐々井川井田および登立の町道水無線沿い。 大字勝田字上思地の町道大又線沿い。 大字勝田字塚瀬、山梨、中山および北原の町道北原線沿い。
			第3地帯	田	9	吉田町 大字常友 字大幡迫、鍛治屋迫、浄安寺、西大坪および東大坪。（市街地周辺農地を除く。） 大字吉田 字大賀屋、大浜、川向、上迫、貴船、鯨多、下迫、下新三川、下川東および鎗分。（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	21	
			第4地帯	田	9	八千代町のうち 大字土師字上桑の木、上新開、桑の木久保、下新開、堂の本、中所、乗田、安清、宮沖および森の沖の県道沿い。 大字勝田字上谷、塚瀬および山梨の県道沿い。
				畑および山林	19	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	
			第5地帯	田	9	向原町 大字坂 字袖森、梨木、向原山および向井原。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	16	
			第6地帯	田	10	白木町のうち 大字秋山字堀越上、堀越中および堀越下。(市街地周辺農地を除く。) 大字市川字神田および小田迫。(市街地周辺農地を除く。) 大字井原字市、小田、上ミ甲、上ミ市、上戸石、上新宮、下モ甲下戸石、下新宮、西大寺、西日詰、日詰、東日詰、南大寺および山根の県道沿い。 大字小越字向川原。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	18	大字三田字北吉求、栗原、中吉求、西吉求および畑の県道沿い。
			第7地帯			吉田町 大字川本 字大番、大原、川下、土樋田、四反田
				田	13	大字桂 字後平、献上面、下崎、砂堀、杉迫、根武の内、沼上崎、原ケ迫、八反田、平田、古市、宮ケ迫 大字上入江字上市、下市 大字高野字小田、上沼、峠 大字常楽寺字牧原 大字中馬字景田、地後安
				畑および山林	26	大字常友 字大下迫、観音迫、上甲山、上新屋郷、租利田郷、常光迫、仲租郷、宮の沖、森求迫 大字長屋字豆ふ屋 大字山手 字卯町、大宮、木和面、久保、五反田、下原、砂堀、中郷、西原、東郷 大字吉田字内堀、外堀
西条	賀茂郡	市街地周辺農地および市街地山林				西条町 朝日町、岡町、大坪町、上市町、御条町、栄町、昭和町、末広町、西本町、本町 大字西条東の山陽本線南側の地域

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	
						八本松町 大字飯田 字大山、菜黄迫、踏掛、五位迫、八本松、見のこしおよび割岩山の国道2号線沿い。
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	17	八本松町 国道2号線沿い。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	32	
			第2地帯	田	15	西条町 大字助実、大字寺家および大字御薗字の国道2号線沿い。
				畑および山林	28	
			第3地帯	田	12	西条町 大字寺家 字有吉、稲木、神迫、釜ノ河内、久保ノ谷、菰原、貞松、猿屋敷尻焼、李盛、坪ノ谷、友松、松田、松原および元川。(山陽本線北側と第2地帯を除く。)
				畑および山林	21	
			第4地帯	田	10	西条町 大字西条 字一の坪、岡の上、塔の岡、畠中、走り下、福神、御健 大字助実 字下助実、苗ケ坪、八疋。(第2地帯を除く。) 大字御薗字 字有場、石ケ瀬、和泉、和泉川、伊勢宮、卯の留、円城寺、折居、大迫田、上中筋、上松賀、上戸、上神田、五郎丸、下和泉、下神田、下上戸、竹鼻、為久、近光道天、縄手、伴伏沖、馬場、備前迫、増岡、松賀、宮ノ下、明神谷および湯本。(第2地帯を除く。)
				畑および山林	18	大字土与丸 字五反田、三本松、声門、大林寺、仲伏沖、花立、平田、道上谷、門前谷 大字吉行 字尼寺、伽藍 八本松町 大字飯田(市街地周辺農地および第1地帯を除く。)

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
			第5地帯	田	倍 5	西条町 大字西条東の山陽本線北側の地域 大字御薗宇 字一本松、池ノ本、池ノ下、踊原、上城、勝谷、上組、籠田、勝谷沖、胡麻田、新し、新町、下組、坪内、中組、町組、前境、宮本および湯本沖。(第2地帯を除く。) 大字寺家 字入江、尾形、鎌田、五島、重常、西払 八本松町 大字米満（第1地帯を除く。） 大字宗吉の山陽本線南側の地域。(第1地帯を除く。)
				畑および山林	12	
竹原	竹原市	市街地周辺農地および市街地山林				下野町 字秋井、上中通、小井出、西中通 新庄町 字大木、舟木屋および蔵山の国道沿い。 高崎町 字西大乗新開、西条、東大乗新開、東中浦および東条の国道沿い。 竹原町（字後山、多井一ノ割、多井三ノ割、我元行、仮屋谷、北紺屋谷、北大ノ城、吉良崎、貞光、新浜、辰新開、立岩、田ノ浦、長年、紅岩、南紺屋谷、皆実新開、南大ノ城および的場を除く。） 忠海町 字馬屋町、鍵坪、掛場、鍛冶屋町、上八町、栄町、新町、新地、高見、町、徳浜、鳥居町、中町、浜町、東一丁、東二丁、東三丁、本町、松原町および向町 字西長浜、本長浜および明神原の国道沿い。 西野町 字居石、行円垣内、東丈田、西丈田および門信の国道沿い。 福田町 字大正新開、堂尻沖、西小島、西新開、東沖、東小島、東新開および元浜の国道沿い。 吉名町 字毛木沖、毛木下、郷、瀬戸および郷の国道沿い。

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	倍 15	下野町字須方 竹原町 字後山、貞光、辰新開、的場 忠海町 字今市、字津、冠崎、東脇、堀越 吉名町 字西条、東条、宮条
				畑および山林	20	
			第2地帯	田	12	下野町 字大方、上石比、夏目垣内 忠海町字鳥城 福田町字堂尻沖 吉名町字郷、八王寺
				畑および山林	19	
			第3地帯	田	10	下野町 字阿此比中、上阿此比、神田、下阿此比、大応、立通、中阿此比 高崎町 字西大乗新開、西条、東大乗新開および東条。(市街地周辺農地を除く。) 忠海町字遊ケ原 福田町 字西新畑、西小島、東小島 吉名町 字上郷付、毛木下、小浦尻、下郷付、寺谷、西柏新開、東柏新開
				畑および山林	15	
			第4地帯	田	7	下野町 字下石比、下成井、多沖郷、多東郷、中成井、東上条、宮原 高崎町字東中浦 忠海町 字江ノ内、北二窓、行司原、天神、流田、西長浜、本長浜、明神原、脇 福田町 字大正新開、東新畑、元浜 吉名町 字沖辺、水揚
				畑および山林	13	
	豊田郡	市街地周辺農地				安芸津町 大字風早字新開および蓼原の国道沿い。 大字木谷字雲下、浜田、三尾、宮浦および湯盛の国道沿い。 大字三津のうち字榊山、中河原、西原、皆実新開、安永築地 川尻町 字岩戸、沖田、郷、向田の国道沿い。

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	字久俊、町森 安浦町 大字内海のうち字沖、大新開中通北大新開中通南 字浦尻北および浦尻西の国道沿い。 大字三津口のうち字刈山、祇園、古新開川北、古新開川南、白須、中海岸通、西組、東海岸通、東組
		中間農地	第1地帯	畑	47	川尻町字板休のうち地番502.503
			第2地帯	田	15	安芸津町 大字風早字新開、陣凱 大字三津字沖ノ殿、上河原、実近築山、土居敷、西石指、浜町、東石指、古川 川尻町 字沖田、郷、中原、原山、要垣内
				畑	20	安浦町 大字内海字大新開大北、大新開南大年、田谷、茶道、平木 (上記のうち市街地周辺農地を除く。)
			第3地帯	田	9	安芸津町 大字風早字金丸、蓼丸 大字木谷字雲下、浜田、三尾、宮ノ浦、湯盛 大字三津字堂ケ原
				畑	15	安浦町 大字内海字浦尻西、南谷中通、宮ノ前 (上記のうち市街地周辺農地を除く。)
			第4地帯	畑	14	安浦町大字中畑字立小路のうち地番510
		中間山林	第1地帯	山林原野	190	川尻町字板休のうち地番502－25～502－108および503－46～503－126
			第2地帯	山林原野	80	安浦町大字中畑字立小路のうち地番510－1～510－362
尾道	尾道市	市街地周辺農地および市街地山林				久保町 奥城山、西城山、猿坊谷、法華塚渡り手 栗原町 赤良川、有国、池ケ迫、井出之上

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	猪之尻、祝神、良前、岡ケ迫、尾崎、大久保、大坪、大向、金垣内、金谷田、上長田、亀川、烏須井、祇園、祇園面、久四郎田、崎向山、貞友、貞広、下烏須井、下長田、末長、瀬戸ノ谷、竹姥ケ迫、竹田、竹向山、常長、鍬谷、照田、堂ノ前、中野坪、西組、二反田、東組、東谷、東長田、東之前、豊後、前田、松ケ窪、宮ノ前、向井山、向大幡、夫婦岩、余計、横目田
						栗原西1丁目、栗原西2丁目、栗原東1丁目、栗原東2丁目 古浜町のうち地番1442～1476 桜町のうち地番765～792、799～807、815～854、863～909―1、910～911、972～999、2.294～2.350 三軒屋町山波町のうち地番1～780、868～927、932～1.025、1.036～1.125、1.355～1.490、1.498～1.516、1.537～1.585、1.828～2.210、2.223～2.353、2.419～2.436、2.440、2.451～2.453、2.419～2.436、2.440、2.451～2.453、2.458、2.877～2.994、3.025～3.105 潮見町のうち地番423～460、705～764、795～798 正徳町のうち地番55―5～70、1.419―4、乙1.419―4、1.424―2、1.425―2、1.426 高須町のうち地番379～471、555～859、1.250～1.387、2.675～2.715、3.496～3.669、3.720、3.728～3.772、3.810～3.842、山地番3～4、6、8～44、46～52、79～89、480～481、1.345、大新 手崎町のうち地番1.477～1.517、3.032～3.139、3.197～3.232 天満町 十四日町のうち牛神、黄谷、五本松、下五反田、夫婦岩 長江1丁目、長江2丁目、長江3丁目、西久保町、西土堂町、西則末町東久保町、東土堂町、東則来町 東元町のうち地番1.388～1.424、1.429～1.441―15 日比崎町のうち地番366～422、1.592～1.659、5.901～5.902、12.039 福地町のうち地番490～608、5.911～5.912 防地町

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	門田町のうち地番1.001―3、1.001―5、2.221―1～2.236―3、2.243～2.292、2.351～2.715、2.717～2.787、2.871～3.060、3.307～3.320―1、5.147―1～5.189、5.219―1、5.219―3、5.220～5.237、5.240～5.244―2、5.246―1 吉浦町のうち地番1.518～1.621、1.882～1.989、2.860～3.031、5.903―1～5.903―7 吉和西元町のうち457～489
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	16	高須町のうち丁卯新涯、西新涯、東新涯西、東新涯東
				畑および山林	22	
			第2地帯	田	13	尾崎町 久保町、栗原町および十四日町。(市街地周辺農地を除く。) 高須町のうち地番1.388～1.497、1.983～2.048、2.565～2.660、2.662～2.674、2.718～2.768、山地番474～498、549～564、568、580～590
				畑および山林	16	
			第3地帯	田	10	沖側町、神田町、桜町、潮見町、手崎町、東元町、日比崎町、門田町、吉浦町および吉和西元町。 (市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	13	
			第4地帯	田	8	木ノ庄町大字木門田 有之木、宇根、岡田前、家政平、川良田、城田、平、天神前、天満平、当田口、土井、箱田、東角、細田、門田平、八ツ面 西藤町 福地町(市街地周辺農地を除く。) 美ノ郷町大字白江 井ノ元、小山、竹田、天田、土井ノ内、中川原 美ノ郷町大字本郷 入町、岡谷、沖田、川地、木舟、京免、陀阿新、箱田、水口前 美ノ郷町大字三成 穐(アキ)町、井手ノ内、猪谷迫、柏木田、釜ケ迫、国森、三軒屋、清水、大日、橋本、平山、古川、横尾 吉和町(字王地、奥安井、奥山、隠地、叶丸、雁矢田、北安井、高頭、高平、迫ノ奥、菖蒲迫、自然子、徳本、鳴滝、竜王之下、竜之上を除く。)
				畑および山林	10	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
	因島市	市街地周辺農地および市街地山林			倍	田熊町 扇新開、金山新開、古新開、島前、竹長新開、浜 土生町 赤松;赤松新開、江ノ内、江ノ沖、荒神平、塩浜、塩浜奥、津部付、土井、長崎、西畑、湊、湊越、山神原 三庄町 海田
		中間農地および中間山林	全	田	12	重井町 青木沖新開、伊浜新開、大早、長浜、本郷沖新開 田熊町 足摺、井ノ元、太田、奥ノ浜、金栗、黒崎新開、鷲田、崎西浦、瀬戸ノ浜、天満、西浦、弁才天、本竹長、三ツ石 中庄町 掛鼻、嘉助新開、黒崎新開、西浦、畠田、東屋新開、山根新開 土生町 宇和部、小丸田、郷、崎赤松、下田、新開山、竹ノ下、中畝、中郷、箱崎、浜床、播磨石、平木、御堂前 三庄町 上砂、下砂
				畑および山林	16	
	御調郡	市街地周辺農地および市街地山林				向島町 兼吉 字池田新開、亀森、小西新開、鷹向、則永、渡場1丁目 田尻 字厳島前、扇新開、浜床 立花 字中花、麓、本村郷 富浜 字新富浜、明神島、四軒島 向東町 堤 字二番潟 寺内 字形平、寺之前、馬場谷、馬場ノ鼻 彦ノ上1区 字二文堂 彦ノ上2区 彦ノ上3区 森金 字浜床

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
		中間農地および中間山林			倍	向島町 有井 字天ノ河、鸚鵡谷、越戸、白方、白方谷、長者ノ水 宇立 字入川ノ上、小玉屋西平、小玉屋東平、新開川、田尾、大工谷、寺ノ後、西角新開 江ノ奥 字稲積新開、神之木、木戸田、黒崎新開、窪田、竹足、中原、西堤、八反、松山 兼吉（市街地周辺農地を除く。）
				田	13	川尻 字宇坪新開、覚明島、兼広、田中、中宇根、西中島、東中島、矢垣内 田尻 字神崎 立花 字江ノ浦郷、小谷、小浜、下谷、外浦、釣浜郷、寺屋敷、、水場、余崎 津部田 字一ト町田、二軒浜 土井 字土井ノ下、土井ノ前 富浜（市街地周辺農地を除く。） 干汐 字青蔭、込原、塚ノ谷、松ケ端 向東町 歌 字歌浦、歌一の岡、歌浜、向平 大町 字箱石 新開 字歌越道上、歌越道下、西今倉東今倉 堤（市街地周辺農地を除く。） 寺内 字寺内前、宮ノ後 彦ノ上１区（市街地周辺農地を除く。） 肥浜 字長者ケ原、干浜上、干浜下 古江 字木戸田 森金 字池尻、州崎、肥浜岡新開、宮ノ廻 矢立 字入川、一丁株、岡浜、小栗原
			全	畑および山林	16	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	西、小栗原東、荒神谷、小丸、新地、新土手、坪屋谷、肥浜、肥浜新開
三原	三原市	市街地周辺農地および市街地山林				旭町 糸崎町のうち鉄道線路以南および地番 674以上の地番の地域 木原町のうち鉄道線路以南の地域 寿町、古城通り、新倉町、城町 宗郷町（中間農地を除く。） 特貞町 中之町のうち地番3238以上の地番の地域および字上側、往還、千川、金荒、供養松、蔵之内、源行、郷原、郷田垣内、山王畑、才原、定兼、下側、城鼻、修理免、新地、重道東、重道西、重政、十一面、竹ノ添、竹間、常長内、晩稲田、飛射免、風呂川、別所小向、坊、前田 長谷町のうち鉄道線路以南の地域 西野町（中間農地を除く。） 西宮町（字石迫を除く。）西町 沼田町字天皇、西ケ坪、宮城田 東町、広友町、本町、宮沖町、皆実町、宮浦町、明神町、館町、頼兼町、和田町
		中間農地および中間山林	第１地帯	田	8	糸崎町（市街地周辺農地を除く。）、貝野町、木原町（市街地周辺農地を除く。）、須波町および須波西町の鉄道線路以南の地域 宗郷町 字石原、砂原、関根、殿村、野細 長谷町 字市、大鳥居、大日、伯母迫、大板、大板沖、神田、賀登、城前敷西ツルガ巣、東ツルガ巣、姫草 沼田町字西坪 沼田東町大字片島、大字七宝、大字本市
				畑および山林	10	
			第２地帯	田	6	駒ケ原町、桜山町 田野浦町 字小松、筏、下松、千本松 中野町 字油免、奥田、大坪、講元、是友、下田、十一面北側、重道北、重田、高丸、高山原、隣垣内、弁海口、弁海、宮垣内 西宮町字石迫
				畑および山林	8	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	西野町 字猪之奥、井屋峠、出露川東、出露川西、後、大林、大掛飛地、草多、国広上、国広下、貞時、西原、平迫、広原、東原、三原詰、渡り
	豊田郡	中間農地および中間山林	全	田	5	本郷町大字下北方のうち旧国道以南の地域および大字本郷のうち山陽本線以南の地域
				畑および山林	7	
福山	福山市	市街地周辺農地および市街地山林				戦災復興都市計画地域内、曙町１丁目～６丁目、一文字町、今津町２丁目～５丁目 今津町 字剣脇新開、町、町前、前新涯 沖野上町、王子町1丁目および2丁目、川口町 春日町 大字能島、大字吉田 北吉津町、木之庄町、草戸町 蔵王町 字石井、石道下、艮、大目、加茂前、鴨目、金甲、孤崎、九反場、北ノ前、小屋前、山王、條原、惣戸山、惣戸下、高崎、綱木、辻、中道、仁伍、西鍋蓋、沼田、半田、浜ノ前、広尾、広尾前、東鍋蓋、札場、松葉、宮ノ端、宮ノ前、道々、山ノ端、割土手 新涯町、新浜町１丁目および２丁目 瀬戸町 大字山北（さほく）字加屋沖 大字長和 字大番木、佐波井手、地免、平田、深水 多治米町、大門町1丁目～5丁目 高西町 大字川尻 字井の出尻、小路新涯、三筆物、築島 高西町 大字真田 字三ケ村沖、真田 長者町 津之郷町 大字加屋 字堂端、馬場、水越 大字津之郷 字上開地、垣内、小森、サヤ、谷尻、虎松、鮫、花田、夕倉

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	手城町 奈良津町 字池田、汐田、立通、上手内、椋、仏伝寺 西町、西神島町、野上町、東深津町、引野町、本庄町、松浜町３丁目および４丁目、松永町１丁目 松永町 字内小代、外小代、地蔵畑、中ノ町、長和島ノ岡、浜見町 緑町、三吉、町港町1丁目および2丁目 水呑町、宮前町1丁目および2丁目 御幸町 大字中津原（字牧を除く。） 大字森脇 山手町 字井上、池ノ下、内沼、岡ノ端、尾高、尾越、川内、崩岸、窪田五反田、孤池、三本松、鹿目、篠坪、下正尺、砂畑、節面、大黒、高屋、高垣、樽摩田、津田、土橋、手樋、天王、戸坂、土手外、峠前、鮫、中沼、中須賀、西田中、西唐臼、能曽、八反田、東田中、東唐臼、藤黒、法正坊、前下、松池、宮ノ下、水越、山根、湯伝、横町
		中間農地および中間山林	第１地帯	田	15	赤坂町 大字赤坂 字亀井、小池、重信、鳥羽、友田ケ原、南友田 大字早戸 字木之下、分郷寺、松笠 蔵王町（市街地周辺農地を除く。） 佐波町 瀬戸町 大字山北（さほく） 字池の下、川崎、小田、小山下、小山上、宮の端、宮の後 大字長和 字一丁田、唐立、筆岡、丁ノ坪、細田、目貫堂、六反田、桶尻 津之郷町 大字加屋 字川添、三反田、道開地
				畑および山林	20	
			第２地帯	田	12	千田町 大字千田 字飴屋田、土手ケ端、沼沖の丁

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
				畑および山林	倍 17	千田町 大字藪路 字本谷 大門町 大字津之下、大字野々浜 奈良津町（市街地周辺農地を除く。）
			第3地帯	田	10	神村町 字イセ、伊勢山下、大道の下、城の元、高屋、高屋下、峠の下、大日、中新涯、羽根尾、宮の下、和田、和田下 高西町（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	14	津之郷町 大字津之郷 字合戸、犬丸、大目、久保田、小山、坂部、大満寺、高垣、本谷口、本谷、丸枠 松永町（市街地周辺農地を除く。） 御幸町（市街地周辺農地および大字中津原字牧を除く。） 横尾町 字外原、外原土手際、外原樋口
			第4地帯	田	9	今津町（市街地周辺農地を除く。） 神村町 字青木、石井谷、石ケ坪、上の前、大道の上、沖新涯、チトセ、堂の元、仁伍、仁伍下、平、古ケ市、松崎、松本東、松本西、山サキ 春日町大字浦上 千田町（第2地帯を除く。） 瀬戸町
				畑および山林	12	大字山北（さほく） 字赤羽、今屋、九文明、久保田小原田、白井、寺の下、橘の木、平田、防谷、前田、宮の前、宮峠 瀬戸町 大字地頭分 字枝足、落石、大畠、絹防塚、桑元、栗田、地頭分、茶堂、寺の前、西奥江、宮脇、八反田、東奥江 瀬戸町 大字長和 字阿引、阿引前、石井平、宇根、永福寺、奥江、片山、黄巻廻、暮町、高浦、土井端、中前、八番、東宮脇、妙見、西宮脇、

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	八ツ表、山添、嫁田、吉成 田尻町 大門町大字大門 坪生町 鞘町、箕島町 山手町（市街地周辺農地を除く。）
	深安郡	市街地周辺農地および市街地山林				神辺町大字川南
		中間農地および中間山林	全	田	8	神辺町大字川北
				畑および山林	10	
府中	府中市	市街地周辺農地および市街地山林				鵜飼町（字小林、門の端を除く。） 栗柄町 字平井、四日市 高木町 出口町 字芦高耕地、岩肌、胡町、尾後瀬、川原町、崎羽中、新町、大黒町、辻砂場、辻高居、辻洞仙、辻横田 中須町（字池の奥、木本、向山および中間農地地域を除く。） 土生町 字上川原、桜堂、下川原、中川原、古市、横井 広谷町 字先山の端、砂田、竹安、丁の坪、二才原、西田、前の間、門の端、門の前、山の端、山の脇 府川町、府中町 目崎町 字沖、加一、川渕、劔先、才の前新開、萱谷、千本田、八斗田、半田の前、矢現、 元町
		中間農地および中間山林		田	12	篠根町字鳥居原、平田 父石町字稲葉 出口町字二本木 中須町字池の下、岡谷、黒尾、手迫 土生町字森田 広谷町字平佐 目崎町字鳥羽、仲谷
				畑および山林	16	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
	芦品郡	市街地周辺農地および市街地山林			倍	駅家町大字江良、大字上山守、大字倉光、大字下山守、大字近田、大字坊寺および大字万能倉の県道福山～庄原線、県道中野線、県道井原線沿線 100m以内の地域および通称産業道路沿い。 新市町大字新市、戸手
		中間農地および中間山林		田	11	駅家町のうち 大字江良、大字上山守および大字下山守。(市街地周辺農地および芦田川以南を除く。)
				畑および山林	13	大字倉光、大字近田、大字坊寺、および大字万能倉。(市街地周辺農地を除く。) 新市町大字宮内
三次	三次市	市街地周辺農地および市街地山林				十日市町 字京蘭寺、太才、十日市、野尻、四日市 字今宮、上原、下原、救および中原の芸備線から北側の地域 南畑敷町のうち芸備線から北側の地域
		中間農地および中間山林	全	田	8	川地町のうち国道54号線沿い。 十日市町のうち 字今宮、上原、下原、救および中原の芸備線から南側の地域 畑敷町のうち国道183号線から西側の地域
				畑および山林	16	
庄原	庄原市	中間農地および中間山林	全	田	10	本町地番1.149から新佐家地番152に至る県道沿い。 本町地番1.078から地番1.138に至る市道沿い。
				畑および山林	14	
山口	山口市	市街地周辺農地および市街地山林				旧市内（中間農地を除く。） 葵町1丁目および2丁目、今井町、下市町および周布町 大字朝田のうち字沖ノ上、片野、岸本、三田池、丁田、下郷田、勢芸、高井、竹ノ砂、長通、灰田、稗尾、宮馬場、宮本、挽地、森ケ坪、森歳、和田上、和田中および和田下の国道9号線沿い。 大字平井のうち秋穂渡瀬橋から山口大学正門までの県道沿い。 大字御堀のうち字壱村、梅下、梅中

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	大筆、上かうや田、上番頭、河原田、神田、黒坊下、久三、三反田、清水、下堀、干坊上、十力、中原、中番頭、野原、万才、堀、森村、柳および山下の国道262号線沿い。 大字矢田のうち字上沼、大野、上大野、地蔵免、下方根木、三反田、田屋河内、堤河内、堂面、土橋、中矢田、仁生、畠田、東生木林、山鼻および良君城の国道262号線沿い。 大字御堀、矢田のうち字石打、壱歩関、入野、馬塚、戎川東、大里、王子ノ木、岡、川原、川村、神田楮、筑、桜ノ木、佐屋、佐屋川、小路、下河原、下水田、下大道、下山根、砂入、双鯉、高芝、高野原、田屋河内、樽屋、大道、丁ノ河内、辻、峠、東禅寺、土橋、中水田、長沢、西生木林、西河内、猫又、橋本、火ノ久保、東生木林東河原、東畠田、古苗地、堀、前小路、松原、南河原、南壱歩関、冥想寺および山鼻の県道萩～防府線沿い。 大字矢原のうち字朝倉市、朝倉市下、宛ノ木、阿弥陀堂、介宗、下田、鈴木、千周防、高関、樋ノ口、平六および三軒屋 大字吉敷のうち字壱町田、柿木田、上馬越、上馬渡、上河内、上塚田上七ツ畔、上溝部、小僧頭、下馬越、下馬渡、下竹ノ後、下塚田、下七ツ畔、下溝部、中馬渡、中河内、中竹ノ後、中七ツ畔、八反田、平田および舟原
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	14	朝倉町（字赤はげ、岡ノ下、河内、上胡摩畠、岸ケ迫、胡摩畠、善林坊、当立田、火神ケ谷、彌端の木を除く。）、荻町、木町、錦町、(字金嶺、上金嶺を除く。)、西滝、東滝、若宮町 大字朝田のうち字岡ノ口、土井、西角および山田屋敷の国道9号線沿い。 大字宮野下のうち下東織本、千丸、立石、中門前、西織本、東殿河内、札ノ上、札場および御森田のうち国道9号線沿い。
				畑および山林	36	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	
			第2地帯	田	10	赤妻町、上金古曽、幸町、三和町、宝町、古熊、松美町、矢原町 大字宮野下のうち字上中筋、金山河内、蔵河内、上森ケ坪、五反田、下中筋、定田、添田口、田中、縄手沖、中筋、縄手、畠中、前河内、宮ノ前、綿木屋および森ケ坪のうち国道9号線沿い。
				畑および山林	28	大字宮野下のうち字石原、内待田、猿喰、神田、五反田、砂田、芝崎、下平野、下茶、水落、添川、高畑、竹ノ花、出口、道元、西殿河内、西惣敷、初瀬、平野、東殿河内、東惣敷、前田、三日月田、桃屋および山の神 大字吉敷のうち字落合、神田、鍛治屋、鴨、上清水、上野瀬、上竹ノ後、上三ツ畔、上樋ノ本、上飛石、上京面、給場番、桑畑、下札場、下樋ノ本、下土橋、下河原、下経塚、下京面、下門田、中樋ノ本、中清水、中札場、中三ツ畔、中河原、野瀬、樋ノ口、札場、深田、福葉、松原、溝下、柳木および湯田
			第3地帯	田	7	富田原町、穂積町 大字朝田のうち字坪内、蛭田および湯垣 大字宮野下のうち字栗尻中塚、栗尻東、幸田、真孤および八王寺の国道9号線沿い。 大字矢原のうち字井筒、一畔竹、大谷、大才、杵ノ振、下井筒、下湯田、芝村、末桝、高畠、中織河内、西矢原、弐千代下、東弐千代、基原、舟原、堀川および南大森
				畑および山林	20	大字吉敷のうち字市村、稲葉、上内田、上郷河下、上土橋、上尻畑、上河原、上青木、芝添、下清水、下青木、下新町、下尻畑、辻、飛石、徳久、中松原、沼、畑坂、的場および三ツ堂
	吉敷郡	市街地周辺農地および市街地山林				小郡町大字下郷のうち昭和橋から赤坂停留所に至る国道2号線沿いおよび地番、1～220、241～336、548～571、596～804、820～1208、1215～1235、1247～1289、1314～1339、1382～1405、1407～1566、1629～1660、2221～2254 柳井田橋から国道2号線までの産業道路沿い。

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	
		中間農地および中間山林		田	10	小郡町大字下郷のうち地番、347～363、383～420、468～547、1750～2220、2354～2365、2370～2820、2838～2948、 大字上郷のうち新町および柳井田橋から上郷駅に至る国道9号線沿い。
				畑および山林	23	
岩国	岩国市	市街地周辺農地および市街地山林				旭町1丁目～3丁目、飯田町1丁目～3丁目、今津町1丁目～6丁目、岩国1丁目～5丁目、桂町1丁目および2丁目、川口町1丁目および2丁目、川下町1丁目～3丁目、川西1丁目～4丁目、車町1丁目～3丁目、椿町1丁目～3丁目、装束1丁目～5丁目、新港町1丁目～5丁目、砂山町1丁目および2丁目、立石町1丁目～4丁目、中津町1丁目～3丁目、日の出町、山手町1丁目～4丁目、横山1丁目～3丁目、室ノ木町1丁目～5丁目 大字牛野谷、大字尾津、大字中津 大字黒磯のうち国道188号線沿い。 昭和町1丁目および2丁目 大字通津のうち国道188号線沿い。 錦見1丁目～8丁目。(7丁目および8丁目の錦川原の農地を除く。) 大字平田のうち国道188号線沿いおよび県道藤生停留場～錦帯橋線沿い。 大字藤生のうち山陽本線以東の地域 麻里布町1丁目～7丁目および三笠町1丁目～3丁目 元町1丁目～4丁目 大字海土路のうち県道藤生停留場～錦帯橋線沿いおよび国道188号線沿い以東の地域 大字門前のうち山陽本線以西の地域
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	14	大字平田、大字海土路および大字門前。(市街地周辺農地を除く。)
				畑	24	
				山林	60	岩国1丁目～5丁目、川西1丁目～3丁目、 錦見1丁目～3丁目、立石町4丁目、装束1丁目～3丁目 大字牛野谷、大字尾津、大字平田、大字門前
			第2地帯	田	9	大字青木 大字黒磯、大字藤生および大字通津。

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	田畑山林等の区分	評価倍率	適用地帯の区域名
				畑	倍 18	（市街地周辺農地を除く。） 錦見7丁目および8丁目の錦川原の農地
	玖珂郡	市街地周辺農地および市街地山林				和木村大字和木
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	10	和木村大字瀬田 由宇町のうち第2種農地
				畑および山林	19	
			第2地帯	田	9	周東町および玖珂町のうち第2種、第3種農地
				畑および山林	15	
柳井	柳井市	市街周辺農地および市街地山林				大字古開作 字境開、東条、中東条、東沖割、東上割、東中割、樋ノ上、広瀬古川 字西上割、西東条、西中割および東土穂石の県道光～田布施～柳井線沿い。 字西沖割および西中割の国道188線沿線30m以内の地域 字西沖割の県道柳井～室津線沿線30m以内の地域 大字柳井津（蛭子町および塩浜を除く。） 大字柳井 字一里木、今市、井向、後浴、後地、岡ノ上、尾尻、尾ノ上、上東土手、観音平、帰城、蔵長、源介内、坂本、貞末、城越、新町、地面、土手ノ内、中開作（北一ノ割、三ノ割、西上ノ割、西中ノ割、東上ノ割、東中ノ割）東谷、東土手、樋ノ上、姫田、平丸、古市後、丸山、前場、南広瀬、明法寺、門ノ前、和田尻
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	14	大字古開作 字池開、沖土手根、広瀬中島、広瀬 字西沖割、西上割、西中割、西東条および東土穂石。（市街地周辺農地を除く。）

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	田畑山林等の区分	評価倍率	適用地帯の区域名
				畑および山林	倍 21	大字柳井津 字蛭子町、塩浜 大字柳井 字岡田、片野、蟹田、下片野、滝ノ下、東明法寺、古御旅所、宮本開作（中ノ割、西ノ割、東ノ割）、宮本塩浜、竜華 大字新庄のうち 築出から兵者（つわもの）に至る山陽本線以南および土穂石川以北の地域 大字伊保庄 字田布路木 字高須から上浜に至る県道柳井～室津線沿線50m以内の地域
			第2地帯	田	11	大字古開作（市街地周辺農地および第1地帯を除く。） 大字柳井 字江ノ浦、大田、大田北、大立田、大屋、岡、沖田、海田、春日尻、神花原、亀岡、河原、岸ノ下、木ノ芽、小深田、小和田、三本松、下海田、高岸、玉清、土井、渡来（とうらい）、時藤、中曽根、西藤田、走り出、浜田、林、房田川床、松ケ前、御堂ケ迫、宮ノ後、宮ノ下、宮本、宮脇、妙見、明暗寺、元折、元折尻、門前、山根、六反田、和田 大字伊保庄 字上浜から黒島に至る県道柳井～室津線沿線30m以内の地域
				畑および山林	17	
			第3地帯	田	6	大字柳井 字一丁田、大乗、岡ノ上、上片野、亀ノ木、祇園前、北広瀬、泓（こう）ノ浴、迫田、下野地、下水口、下行遠（ゆくとう）、浄楽寺、田ノ上、定徳、天宅、西観音平、西ノ坪、野地、前場、松縄、水口、森ノ浴、行里 大字伊保庄 字黒島から浜に至る県道柳井～室津線沿線30m以内の地域 大字新庄 字沖ノ殿
				畑および山林	11	
徳山	徳山市	市街地農地および市街地山林				土地区画整理地域

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	
		市街地周辺農地および市街地山林				青山町、河東町、慶万町、五月町、遠石1丁目～3丁目、速玉町、東山町、松保町、舞車町、横浜町、若草町、周南団地 大字櫛ヶ浜 大字栗屋（堀川以南を除く。） 大字久米 地番879～1,208、1,270～1,492、2,780～3,425、3,461～3,481、3,650～4,282 大字下上 字大迫、上土井、土井、晴海、向土井、岩屋、上野、梶原、徳善平城および横屋のうち県道鹿野線沿い。 大字上村 字浦山、西南野、間上（けごかみ）および平山のうち県道鹿野線沿い。 大字徳山（字後谷、小野、上馬屋、栄谷、長谷、堀越および水上を除く。） 大字戸田（へた） 国道２号線沿い。 大字夜市（よいち）国道２号線沿い。
		中間農地および中間山林	第１地帯	田	10	大字久米 地番323～356、740～878、1,209～1,269、1,493～1,551、2,754～2,779、3,426～3,460
				畑および山林	19	大字下上 字岩屋、上野、梶原、徳善、平城および横屋。（市街地周辺農地を除く。）
			第２地帯	田	7	大字栗屋 堀川以南の地域 大字徳山 字上馬屋 大字戸田（へた） 字市、市北、市東、一王、押田、上阿高、上佃、北河内、北河内南、佐古、皿町、下押田、下阿高、下赤坂、下為政、峠西、出合、友広、友広東、時安西、中河原、西阿高、橋本、八反田、八反田西、宮崎、宮ノ馬場西および西ノ馬場東。（市街地周辺農地を除く。） 大字夜市（よいち）
				畑および山林	13	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	字市後口、兼迫、久保田、河内、才崎、飛安、中村、馬場東および馬場西。（市街地周辺農地を除く。）
			第３地帯	田	5	大字久米 地番357～739、1,584～1,706、2,603～2,753、3,482～3,649 大字下上 字武井、西蔵掛、東蔵掛 大字上村 字西南野、東南野および平山。（市街地周辺農地を除く。） 大字湯野 字岡谷、蔵本、下岡、下迫、下中、下西山、下古屋、下小串原、主地、中岡、中小串原、中古屋、中村、古野
				畑および山林	10	
	下松市	市街地農地および市街地山林				大手町1丁目および2丁目、栄町１丁目～3丁目、中市、樋の上、東柳1丁目および2丁目、古川町1丁目～4丁目、北斗町
		市街地周辺農地および市街地山林				大字生野屋 地番415～454、1,133～1,188、1,197～1,229、1,270～1,300 大字河内 地番54～80、113～247、2,681～2,827、3,001～3,010 大字末武上 地番1,110～1,269、1,349～1,362、1,428～1,772、1,849～1,873 大字末武中 地番 1～277、400～429、446～596、659～664、1,026～1,387 大字末武下 地番1～1,286 大字西豊井 大字東豊井 地番118～1,790、1,880～2,010、2,077～2,085 大字平田
		中間農地および中間山林	第１地帯	田	12	大字生野屋 地番455～489、507～547 大字末武上 地番176～205、383～392、 489～526、1,095～1,109、1,270～1,286、1,390～1,427、1,773～1,848、1,892～1,918
				畑および山林	23	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	大字末武中 地番430～445、597～658、665～988
			第2地帯	田	8	大字生野屋 地番1～46、201～227、274～302、381～414、490～506、548～629、677～702、966～1,032、1,082～1,132、1,189～1,196、1,230～1,269、1,301～1,377 大字河内 地番1～53、81～112、375～438、450～479、490～520、556～580、623～655、1,021～1,061、1,099～1,124、1,709～1,728、1,805～1,877、1,962～2,154、2,891～2,965、2,981～2,982、2,990～3,000
				畑および山林	16	大字末武上 地番1,010～1,094、1,363～1,389、1,874～1,891、1,919～2,032 大字末武中 地番278～399 大字山田 地番1～232
			第3地帯	田	6	大字末武上 地番320～382、393～413、432～488、527～610 大字末武中 地番989～1,025、1,388～1,495、1,528～1,538
				畑および山林	11	大字末武下 地番1,287～1,303 大字東豊井 地番102～117
	都濃郡	市街地周辺農地および市街山林				南陽町大字富田 字文の水、和泉屋開作、後山、浦山、永源、桶川、御茶屋、長田、温田、折羽、小川屋開作、川手、川崎、川崎岡、川崎久保地、笠石、片山、菊川、久保、草なし、楠本、久ば給、河内、古開作、光万寺、三本松開作、三のなし、清水、新町、椎木開作、白井田、生々迫、大神、茶木原、出張、道源開作、土井、中村、中開作、中溝、西江田、西の山、野村開

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	作、浜田、番の木、橋本、平野上げ、平野町、平野開作、平野沖開作、東江田、火屋本、ひじ、古川、古市町、藤井開作、古市開作、政所、的場、宮の前、宮毛、向原、山崎、山根、やけでん、和田浴 南陽町大字福川 字市井木、岡、上迫、久保田、才崎、才迫、ちまが谷、中町、中市、西町、西浜、西の端、西海岸、西かけ、羽山、浜田、花操、東町、東の端、東海岸（東浜土手を含む。）、平佐、風呂尻新田、三角開作
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	13	南陽町大字富田 字落迫、大井手、楠谷、新開作、下け浴、末光、中尾、西け浴、西丸山、びくに迫、丸尾、宮け迫、山角、湯殿け浴 南陽町大字福川 字石仏、浴、大かけ（上かけ、かけを含む。）、木船、駒け迫、瀬の上、辰尾、中垣内、中畷開作、西桝開作、原、羽島、松け崎、三島開作、室尾開作、山角、吉桝
				畑および山林	19	
			第2地帯	田	6	南陽町大字富田 字青海、入の山、尾崎、坂根、築前け浴、天王、平岩、古久保、山田浴、薬師平、鷲け浴 南陽町大字福川 字神田、河原田、かせ河原開作、栢屋開作、新開作、西浜土手、都谷
				畑および山林	10	
光	光市	市街地農地および市街地山林				光土地区画整理地域 室積土地区画整理地域
		市街地周辺農地および市街地山林				島田市下町東端から正門町西端まで、戸仲町東端から室積土地区画整理地域の西端に至るまでの国道188号線沿い。
		中間農地および中	第1地帯			大字浅江

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
		間山林		田	倍 15	字明見、赤寂、粟畠、鶉ケ迫、後迫、上原、浴、大畠、奥角穴、奥平迫、柿ノ木、上浴、上与想畠、角穴、下中村、下潮音寺、下後迫、下平迫、天王下、長畑、中平迫、中筒井、西の端、西後迫、二反畠、早田、平岡、東筒井、四ツ辻 大字島田 字石仏、猪迫、上迫ノ下、北領家、北中屋、下迫ノ下、下利庵、通田、長尾、中領家、西領家、西宮の尾、場正、東領家、南中屋、宮の尾、両家 大字光井 字奥長尾、岡庄、金山、上矢面、下矢面、菅本、中郷、西ケ迫（市街地周辺農地を除く。）、西汐入、東金山、宮ケ迫、脇田 大字室積 字市延、後市延、沖原、上寺田、上大東、神舞、北沖田、小坂、下小坂、下寺田、下国金、下大東、下郷地、澄田、堂脇、中ノ庄、西沖田、西ノ庄、原、東神田、船戸、正木、前田、横樋、吉井および室積土地区画整理地域に属する小字のうち同地域に属さない地域
				畑および山林	36	
			第2地帯	田	9	大字浅江 字池村、入江、岡上河内、大かげ、上西河原、上河内、上潮音寺、木園、呉橋、小太夫、迫尻、下岡原、清水、下宮河内、新田、新入江、新市、スマノ町、正かん、高洲松原、長田、中河原、中村、馬場河内、平松、平迫、東木園、東畠田、宮河内、山崎、領家 大字島田 字赤道、伊陸田、上原、沖原、上岡原、上横畠、国木、黒井、来洲、下岡原、下横畠、助広、正迫、峠、土橋、東黒井、南天王、森崎、柳井田 大字光井 字後浴、魚の給、上深迫、紺谷浴、下中河原、西金山、東深迫、堀田、三門、宮田、厄神 大字室積 字赤迫、沖田中、狐田、新宮およ
				畑および山林	22	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	び竹末。（市街地周辺農地を除く。）
	熊毛郡	市街地周辺農地および市街地山林				田布施町のうち 田布施駅から新県道田布施線までの県道沿および田布施中学校運動場西端より尾崎ガソリンスタンド東端に至るまでの新県道田布施線沿い。 平生町のうち 国道188号線と県道光～平生線の交差点より柳井市に至る間の国道188線沿いおよび平生停留所から三木停留所に至る県道四大～平生線沿い。
防府	防府市	市街地周辺農地および市街地山林				新住居表示地域（勝間2丁目、勝間3丁目、鐘紡町および警固町2丁目8～10を除く。） 大字植松、大字江泊、大字仁井令および大字牟礼のうち国道2号線沿い。 大字高井のうち新橋から剣橋に至る国道262号線沿い。 大字仁井令のうち 字石原、井手上、大西、大簸、沖河内、金石、開出橋、開出川上、久保、河内東、正力、下ノ沢、砂江、中ノ沢、西重楽、橋本、東重楽 国道2号線分岐点から新田停留所までの県道防府停車場～向島線沿い。 桑山中学校から華城農協までの市道三田尻～西浦線沿い。 字上樋ノ本、上鍛治屋河内、鍛治屋河内、新溝、富田、東大河内および前屋敷の市道車塚～中浜線沿い。 大字西佐波令 字開出、高倉 大字牟礼 字柏木、友石、道ノ下、六番
		中間農地および中間山林	第1地帯			勝間2丁目、勝間3丁目、鐘紡町、警固町2丁目8～10 大字伊佐江 字流田 大字植松 字上河内、下河内、田中東、中河内北、中河内南、西堂ノ本、蓮

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	池および松ケ窪。(市街地周辺農地を除く。)
						大字新田
						字古前町、東須賀、西須賀
						大字西佐波令（市街地周辺農地および字青井、古祖原を除く。)
				田	13	大字仁井令
						字上原、畔津、大久保、大方、かわらけ免ん、開出、河原、上屋敷、上下河原、北二反田
						河内、寿慶、砂畠、中下河原、二反田、西八幡免、西河内、西開出、古谷河内、納郷田、宗延、山田給
						字井手下、後上り、下開出、新助、白檀、上り、松本、森ノ本、および八幡免。(市街地周辺農地を除く。)
						大字牟礼
						字天田、粟町、岩畠、黒僧、楠、京慶、小井手、五ノ酢具、坂ノ上、城ノ下、大喜庵、高津和、中西、蓮田、樗田、平田、東小井手、東天田、古田中、古屋、古殿、ぶた、森田、焼田、安沢ブチ、四ノ酢具
				畑および山林	22	字一西塩屋、岸ノ東、国浜、塩屋、二ノ今宿、二ノ国浜、西掟、東二ノ熊原、東三ノ熊原、巻添および六西塩屋。(市街地周辺農地を除く。)
			第2地帯			大字伊佐江
						字堤下、平田
						大字植松
						字揚村、上村、鰻煮、大川、上生須、川上り、佐彌尾、塩屋原、正村、立塩、田中西、玉村、中村、長江、西沖地、西正力、批把、東沖地、渕村、ヘボ田、御手洗上、御手洗下および奴の字。(市街地周辺農地を除く。)
				田	11	大字佐野のうち
						字台ケ原および遠ケ崎の国道2号線沿い。
						大字下右田
						字右田市上、右田市中
						大字新田
						字板垣、下新田、新前町、中新田
						大字田島
						字新前町上、新前町下、新前町中
						大字高井のうち剣橋以北の国道262

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用の地帯区域名
					倍	号線沿い。
						大字台道
						字台道市上、台道市中、台道市下
						大字富海
						字新地、西浜
						大字西浦
						字新地西、新地東
						大字仁井令
						字上宗延、久保、西大河内、西村、西古谷河内、二反田、橋詰、東古谷河内
						字石原、上樋ノ本、上鍛治屋河内、上見越、鍛治屋河内、新溝、重楽、下見越、富田、東大河内、寿渡、樋ノ本および前屋敷。(市街地周辺農地を除く。)
						大字西佐波令
						字青井、古祖原
						大字浜方
						字中関中
						大字向島
						字中村、郷ケ崎
				畑および山林	20	大字牟礼
						字石垣、一中西、今宿、石橋、井手本、宇津和、大畑、沖ノ原、上米光、上河原、上領蔵主、観音堂、観音源、上半田、垣廻り、上三ケ坪、上定村、上平松、上取方、神田、口無河内、五西塩屋、三東林庵、三西塩屋、重政、四岩畑、四中西、下河原、四国ケ浜、塩田、下定村、下取方、下平松、下木部、重延、下所屋、末清、千足、台、築地、塚ノ上、友次、中河原、長田、中木部、中塚、二東林庵、二宇津和、二天田、二中西、西半田、二酢具、二西塩屋、西柳川尻、二ノ宮、西平田、鉢ノ木、馬力川、半田、東田、一酢具、古川尻、古川、法事原、正見、道半、南ケ森、三岩畑、三天田、三中西、三酢具、三国ケ浜、三宅開作東、道ノ下、光ケ嵜、森ノ下、柳、米光、横莚、四ノ坪、四西塩屋、吉ノ本、大山本
						字上馬力川、岸ノ三、津ノ三、津ノ五、津ノ六、津ノ九および三宅開作の山陽本線以北の地域
			第3地帯			大字伊佐江
						字上堂ノ本、上二門屋、上走り出、

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑田山林等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	上松ケ久保、川渕、北河原、蔵重、下堂ノ本、下松ケ久保、下平田、鈴ケ瀬、中平田、西慶田、西走り出、二門屋、横提 大字植松 字生須、生須六ノ丁、内田、加々羅、狐村、下生須、谷村、留の字、中河原、長留、久々一の割、久々三の割、久々五の割、東正力、三戸、和かりおよび和の字。(市街地周辺農地を除く。) 大字江泊 字末田および堀越。(市街地周辺農地を除く。) 大字大崎 字居合 大字上右田 字新町 大字下右田 字赤金、市尻、一ノ坪、馬屋田、片山、金古曽、河原田、国本、言間、芝生、芝生第1、芝生第2、重藤、重藤第2、道祖本、中郷、西原、持田、山ノ口、薬師堂、吉敷瀬 大字高井 字沖高井および中塚。(第2地帯を除く。)
				田	8	
				畑および山林	15	大字富海のうち 字曙、浦開作、掘野および西町の国道2号線沿い。 大字仁井令(市街地周辺農地、第1地帯および第2地帯を除く。) 大字牟礼 字石田、一所屋、打田、兼光、上西河内、上所屋、貸草、来東寺、クリノ立、菰原、五山門、三行司、細工所、三所屋、四山門、末次田、善陽、膳夫、東林庵、堂の前、中原、長尾、二山門、二浅草、二所屋、二光永、西河内、鉢の木、馬台、蕃助、平大原、別当、法金庵、万願寺、三山門、光永、宮ノ下、宮ノ上、山畠、山門、山ノ口、八箕地
厚狭	美祢市	市街地周辺農地および市街地山林				大嶺町 大字東分のうち 字沖田、河原、国行の地番260～269、立通りおよび前川の県道美東線沿い。

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑田山林等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
		中間農地および中間山林		田	倍 5	大嶺町 大字東分のうち 字沖田、河原、国行(くにぎょう)、立通り(地番350～357、360、361、368～370、375、379、380を除く。)、坪見、中村、中村原、中山、則重、東原(地番3287、3288、3290～3298を除く。)、平城、二ツ堂、前川、山下および吉則。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	14	伊佐町 大字伊佐のうち 字一の北川、一の徳定、市の後、観音堂の地番4494、4496、4497、4499、4502、北西台、小林(地番5139～5151を除く。)、下郷ケ坪の地番5113～5118、坪ノ内、二の徳定、西台、南河内、横丁(よう)、了
	厚狭郡	市街地周辺農地および市街地山林				山陽町 大字厚狭字上河原の地番135―1から大字鴨庄字大沖田地番8―4までの国道2号線沿線50m以内の地域
		中間農地および中間山林		田	8	山陽町 大字厚狭 字市、岡崎、加藤、上郷、下河原、殿町、前田 大字鴨庄のうち 字大沖田、沖田、柿木田の地番107-1、111-1、112―3および堤ノ内。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	10	
下関	下関市	市街地農地および市街地山林				土地区画整理地域
		市街地周辺農地および市街地山林				旧市内(藤ケ谷を除く。) 大字垢田 字大浜、中寺、西田、西浜、西無田、橋本、浜、浜口、古屋、宮の前、山ノ田、脇 大字綾羅木本町 大字伊倉 字中須浜、浜、浜口、巡(めぐ)り、要須(ようす)

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	
						大字宇部 字石石、北の下、砂小田、轟、縄平下、二領田、浜田新啓、方原下、丸尾下、向ノ下、椋本小迫 字先浜の鉄道以北の地域 大字小月 字甲、下市、長田、浜田および古新田の山陽本線以北の地域 大字清末 字鞍馬、五七、千坊新田下の割、外内松田、西神田、西古新田、浜ノ田、葉山 字勘右エ門啓、十郎右エ門啓、浜の塚、東新田、東古新田および彦七啓の山陽本線以北の地域 大字才川 字石川新田、金子屋新田、掛洲、長浜、浜、新田、松の中 大字豊浦村 字関峠から鐘楼を経由し、亀の甲、川端、切通、紺屋、尻待、下長坪、田中、中六波、西の又、蹄、三島、八幡、吉田、江下を結ぶ線以南の地域（但し下長坪、中六波、吉田は山陽本線以南とする。） 大字稗田 字大歳、田中、中塚、蓮池、浜田、浜町、番堂、藤原、目具利、柳ケ迫 大字彦島（中間農地を除く。） 大字前田 字江の上、上郡、御茶屋、坂ノ下、州崎、多武、塚、無田 大字富任から大字横野、新徳上に至る山陰本線と国道191号線を結ぶ地域および国道191号線沿い。
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	17	大字宇部 字北の上、作の間、高磯折、ふどう、南磯川、宮尾、さき南 うこぎ川およびさき田の鉄道以北の地域 大字小月 字上市、上ノ原、小島、佐々木、中茶屋、西ノ台、平原、宮ノ尾、盛貞 大字清末 字荒人、大坪、沖の田、北内松田、蔵本、道祖後、道祖、道祖

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	
				畑および山林	44	上の後、下土井、下田、千房新田上の割、千房橋詰、千房新田中ノ割、千房、中原前、中塚、沼、番屋、細おさ、南内松田、八ツ谷 長府（市街地周辺農地および高畑を除く。） 吉見 字尾崎、河原、里西、西尾崎、西田、洞、西丸尾、古浜、和田 王喜 大字宇津井および大字松屋の国道2号線沿い。 吉見 字浦、大石、岡、三本松、沙入、沙谷西、野屋敷および丸山の国道191号線沿い。
			第2地帯	田	19	大字秋根 字市口、市尻、市屋敷、川久保、きたんだ、九日田、白河内、下中西、志満、灯台、吉近 大字伊倉 字足田、岩崎、市ノ坪、否川、岡、亀甲、角村、金留、木船田、自満田、神田、園田、中務、中屋敷、堀頭、松ノ木、宮ノ下、水ノ本、溝ノ上、龍王田 大字形山 字松田 大字楠野 字油の、市居、馬市、江良、上大江良、金里、貴船田、京田、小山田、小松良、新宮尻、新王寺、下大江良、砂子多、西山、馬場、別所、松本、六反田 大字彦島 字安藤田、荻原、大江、老小戸、小迫、下小迫、地蔵峠、名古浦、上り迫、山ノ口 川中の山陰本線以西の地域（市街地周辺農地を除く。） 川中の山陰本線以東のうち綾羅木川以北については字牛かげから矢筆を経由し蒲生町に至る市道までの地域 大字富任 字岡ノ下より岡、迫山、給田、国賀、草田、久保、古能地、郡行、新田、寺の下、道心山、友則、長又、長無田、浜口、筆延、宮の下、宮の後および吉田郷を結

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	
				畑および山林	35	ぶ以西の地域。(市街地周辺農地を除く。) 大字彦島西山町 字伊無田、奥谷、長無田および波高より以西の地域 彦島福浦町 字徳田から陸塩田を経由し三菱油槽店に至る市道以南の地域 福浦郵便局より武者田を経由し本村長崎から字小佐々木までの線を結ぶ地域内 (但し県道沿いを除く。)
			第3地帯	田	8	大字宇部 字大庭新田、北啓、さきた沖、立田、月別、浜田、浜の田、無田うこぎ川、さき田および先浜の鉄道以南の地域 大字清末 字新田川向の七、嘉右ヱ門啓、源左ヱ門啓、新田、甚兵ヱ啓、浜新田、孫左ヱ門啓、勘右ヱ門啓、十郎右ヱ門啓、西古新田、浜の塚、東神田、東古新田および彦七啓の鉄道以南の地域 川中 字糸田、内浜、駅、駅の岡、駅の上、岡、大野、大河原、河島、河関、神明、外倫崎、木の下、久保、釘、恵蔵寺、小河田、小里、小田ぬき、小森、こもの口、五反田、幸地ケ森、佐々木、白金給、新張、竹の前、天神田、流川、鍋倉、西畑、橋本、畔田、平原、平田、日岸田、引田口、古橋、深田、松本、松田、曲り、宮田、森屋崎、餅田、山根、山木、八幡前、六の坪
				畑および山林	20	
宇部	宇部市	市街地周辺農地および市街地山林				朝日町、鵜の島町、南浜町1丁目および2丁目、若松町 大字小串のうち 字鵜の島、内堀、瓜塚、蛭子(えびす)、黄幡、河上田、北鵜の島、島、新田、下ノ浜、外唐戸、中堀、鍋倉、原田、前蛭子 恩田交差点から神原公園交差点までの産業道路沿線50m以内の地域 市役所上宇部連絡所から産業道路までの県道参宮線沿線50m以内の地域 厚南地区のうち県道西宇部線沿線50

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	
						m以内の地域 常盤公園入口から明神町までおよび鍋倉山から小野田市境までの国道190号線沿線50m以内の地域 常盤中学から宇部工業高校までの県道沿線50m以内の地域 東新川駅から常盤中学までの市道沿線50m以内の地域
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	8	居能町1丁目～3丁目、恩田町1丁目および2丁目、神原町1丁目および2丁目、琴芝町1丁目丁および2丁目、笹山町1丁目および2丁目、幸町、芝中町、昭和町3丁目および4丁目、末広町、東新川町、東芝中町、松山町3丁目～5丁目、岬町1丁目および2丁目、文京町および八王子町。(市街地周辺農地を除く。) 大字上宇部 字有間田、赤松、石鍋、内ノ田、上大木、上佐尾、北まかよ、北平田、北五三枚、北猿田、岸本、下大木、下佐尾、丹太郎、遠山、土毛、なめら、栖原、西己の内、西沼、西平田、西丹ノ辻、西猿田、沼、林口、東己ノ内、東沼、東平田、東丹ノ辻、東猿田、東丹太郎、東岸本、平頃、松ノ下、まかよ、南沼、南遠山および南五三枚。(市街地周辺農地を除く。) 大字沖宇部(第2地帯および市街地周辺農地を除く。) 大字小串 字内唐戸、内浜、上条、渦田、尾崎、大炭生、北原田、北蛭子、下条、中条、風呂ケ浴、南条、真締川、焼石、養子の下、和田 大字中宇部 字赤崎、安用寺、京納、北琴芝、黄幡、劔ノ下、古講堂、昆布神、小開作、琴芝、下宮地、中渡内、中村、西沢、西黄幡、七郎、東琴芝、前昆布神、南京納、宮地および向渡内。(市街地周辺農地を除く。) 大字藤曲 字居能、江の内一の割～江の内十の割、北条、北塩田、外一の割～外十の割、東条、中条、鍋倉、西条、平原、古土手下、松崎、南塩田、港町、向条および山根。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	22	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	西岐波地区 字井沢、江頭、大沢および床波。(市街地周辺農地を除く。)
			第2地帯	田	6	大字上宇部 字岩免リ、植畑、岡田、王子、大小路、大浴、上深原尾、上山門、川添、川津、北大小路、北林、久保、坂上、下山門、下土田、清水、丹之山、鼓、坪池、殿川、中村、中深原尾、中尾、長尺リ、長戸呂、墓納、開キ、東宗房、深原尾、風呂ケ浴、深田、前田、南墓納、南坂ノ上、南長尺リ、本腰、山門、若林、渡リ 大字沖宇部 字石切場、水神松、楢原、東切貫、兵石衛門屋敷 大字小串 字後田、鎌田、射場の元、二反田、浜、前堀 大字中宇部 字鎌田、川津、花田、東岩田、宗房 大字藤曲 字池田、一の割～十の割、沖土手下、西九の割、堀切、森脇 大字妻崎開作 字崎十二、十三のイ～崎二十六、二十七のイ、崎十二、十三のロ～崎二十六、二十七のロ、崎十二、十三のハ～崎二十六、二十七のハ、崎十二、十三のニ～崎二十六、二十七のニ、妻一二三四のイおよび妻五六のイ。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	21	
	小野田市	市街地周辺農地および市街地山林				宇部市境から小野田駅までおよび大字東高泊のうち字東上二の割、中上二の割の国道190号線沿線50m以内の地域 小野田市役所から後潟にいたるバイパス沿線50m以内の地域
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	10	大字小野田 字一の小野田、一の野来見～三の野来見、一の西ケ浜～七の西浜、江の尻、小野田一の割～小野田九の割、須入道、寺山、中開作一の割～中開作十七の割、中開

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	作、二の小野田、浜小前、古堤跡、藤ケ谷、目出一、目出二、若山一、若山二、鷲の巣 大字東高泊 字中上二の割および東上二の割。(市街地周辺農地を除く。) 字高州東、西二の割、西長田屋下、西長田屋、東上三の割、東下二の割、四の下木屋沖中川および四の下木屋の国道190号線沿線ならびに市道且橋線沿線50m以内の地域
				畑および山林	24	
			第2地帯	田	8	大字東高泊 字一の江の内、一の楠山～七の楠山、一の鴻の巣、一の小州賀、一の目出前～三の目出前、一の下木屋沖中川、梅ケ崎、小田上、楠山、鴻の巣、三の横道、三の目出前沖中川、高山西、高山西尾、高山南浴、台東、台西、中一の割、二の小州賀、二の鴻の巣、二の目出前沖中川、二の竜岩沖中川、二の横道、西梅ケ崎、東須賀、東一の割、東四の割、東五の割、東下三の割 大字丸河内 大字西高泊のうち国道190号線沿線50m以内の地域
				畑および山林	18	
長門	長門市	市街地周辺農地および市街地山林				大字東深川 字藍ケ坪、一ノ坪、大ケ坪、幸介、城ノ下、中太ノ河内、東太ノ河内、柳ケ坪 字東室木および西室木の国道191号線沿いおよび同線以北の地域 字餅田の国道191号沿いおよび県道美彌～長門線沿い。 字石尺、砂取および浜手の市道浜手～長門駅前線沿い。 字石尺、西中ノ坪、東中ノ坪、浜手および前角の市道仙崎港線沿い。 字幸介、昼田および遣水(やりみず)の県道美彌～長門線沿い。 大字仙崎のうち国鉄仙崎線以北の地域(青海島を除く。)
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	17	大字東深川 字有宗、市尻、岡の前、正明および西太ノ河内の国鉄美彌線以東

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
				畑および山林	倍 27	の地域 字幸介、昼田、餅田および遣水。(市街地周辺農地を除く。) 字七反田、土井の内、八ツ面および鷲の谷の県道美彌～長門線沿いおよび同線以西の地域
			第2地帯	田	15	大字東深川 字江尻、東中ノ坪(市街地周辺農地を除く。)および前角の市道湊井～出口線沿いおよび同線以北の地域 字榎田、江良口、上井無田、三本松、下井無田、渋谷、惣津、田屋、丁ケ坪、塚ノ坪、提尻、鳥越、道場原、とぎら、中ノ塚、西稼塚、浜添、浜手(市街地周辺農地を除く。)東粂塚、札場、真名ケ崎、山手 大字仙崎 字権現堂、荒神、古屋、下惣津、鳥越、中ノ塚、南原、無田新開 字網田、堤尻、横田の国道191号線沿い。
				畑および山林	25	
萩	萩市	市街地周辺農地および市街地山林				大字油屋町、大字今魚店町、大字今古萩町、大字恵美須町、江向、御許町、大字上五間町、大字唐樋町、大字川島、大字瓦町、大字北片河町、大字北古萩町、大字熊谷町、大字河添、大字呉服町、大字米屋町、大字細工町、大字塩屋町、大字下五間町、大字樽屋町、大字津守町、大字西田町、大字橋本町、大字浜崎町、大字浜崎新町、大字春若町、大字東田町、大字東浜崎町、大字土原、大字平安古、大字古魚店町、大字古萩町、大字南片河町、大字南古萩町、大字吉田町 大字堀内のうち疎水以東の地域 大字椿東のうち 字石提、城の腰、千人塚、善田、半田、平方、深田および無田ケ原の山陰本線以東で市道目代～新川線沿線150m以内の地域 字荒田、大広津、開作、雁島、越

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	ケ浜、新川および深田の山陰本線以西以北の地域 字後小畑、小畑浦、中小畑、前小畑の国道191号線沿線50m以内の地域 字河原、橋の脇、船津、松本市の県道萩～篠生線沿線100m以内の地域 大字椿のうち 字金谷、雑式町、立川(山陰本線以北大屋川以南。)陣ケ原、濁渕および原の国道262号線沿線150m以内の地域および椿町 大字山田のうち 字玉江浦および西沖田の山陰本線以北の地域(西沖田地番4,802～4,813、4,823～4,835を除く。) 字東沖田の国道191号線沿線50m以内の地域および山陰本線以北の地域
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	11	大字堀内のうち疎水以西の地域 大字椿東 字石提、香川津、河原、城の腰、千人塚、善田、橋の脇、半田、平方、深田、船津、松本市および無田ケ原。(街地周辺農地を除く。) 大字椿 字金谷、雑式町、立川(山陰本線以北大屋川以南。)陣ケ原、濁渕および原。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	21	
			第2地帯	田	8	大字椿東 字上野、後小畑、小畑浦、中小畑および前小畑。(市街地周辺農地を除く。) 字久保田、光安寺、椎原、高田、玉太郎、中津江、西の寄 大字山田のうち 字東沖田(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	14	
岡山	岡山市	市街地周辺農地および市街地山林				中間農地および阿津、飽浦、金山寺、北浦、高野尻、小串、下牧、中牧、畑鮎、百間川堤防内地域、宮浦を除く全地域

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑および山林の田等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	20倍	浦安南町
				畑および山林	20	
			第2地帯	田	13	江並、江崎、沖元、北長瀬のうち土地改良地区、桑野、倉田、倉益、大安寺土地改良地区、野殿、中原、花尻、原、藤崎、矢坂土地改良地区、牟佐
				畑および山林	15	
			第3地帯	田	8	今谷（百間川堤防内を除く。）、郡、沢田（百間川堤防内を除く。）、四御神、土田、長利（百間川堤防内を除く。）、米田、下（国道2号線沿いを除く。）
				畑および山林	11	
	御津郡	市街地周辺農地および市街地山林				一ノ宮町のうち国道180号線沿い。 津高町のうち国道53号線沿い。
		中間農地および中間山林		田	11	一ノ宮町 大字一ノ宮、大字西辛川、大字辛川市場、大字楢津、大字首部 津高町 大字柏谷、大字中原、大字横井上
				畑および山林	13	
瀬戸	和気郡	市街地周辺農地および市街地山林				備前町 大字伊部 字観音、紺屋下、鶴井、出口、向、原および不老川の国道2号線沿い。 字鹿ケ立および中野のうち国道2号線から県営住宅に至る町道沿い。 大字西片上 字市中、上ノ山、岡ノ上、北、新屋敷、茶屋屋敷、寺脇、寺裏、内座、流川西、長浜、西、浜先、浜、福原、福裏および明神裏のうち国鉄赤穂線より南側の地域 大字東片上 字上ノ山、木場、米当田、新田、中筋および宮ノ下のうち都市計画道路沿いおよび旧国道沿い。

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑および山林の田等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
		中間農地および中間山林		田	10倍	備前町 大字伊部 字稲位、往来南、片口、窯口、窯ノ下、観音、観音下、木ノ村、紺屋下、鹿ケ立、田井山、鶴井、出口、寺道東、土器屋前、中野、町屋、道々木、南池上、宮西、宮東、向、原および不老山。（市街地周辺農地を除く。） 字久保田および高マリのうち国道2号線沿い。
				畑および山林	12	大字西片上 字新屋敷、寺裏、流川西、福原および福裏の国鉄赤穂線より北側の地域 大字東片上 字沖新田、大東家西、大東川西、上渋地、窪田、小山、郷ノ上、塩入、正案寺、渋地、立石、西浜、天神、溝川、木場および字米当田。（市街地周辺農地を除く。）
西大寺	岡山市	市街地周辺農地および市街地山林				国道2号線沿線100m以内の地域 西大寺（国鉄赤穂線以北を除く。） 新橋から益野に至る県道沿線100m以内の地域 中野のうち県道岡山～西大寺線沿線100m以内の地域および同道路の東側の地域 目黒から益野に至る県道沿線100m以内の地域 益野
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	8	金岡のうち産業道路沿線100m以内の地域および同道路の東側の地域 金田のうち産業道路沿線100m以内の地域 河本町（国鉄赤穂線以北を除く。） 西大寺、尖甘および中野。（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	10	
			第2地帯	田	4	大多羅 金岡のうち産業道路以西の地域 松新、松崎
				畑および山林	5	
	上道郡	中間農地		田	10	上道町のうち国道2号線沿線100m

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
		および中間山林		畑および山林	倍 10	以内の地域
玉野	玉野市	市街地周辺農地および市街地山林				宇野、渋川、田井、玉、築港、日比、和田 荘内のうち宇藤木、槌ケ原、東高崎および用吉の国道30号線沿い。 長尾のうち県道沿い。
		中間農地および中間山林		田	9	木目、迫間、八浜町八浜、八浜町大崎、八浜町見石、広岡、東七区、南七区 荘内のうち 宇藤木、槌ケ原、長尾、東高崎および用吉。（市街地周辺農地を除く。）
				山林	5	長尾、東七区、南七区 荘内のうち 宇藤木、槌ケ原、東高崎および用吉。（市街地周辺農地を除く。）
児島	倉敷市	市街地周辺農地および市街地山林				児島赤崎、児島宇野津、児島小川 児島味野1丁目～6丁目、児島味野上1丁目および2丁目、児島味野城1丁目および2丁目 児島唐琴町 児島上之町 児島下の町1丁目～3丁目、児島下の町7丁目～10丁目 児島稗田、児島柳田、塩生
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	11	大畠、菰池 児島下の町4丁目～6丁目 児島田ノ口 林
				畑および山林	22	
			第2地帯	田	6	串田、曽原、福江
	児島郡	市街地周辺農地				藤田村のうち国道30号線沿い。
		中間農地	第1地帯	田	10	灘崎町のうち県道植松線および国道30号線沿い。 藤田村地番208～1,363、1,417～1,646、1,669～2,362

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
			第2地帯	田	倍 9	興除村のうち大字東疇および県道岡山～児島線沿い。
			第3地帯	田	8	興除村のうち大字内尾および大字中疇 灘崎町のうち大字西区および西高崎
			第4地帯	田	5	興除村のうち大字曽根 藤田村のうち地番 1～207 地番 24、26～28、30、31、33、36、37、39、41、44、48、49、50～53、61～64、75、76、78、79、90～93、104～108、159～162、167～170、177～181、190、191、198、199を除く。
倉敷	倉敷市	市街地周辺農地および市街地山林				中間農地を除く地域
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	15	生坂、黒崎 鳥羽および徳芳。（国道2号線と山陽本線との間にはさまれた地域を除く。）
				畑および山林	20	中庄（国道2号線沿いおよび国道2号線と山陽本線との間にはさまれた地域を除く。） 西坂（県道総社線沿いを除く。） 三田
			第2地帯	田	10	浅原、有城、天城、五日市（県道倉敷～妹尾線沿いを除く。）、浦田 帯高、亀山および加須山。（県道茶屋町線沿いを除く。）黒石、酒津（高梁川以西および伯備線以北を除く。）、祐安、高須賀、粒浦、粒江 連島町のうち連島、西之浦および矢柄の旧県道以北の地域 中帯江および二日市。（県道茶屋町線および倉敷妹尾線沿いを除く。）
				畑および山林	14	西田（県道倉敷妹尾線沿いを除く。）、早高、八軒屋、福田町浦田（県道呼松線以西を除く。）、福田町広江（県道広江線および呼松線沿いを除く。）、福田町福田、藤戸、呼松町
	総社市	市街地周辺農地お				大字井手のうち国道180号線沿いおよび地番 1～107

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
		よび市街地山林			倍	大字井尻野地番 1～41、124～240、1051～1138、1383～1426、1607～1728 大字小寺地番 1～23 大字総社地番 1～1144 大字真壁（地番151～177、183～466、1647～1745を除く。） 大字金井戸、南溝手および窪木のうち国道 180 号線沿い。 大字溝口。 大字門田（もんでん）地番53～429、484～528
		中間農地および中間山林	第 1 地帯	田	10	大字小寺地番24～232
				畑および山林	14	
			第 2 地帯	田	8	大字井手（市街地周辺農地を除く。） 大字井尻野のうち旧国道沿いを含む以西の地域（市街地周辺農地および高梁川の河原を除く。） 大字刑部（おしかべ）地番1～158 大字金井戸（市街地周辺農地を除く。） 大字総社地番1145～1529、1506～1673 大字中原（高梁川の河原を除く。）
				畑および山林	12	大字福井地番1～133 大字真壁地番151～177、183～466 大字三輪地番649～838、856～1168 大字門田（もんでん）地番 1～52、932～971
	都窪郡	市街地周辺農地および市街地山林				吉備町 大字下撫川のうち旧国道沿いと国道２号線沿いとの間の地域および県道妹尾～吉備線沿い。 大字中撫川のうち国道２号線沿い。 大字庭瀬のうち山陽本線以北の地域および県道妹尾～吉備線沿い。 大字平野のうち山陽本線以北で木工センターに通ずる道路（南北路線）沿い以西の地域および国道２号線沿い。 清音村 大字上中島のうち村道７号線以南を除く地域 大字軽部のうち伯備線以西および村道７号線沿い以北の地域 庄村 大字松島 大字下庄のうち村道松島～下庄線

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	沿い以北の地域 大字上東および山地のうち県道沿い。 妹尾町 大字妹尾のうち県道倉敷～妹尾線以南の地域 大字妹尾および大字箕島のうち県道沿い。 茶屋町 県道早島～興除線沿いおよび大字帯江新田のうち地番 1～407 早島町 県道倉敷～妹尾線沿いと二間川との間の地域 福田村 各県道沿い。
		中間農地および中間山林	第 1 地帯	田	12	吉備町 大字庭瀬（市街地周辺農地を除く。） 大字延友、大字平野（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	17	
			第 2 地帯	田	10	吉備町 大字下撫川および中撫川。（市街地周辺農地を除く。） 庄村 大字栗坂のうち村道一の坪～久松線沿い以北の地域 大字下庄および上東。（市街地周辺農地を除く。） 大字二子のうち県道沿い以東の地域および村道二子～上東線沿い以南の地域 大字山地のうち県道大鳥居～松島線以南の地域。（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	15	
			第 3 地帯	田	8	吉備町 大字川入、大字西花尻、大字東花尻 妹尾町 大字妹尾および大字箕島のうち宇野線以北の地域。（市街地周辺農地を除く。） 茶屋町 大字帯江新田地番408～737、1521～1852、2035～2168。（市街地周辺農地を除く。） 早島町 宇野線以東の地域および市街地周辺農地を除く地域 福田村
				畑および山林	13	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	県道妹尾～吉備線以西の地域および市街地周辺農地を除く地域
			第4地帯	田	6	清音村
				畑および山林	11	大字柿木
	吉備郡	市街地周辺農地および市街地山林				高松町 大字稲荷地番412～846 大字原古才 大字加茂、大字吉備津、大字小山、大字高松、大字三手および大字門前のうち国道180号線沿い。
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	7	高松町 大字吉備津のうち吉備線および県道真金～清音線以南、県道高松～庭瀬線以東ならびに県道大鳥井～松島線以北の地域
				畑および山林	13	
			第2地帯	田	6	高松町 大字加茂、大字小山、大字高松、大字津寺および大字三手のうち足安川以北の地域。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	12	大字門前、大字立田のうち吉備線以南の地域
			第3地帯	田	6	真備町 大字岡田 字上町、中町、新町 大字川辺 字新田、中町、西町、東町、美濃町、横町 大字箭田 字内場、王子免、桑ノ市、小林、三反地、宿、立塚、高本、田中、坪尻、出張、直戸、仁後久、仁後田、筈手、松ノ前、前崎、宮前
				畑および山林	10	大字有井、大字尾崎および大字妹の県道倉敷～井原線沿い。
玉島	倉敷市	市街地周辺農地および市街地山林				玉島阿賀崎字久々井土地区画整理地域 玉島阿賀崎のうち駅道と道口川との間の地域 玉島駅前から専売公社玉島出張所交差点に至る駅道沿線50m以内の地域

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	域 玉島駅前から坂田町までの産業道路沿線50m以内の地域 玉島乙島字坂田町 専売公社玉島出張所から霞橋に至る国道2号線沿線50m以内の地域 玉島爪崎西1丁目～8丁目
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	15	玉島乙島 字押上、小高地、高地、船堀、堀貫 字イ～ヘおよびオ～カの割のうち臨港鉄道予定線以西の地域 玉島のうち国道2号線以南の地域 (以上のうち市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	26	
			第2地帯	田	12	玉島、玉島上成、玉島乙島および玉島爪崎(つまさき)。(市街地周辺農地および第1地帯を除く。) 玉島柏島、玉島勇崎および玉島長尾のうち県道沿い。
				畑および山林	15	
			第3地帯	田	9	玉島柏島字福井、船宮および玉島長尾。(第2地帯を除く。)
				畑および山林	13	玉島阿賀崎および玉島八島。(市街地周辺農地および第1地帯を除く。) 玉島道越
	浅口郡	中間農地および中間山林		田	15	金光町から里庄町に至る国道2号線沿い。
				畑および山林	26	
笠岡	笠岡市	市街地周辺農地および市街地山林				生江浜(おえはま)、大宜(おおげ)、富岡および用之江(もちのえ)のうち国道2号線沿い。 笠岡 字絵下谷、大久保、川辺屋、田頭、高細、八幡および箕の内の新県道沿線100m以内の地域
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	12	生江浜(おえはま)、大宜(おおげ)および用之江(もちのえ)のうち国道2号線沿線50m以内の地域(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	11	
			第2地帯	田	11	入江 富岡(市街地周辺農地を除く。) 笠岡 字大磯の山陽本線以南の地域
				畑および山林	16	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の名田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	笠岡 字小丸、古城山、堂上、浜田、宮地
	井原市	市街地周辺農地および市街地山林				井原町のうち小田川以南の地域 上出部町および七日市町のうち昭和通り南北線以東と国鉄井原線以北の地域 笹賀町、下出部町、高屋町および西江原町の県道(井原～福山、井原～倉敷)線沿い。 井原町向町のうち小田川左岸の地域
		中間農地および中間山林		田	11	上出部町のうち国鉄井原線以北の地域 下出部町のうち旧井笠鉄道線以北の地域 笹賀町および高屋町のうち県道井原～福山線沿線100m以内の地域 西江原町のうち県道美袋～井原線と神戸川と小田川に囲まれた地域および県道井原～倉敷線沿線100m以内の地域(以上のうち市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	17	
	矢掛町	中間農地および中間山林		田	9	矢掛町大字矢掛のうち 地番1814～2120、2520～2706、2959～3200 矢掛町大字小林のうち 地番14～331
				畑および山林	14	
高梁	高梁市	市街地周辺農地および市街地山林				旧高梁町のうち高梁高校南側の小溝と国鉄伯備線および国道180号線に囲まれた地域
		中間農地および中間山林		田	9	高梁市松山のうち県道高梁線と、県道より南小学校までの上谷川と、市道薬師院大久保線、和田奥万田線(竜徳院南側道路まで)および国鉄伯備線に囲まれた地域 県道西高梁線のうち鉄国伯備線原踏切から備北バス上谷停留所までの道路沿い。(市街地周辺農地を除く。) 県道井原～高梁線のうち落合橋西詰から井谷橋までの道路沿い。
				畑および山林	14	
	川上郡	市街地周辺農地および市街地山林				成羽町大字下原の県道井原～高梁線のうちバイパス道路沿い。

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の名田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
		中間農地および中間山林		田	倍 10	中国電力成羽変電所から備北バス東停留所までの道路沿い。
				畑および山林	15	
新見	新見市	市街地周辺農地および市街地山林				金谷のうち 市役所前の道路以北で、国鉄伯備線と高梁川に挟まれた地域 新見のうち 高梁川以東国道180号線東側沿線50mまでの地域および千丸、野田、文化、宮地、六軒町 高尾のうち 新見第一中学校前の高西橋に通ずる道路以南で、高梁川と市道大仁子線がわの山際までの地域
		中間農地および中間山林		田	8	新見(字木畝(きうね)、寺下、灰貝および市街地周辺農地を除く。) 高尾、金谷(市街地周辺農地を除く。) 西方 正田
				畑および山林	14	
久世	真庭郡	市街地周辺農地および市街地山林				湯原町大字豊栄字神田前越返(こしがえし)地番1430－1～1538
		中間農地および中間山林	全	田	10	落合町大字開田、大字上市瀬、大字下市瀬、大字中および大字福田のうち県道久世～建部線沿い。 勝山町大字江川のうち国道181号線沿い。 久世町大字久世、大字草加部、大字台金屋および大字目木のうち国道181号線沿い。 久世町大字富尾、大字惣および大字中島のうち県道久世～建部線沿い。
				畑および山林	15	
津山	津山市	市街地周辺農地および市街地山林				井口、一方および津山口のうち国道53号線沿い。 小田中字新屋敷、田中、西新座 河原町、勝間田町 川崎のうち国鉄因美線以北で旧市道以南の地域 上河原、小原および総社のうち一宮線沿い。 北町、北園町、山下、城代町、新茅町、田町、椿高下、鉄砲町、戸川町、中之町、西今町、西新町、橋

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	本町、林田、東新町、仏見町、美濃町、南新座、山北
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	15	井口（市街地周辺農地を除く。） 一方（市街地周辺農地および一方上を除く。） 上之町 津山口（市街地周辺農地を除く。） 林田町 横山のうち国鉄因美線以北の地域
				畑および山林	20	
			第2地帯	田	11	院庄 小田中字神田、西松原 小原（市街地周辺農地を除く。） 大谷、河辺 上河原および総社。（市街地周辺農地を除く。） 神戸、中島、二宮 林田（市街地周辺農地を除く。） 横山（第1地帯を除く。）
				畑および山林	20	
鳥取	鳥取市	市街地周辺農地および市街地山林				旧市内全域 秋里、岩倉 大杙（おおくい）、吉成および古市のうち新袋川以北の地域 覚寺、安長、岩吉および湖山町のうち国道9号線沿線50m以内の地域 湖山町および足山のうち県道湖山布勢線沿い。 商栄町、富安、卯垣（ほうがき） 美保橋より叶までの国道53号線沿線50m以内の地域 面影橋より津ノ井までの国道29号線沿線50m以内の地域
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	15	足山、大杙、雲山、湖山町（山林、原野を除く。）、桜谷、新村、正蓮寺、古市、安長および吉成。（市街地周辺農地を除く。） 岩吉、古海
				畑および山林	21	
			第2地帯	田	11	江津、賀露町（山林、原野を除く。）、覚寺（市街地周辺農地を除く。）、大覚寺、徳尾、徳吉、浜坂、南隈、宮長（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	15	
			第3地帯	田	8	桂見、里仁、杉崎、高住、津ノ井（市街地周辺農地を除く。）、布勢、松

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
				畑および山林	倍 12	原、良田、余戸
				山林原野	31	賀露町、湖山町、伏野
	岩美郡	中間農地		田	10	国府町大字奥谷
				畑	15	
倉吉	倉吉市	市街地周辺農地および市街地山林				旧倉吉町（福吉町2丁目、巌城、下田中、駄経寺、円谷、米田および余戸谷町のうち字玉ノ助、中長、町裏、法仙以外の地域を除く。） 上井町1丁目および2丁目、五反田、長泓 上井駅前から昭和町交差点に至る国道179号線沿線50m以内の地域
		中間農地および中間山林		田	10	旧倉吉町のうち福吉町2丁目および巌城の天神川以南の地域 上井駅前から竹田橋に至る旧国道と同駅前より八屋、伊木部落を経て竹田橋に至る道路に囲まれた地域。（市街地周辺農地を除く。） 大字上井、大字下田中、大字駄経寺 大字海田および大字福庭のうち国道179号線沿線50m以内の地域
				畑および山林	16	
	東伯郡	中間農地および中間山林		田	12	三朝町のうち大字三朝および大字山田 東郷町のうち松崎駅前区画整理地域 羽合町大字上浅津のうち字二ノ中島、中島、二ノ屋敷、堂ノ本、二ノ雨竜土、石指、二ノ宮ノ本、宮ノ本、明徳、稲平、三ノ餅ケ坪、浜田および二ノ浜田の東郷池沿い奥行150m以内の地域 東郷町大字長江のうち字東蓼尾および東芦崎の東郷池沿い奥行150m以内の地域
				畑および山林	13	
米子	米子市	市街地周辺農地および市街地山林				旧米子市（中間農地を除く。） 安倍のうち県道境渡～米子線沿い。 上後藤のうち地番1～31、245～274、353～379を除く地域 河崎のうち産業道路沿い、県道米子～境線沿いおよび県道東福原～樋口線沿い。

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑田林山等の区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	皆生地番88～394、692～799、1,214～1,724、1,791～1,827 および字温泉 上福原地番1,167～1,319、1,506～1,700、1,722～1,962、1,455～1,466 車尾（くやも）のうち山陰本線以北の地域 熊党のうち国道９号線沿い。 中島のうち地番 1～36を除く地域 二本木のうち国道９号線沿い。 西福原のうち地番1,364～1,689を除く地域 旗ケ崎地番1～48、398～896、939～982、1,223 県道境渡～米子線沿いおよび市道旗ケ崎３号線沿い。 東福原のうち新開川以南の地域 新開川以北の地番1,258～1,524で市道皆生～新開線沿い。 彦名町のうち県道境渡～米子線沿い。 米原のうち地番54～283を除く地域 吉岡のうち国道９号線沿い。 夜見のうち県道米子～境線沿いおよび同線から鉄工団地入口に至る道路沿い。 両三柳のうち地番1～139、356～500、562～1,301、1,327～1,390、1,531～1,819、3,309～3,362、3,452～3,464、3,574～3,671、3,808～3,858、3,891～3,998、2,134～2,161 県道東福原～樋口線沿い。市道東福原～三柳線沿い。市道加茂中央線沿い。県道米子～境線沿いおよび県道東福原樋口線から県営三柳住宅団地に至る道路沿い。
	中間農地および中間山林	第１地帯	田		17	安倍のうち市道安倍～河崎線沿い。 大篠津のうち県道米子～境線沿い。 上福原（市街地周辺農地を除く。） 上後藤地番1～31 河崎地番941～1,312、2,730～2,792 皆生（市街地周辺農地を除く。） 西福原地番1,364～1,689 旗ケ崎のうち県道境渡～米子線以北の地域（市街地周辺農を除く。） 米原地番54～283 両三柳のうち県道東福原～樋口線以南の地域（市街地周辺農地を除く。）
			畑		27	
			山林原野		98	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑田林山等の区名	評価倍率	適用地帯の区域名
			第２地帯	田	16 倍	東福原（市街地周辺農地を除く。）
				畑	25	
				山林原野	92	
			第３地帯	田	15	上後藤地番245～274、353～379 長砂町（国道180号線沿いを除く。） 旗ケ崎のうち県道境渡～米子線以南の地域（市街地周辺農地を除く。） 両三柳のうち県道東福原～樋口線以北の地域（市街地周辺農地を除く。）
				畑	19	
				山林原野	78	
			第４地帯	田	13	安倍（市街地周辺農地および第１地帯を除く。） 陰田町（国道９号線沿いおよび山林原野を除く。） 大谷町（山林原野を除く。） 河崎（市街地周辺農地および第１地帯を除く。） 中島（市街地周辺農地を除く。） 二本木のうち県道米子～大山線沿い。 旧伯仙町のうち県道米子～大山線沿い。 夜見のうち国鉄境線以北の地域（市街地周辺農地を除く。）
				畑	17	
				山林原野	72	
			第５地帯	田	11	富益町のうち県道米子～境線沿い。
				畑	15	
				山林原野	85	
			第６地帯	田	9	観音寺のうち米川以北の地域 熊党（市街地周辺農地を除く。） 車尾（市街地周辺農地を除く。） 二本木（市街地周辺農地および第４地帯を除く。） 彦名町（市街地周辺農地を除く。） 吉岡（市街地周辺農地を除く。） 和田町のうち県道米子～境線沿い。
				畑	11	
				山林原野	77	
			第７地帯	田	7	大谷町（田、畑を除く。） 陰田町のうち国道９号線沿い以外の山林、原野。 富益町のうち県道米子～境線以北の山林、原野。（第５地帯を除く。） 大篠津町のうち県道米子～境線以北の地域（第１地帯を除く。） 和田町のうち県道米子～境線以北の
				畑	9	
				山林原野	40	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の名田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	地域（第６地帯を除く。）
	境港市	市街地周辺農地および市街地山林				上道町のうち下川以北の地域。県道米子境線から国鉄境線に至る下川線道路沿い。旧境町 外江町のうち旧境町から木工団地進入路に至る県道境渡～米子線以北の地域および道路沿い。
		中間農地および中間山林		田	20	上道町のうち県道米子～境線沿い。（市街地周辺農地を除く。）
				畑	22	小篠津町、佐斐神町、新屋町、竹内町、高松町、中野町および福定町のうち県道米子～境線沿い。
				山林原野	43	
	西伯郡	市街地周辺農地および市街地山林				日吉津村のうち国道９号線沿い。
		中間山林		山林原野	39	岸本町大字小林字水無原、横手久木大字丸山字槙原
	日野郡	中間山林		山林原野	86	溝口町大字岩立 大字大内字桝水高原
松江	松江市	市街地周辺農地および市街地山林				旧松江市内の地域、大輪町 上乃木町のうち 字後廻、王子坂、京塚、芝床、中島、西原および県道松江～広瀬線沿線 100 m以内の地域 春日町 字太田、川ノ下、神田、松崎、道の上 黒田町および砂子町のうち 市道北松江停車場～恵曇線沿線50 m以内の地域 国屋町字土手後 古志原町のうち 字富原および県道松江～広瀬線沿線 100 m以内の地域 菅田町のうち 県道松江～境港線沿線 100 m以内の地域 袖師町、堂形町 西川津町 字石亀、追手、金崎、上七反、上追子、上原田、京田、家塚田、小平、新川、芝槙、菅田前、竹

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の名田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	崎、津嘉田、土器田、鳥飼、堂ノ本、堂ノ前、橋本、橋縄手、畑田、原前、東田、東小ビ、干上り、諸田、菱島（ひしま） 西津田町 字アミダ、垣の内、権現西、城ノ前、浜ノ前、曽利、溜池、放松、松江境、美月、三月上、万丈、万丈田、外の堀、中ノ坪、中ノ前、西ノ前 浜乃木町のうち 字半原および国道９号線沿線 100 m以内の地域 東津田町のうち 字梅前、神守、休庭、越ノ前、丈田、溜池、寺後、寺床、長通、宮ノ沖、森脇および国道９号線沿線 100 m以内の地域 矢田町のうち 国道９号線沿線50 m以内の地域 嫁島町
		中間農地および中間山林	第１地帯	田	21	上乃木町 字青木、宇賀谷、宇賀、大神、大空、大床、鍛治屋、中ノ前、中原、ナル、馬背および前ノ原。（市街地周辺農地を除く。） 古志原町 字鍛治屋坂、鍛治屋、鐘鋳原 西津田町（市街地周辺農地を除く。） 西川津町 字伊賀平、木佐屋田 浜乃木町 字新縄手 東津田町（市街地周辺農地を除く。） 山代町のうち 県道松江～広瀬線沿線50 m以内の地域
				畑および山林	32	
			第２地帯	田	15	上乃木町 字高原、坪屋垣、富貫、前田、山根 春日町 字洗足、土井ノ前、鉢屋谷、広前 国屋町 字洗和井 下東川津町のうち 県道松江～境港線沿い。 西川津町 字沖舟、大石、剣先、鯉ノ頭、下七反、下追子、提ノ下、中島、
				畑および山林	25	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	仲田、西子フ、八間島、的場、政所、紫 乃木福富町のうち 国道９号線沿線50ｍ以内の地域 大庭町のうち 県道松江～広瀬線沿線50ｍ以内の地域
			第３地帯	田	10	黒田町、砂子町および菅田町。(市街地周辺農地を除く。) 古志原町（市街地周辺農地および第１地帯を除く。） 竹矢町のうち 国道９号線沿線50ｍ以内の地域 乃木福富町 字大谷、角田、舟附および廻田。(第２地帯を除く。)
				畑および山林	15	乃白町のうち 県道松江～木次線沿線 100 ｍ以内の地域 八幡町のうち 国道９号線沿線50ｍ以内の地域 東奥谷町
	八束郡	市街地周辺農地および市街地山林				玉湯町のうち 大字玉造の玉造川両面の道路沿い。 大字湯町の松江道路沿い。
		中間農地および中間山林		田	10	東出雲町のうち 出雲郷から安来市に至る国道９号線沿線50ｍ以内の地域
				畑および山林	15	
安来	安来市	市街地周辺農地および市街地山林				安来町 字内浜、外堀 字川子のうち鉄道線路以北の地域 字外浜のうち市道沿い。 黒井田町、宮内町のうち市道沿い。 西荒島町から安来新大橋に至る間および黒井田町字和田、黒鳥の国道９号線沿線50ｍ以内の地域 加茂町のうち県道沿い。 飯島町のうち伯太川以東の地域 安来大橋から飯梨橋に至る間の旧国道50ｍ以内の地域
		中間農地および中間山林	第１地帯	田	10	安来町 字十神、外浜、宮内町 加茂町のうち市道沿い。 切川町のうち県市道沿い。

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の田山等区分	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	吉佐町のうち 国道９号線沿50ｍ以内の地域 黒井田町字和田のうち国道９号線以北の地域(市街地周辺農地を除く。) 荒島町字川原、西赤江町のうち国道９号線から西赤江に至る間の県道沿い。 西荒島町から飯梨橋に至る間の旧国道沿線50ｍ以内の地域 下坂田町のうち市道(木材市場通り)沿線および国道９号線からライスセンターならびに安来農協倉庫に至る間の市道沿線50ｍ以内の地域。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	20	
			第２地帯	田	6	荒島町から上荒島町に至る間の市道沿い。 荒島町字川原、赤江町、今津町、下坂田町のうち鉄道線路以北および国道９号線以南の地域 植田町から西赤江町に至る間の県道沿い。 西赤江町のうち市道沿い。 吉佐町から黒井田町字黒鳥に至る間の国道９局線沿い。 飯島町のうち伯太川以西および鉄道線路以北ならびに国道９号線の間の地域 安来町字川子のうち鉄道線路以南の地域 (以上のうち市街地周辺農地、第1地帯を除く。)
				畑および山林	10	
	能義郡	中間農地および中間山林		田	7	広瀬町広瀬、字石原のうち県道沿い。 伯太町母里、字井尻のうち神宮寺橋から井尻小学校に至る間の県道沿い。
				畑および山林	10	
大東	大原郡	中間農地および中間山林		田	16	木次町のうち 木次駅から里熊橋に至る間の県道と鉄道線路に挟まれた地域 里熊橋から請川橋までの県道沿線50ｍ以内の地域 里熊橋から斐伊小学校までの国道54号線沿線50ｍ以内の地域 大東町のうち 阿用川橋から大東町大東大橋に至る新県道沿線50ｍ以内の地域 阿用川橋から大東駅に至る県道沿線 100 ｍ以内の地域 駅通りから越戸橋までの町道沿線30ｍ以内の地域
				畑および山林	22	

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
					倍	雲南病院から30m以内の阿用道路沿線30m以内の地域
出雲	出雲市	市街地周辺農地および市街地山林				今市町、姫原町 塩冶町のうち 字有原、海上、善行寺、高西 大津町のうち 山陰本線以北の地域 小山町および大塚町のうち 四絡農協までの県道今市～ようかん線沿線100m以内の地域 白枝町および高松町のうち 国道9号線沿線100m以内の地域 天神町のうち 大社線以北国道9号線の北側100mまでの地域 渡橋町のうち 有原～小山線西側50mより以東および国道9号線の北側100m以南の地域
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	10	塩冶町のうち 字角田、六反 大津町（字岩樋、池内、滝谷、三谷および市街地周辺農地を除く。） 小山町、白枝町、天神町および渡橋町。（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	12	大塚町のうち 今市～常松線東側50mより以西の地域。（市街地周辺農地を除く。） 上塩冶町 字下沢 中野町 字一黒竹
			第2地帯	田	6	芦渡町 字後田、大川内 神門町 字栗坪、高橋 知井宮町 字東原、宮後 大塚町（市街地周辺農地および第1地帯を除く。）
				畑および山林	8	荻杼町、高岡町、松寄下町 高松町（市街地周辺農地を除く。） 中野町（第1地帯を除く。）
	平田市	中間農地および中間山林		田	7	灘分町 字二の切
				畑および山林	10	平田町（字新田を除く。）

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
	簸川郡	中間農地および中間山林	第1地帯	田	倍 6	大社町 大字杵築東、大字杵築南、大字北荒木、大字修理免
				畑および山林	12	
			第2地帯	田	6	斐川町 大字併川、大字上直江、大字富村 大字上庄原、荘原町および直江町。（新川中央道路以南の地域を除く。）
				畑および山林	11	
石見大田	大田市	市街地周辺農地および市街地山林				大田町大字大田のうち 字大沢、半部、松ノ前、下北代、大田、上北代、落井、竹崎、魚ヶ瀬、大沢輪ノ内 字綿田の国道9号線沿い。 字南代、昆沙門および諏訪仮屋の都市計画道路大沢～吉永線沿いおよび同線以東の地域 字若宮の都市計画道路北代～天神線沿いおよび同線以西の地域 長久町の国道9号線と旧国道9号線交差点から長久酪農協同組合に至る国道9号線沿い。
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	13	大田町大字大田のうち 字昆沙門および諏訪仮屋。（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	23	
			第2地帯	田	9	大田町大字大田のうち 字ニタ割、清水崎、立花向地、森山 字綿田、南代および若宮。（市街地周辺農地を除く。）
				畑および山林	19	
浜田	浜田市	市街地周辺農地および市街地山林				相生町、浅井町、黒川町、杉戸町、竹迫町、殿町、長沢町（2～4、7、8町内）、原井町（4町内）、松原町、港町、高佐町（平坦部） 熱田町および長浜町の国道9号線沿線50m以内の地域
		中間農地および中間山林		田	15	長沢町（6町内）、瀬戸ケ島町、唐鐘町、下府町 国分町の国道9号線沿線50m以内の地域 治和町および周布町の国道9号線沿
				畑および山林	30	線100m以内の地域日脚町の平坦

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用の地帯区域名
					倍	部 熱田町および長浜町。(市街地周辺農地を除く。) 原井町（3町内）
	江津市	市街地周辺農地および市街地山林				大字渡津、大字嘉久志、大字和木、大字都野津、大字敬川および大字神主の国道9号線沿線50m以内の地域 大字郷田
		中間農地および中間山林		田	20	大字嘉久志（字久保川を除く。）、大字浅利、大字和木、大字敬川、大字神主および大字波子の国道9号線沿線100m以内の地域。(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	28	大字渡津のうち 字渡津、嘉戸および長田。(市街地周辺農地を除く。) 大字都野津(市街地周辺農地を除く。)
	那賀郡	中間農地および中間山林		田	15	三隅町のうち 大字西河内、大字三隅および大字向野田の国道9号線沿線50m以内の地域
				畑および山林	19	
益田	益田市	市街地周辺農地および市街地山林				大字上吉田、あけぼの町 大字中吉田および大字中島のうち 吉田橋から中島に至る市道以南の地域 大字乙吉のうち 益田大橋から山陰本線までの国道9号線沿線50m以内の地域 雪舟橋から今市までの市道沿線50m以内および同市道西側で益田川までの地域 大字益田（沖田区画整理地域のうち昭和橋から山の手に至る市道の西側で同市道沿いと加計線沿いを除く地域と字染羽を除く。） 大字須子 大字高津（沖田地区、持石を除く。）
		中間農地および中間山林	第1地帯	田	10	大字益田（市街地周辺農地を除く。） 大字乙吉（市街地周辺農地を除く。） 大字中吉田(市街地周辺農地を除く。)
				畑および山林	26	
			第2地帯	田	12	大字中島のうち

署名	市郡名	評価区分	地帯区分	畑林の分田山等区	評価倍率	適用地帯の区域名
				畑および山林	倍 19	字大塚、中須 大字下本郷 大字久城 大字安富、大字横田および大字神田のうち国道9号線沿線50m以内の地域
西郷	隠岐郡	中間農地および中間山林		田	11	西郷町のうち 大字中町上から名田に至る道路沿い。 大字東町塩屋商店から登具トンネル入口までの道路沿い。 大字東町一区から中町出雲結の上の交差点に至る道路沿い。
				畑	23	
				山林原野	62	

3. 山林、原野および牧場

(1) 山林、原野の意義

イ　純山林等

次のロ、ハ以外の山林および原野をいう。

ロ　中間山林等

農地の別表2（市街地農地および市街地山林等の地域区分ならびに倍率表）に定める適用地帯内にある山林および原野をいう。

ハ　市街地山林等

市街地周辺農地および市街地農地の適用地帯にある山林および原野をいう。

(2) 評価倍率

イ　純山林等

山林および原野の固定資産税評価額に次の評価倍率を乗じて評価する。

種　　目	評価倍率	適用地域	摘　　要
山林および原野（自　用　地）	1.0	全　管	1　評価倍率は当該山林または原野の実面積により修正した固定資産税評価額に対して適用する。 2　森林法その他の法令に基づき土地の利用または立木の伐採について制限を受けている山林の価額は、立木の別表6（法令により伐採の禁止または制限を受ける森林の控除割合）に示す控除割合を乗じて得た金額を控除して評価する。

ロ　中間山林等

山林、原野の固定資産税評価額に農地の別表2（市街地農地および市街地山林等の地域区分ならびに倍率表）に定める倍率を乗じて評価する。

ハ　市街地山林等

評価する山林、原野が宅地であるとした場合の評価額から、その山林、原野を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費の7割に相当する額を控除した金額により評価する。

ニ　貸し付けている山林、原野および賃借権

評価通達51～53、59および60により評価する。

ホ　牧場および牧場の上に存する権利

山林、原野に準じて評価する。

4. 宅　　地

自用宅地の価額は、固定資産税評価額に次表（自用宅地の地帯別評価倍率表）に定める適用地帯ごとの評価倍率を乗じて評価する。

自用宅地の地帯別評価倍率表

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
広島東	広島市	第1地帯	倍 1.00	胡町のうち地番 6−7、6−8、6−11、6−12、6−13（福屋百貨店。）
		第2地帯	1.10	紙屋町1丁目、立町および胡町のうち広電ビル南端から天満屋百貨店までの電車道沿い。（第1地帯を除く。） 基町、八丁堀および鉄砲町のうち第一生命ビルから喫茶店もんまでの電車道（白島線を除く。）沿い。
		第3地帯	1.20	紙屋町1丁目（第2地帯を除く。）、本通り、袋町および中町の電車道沿い。 西白島町、白島北町、白島九軒町、白島中町、東白島町
		第4地帯	1.30	牛田地区（第6地帯を除く。）、猿猴橋町、大須賀町、荒神町、松原町（第8地帯を除く。） 胡町（第1地帯および第2地帯を除く。）銀山町、鉄砲町（第2地帯を除く。）、幟町および橋本町の電車道沿い。 西荒神町、東荒神町および西蟹屋町1丁目～4丁目の県道沿い。
		第5地帯	1.40	尾長町、上幟町、上八丁堀、小町（第7地帯および第8地帯を除く。）、昭和町、竹屋町、鉄砲町（第2地帯および第4地帯を除く。）、平野町、東千田町1丁目および2丁目、南竹屋町 国泰寺町1丁目および2丁目。（第7地帯を除く。） 宝町、鶴見町および富士見町。（第8地帯を除く。） 幟町および橋本町。（第4地帯を除く。） 基町および八丁堀。（第2地帯を除く。）
		第6地帯	1.50	曙町1丁目～6丁目、愛宕町、胡町（第1地帯、第2地帯および第4地帯を除く。） 紙屋町1丁目（第2地帯および第3地帯を除く。）、新天地、立町（第2地帯を除く。）、田中町、中山町、流川町、中町（第3地帯および第8地帯を除く。）、西平塚町、東蟹屋町、戸坂町、堀川町、薬研堀、弥生町、矢賀町、矢賀新町1丁目～7丁目、若草町 銀山町、西荒神町および東荒神町。（第4地帯を除く。） 東平塚町および三川町。（第8地帯を除く。） 袋町および本通。（第3地帯を除く。）

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	牛田地区のうち牛田山、牛田新町1丁目～4丁目および県道沿い。
		第7地帯	1.60	小町および国泰寺町1丁目および2丁目の電車道沿い
		第8地帯	1.70	大洲町1丁目～5丁目、上大須賀町、光ケ丘、二葉の里1丁目～3丁目、山根町、南蟹屋町1丁目および2丁目 西蟹屋町1丁目～4丁目（第4地帯を除く。） 松原町のうち山陽本線以北の地域 小町、宝町、田中町、鶴見町、中町、東平塚町、富士見町および三川町の100m道路沿い。（電車道沿いを除く。）
		第9地帯	2.00	光町1丁目および2丁目
広島西	広島市	第1地帯	1.21	大手町1丁目および2丁目ならびに紙屋町2丁目のうち電車道沿い。
		第2地帯	1.30	井口町、榎町、小網町、小河内町1丁目および2丁目、堺町1丁目および2丁目、寺町、十日市町1丁目（第4地帯を除く。）、十日市町2丁目、土橋町、西十日市町、猫屋町、広瀬北町、広瀬町、福島町1丁目および2丁目、本川町1丁目および2丁目（第4地帯を除く。）、本川町3丁目、都町
		第3地帯	1.40	打越町（大田川放水路の東側。）、大芝1丁目および2丁目、大芝公園、大宮1丁目および2丁目、大手町1丁目および2丁目（第1地帯を除く。）、大手町3丁目～5丁目（第5地帯を除く。）、紙屋町2丁目（第1地帯を除く。） 河原町、楠木町2丁目～4丁目、庚午町、庚午北1丁目～4丁目、庚午中1丁目～4丁目。庚午南1丁目および2丁目、千田町1丁目～3丁目、高須1丁目および2丁目、西川口町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、古田町、古江新町、三篠町1丁目～3丁目、三篠北町、三滝町（大田川放水路の東側。）、南千田東町、南千田西町
		第4地帯	1.50	打越町（第3地帯を除く。）、上天満町、観音町、観音本町1丁目および2丁目、観音新町1丁目～4丁目、加古町、草津新町、草津東町、草津本町、草津浜町、草津南町、楠木町1丁目、己斐町、庚午北町2丁目、新庄町、住吉町、天満町 本川町1丁目および2丁目ならびに十日市町1丁目のうち相生橋から十日市町交差点に至る電車道沿い。 中広町1丁目～3丁目、中島町、西観音町、羽衣町、東観音町、舟入南1丁目～6丁目、三滝町（第3地帯を除く。）、南観音1丁目～8丁目、南観音町、吉島町、山手町、横川町1丁目～3丁目、横川新町

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第5地帯	倍 1.60	江波東1丁目および2丁目、江波西1丁目および2丁目、江波本町、江波二本松1丁目および2丁目、江波南1丁目～3丁目、江波栄町、江波沖町 大手町3丁目～5丁目のうち電車道沿い。 吉島東1丁目～3丁目、吉島西1丁目～3丁目
		第6地帯	1.80	光南1丁目～6丁目、南吉島1丁目および2丁目、吉島新町1丁目および2丁目
広島南	広島市	第1地帯	1.14	京橋町および的場町1丁目のうち駅前大通り沿い。
		第2地帯	1.30	京橋町（第1地帯、第3地帯および第5地帯を除く。）
		第3地帯	1.40	金屋町（第5地帯を除く。）、松川町（第5地帯を除く。）、稲荷町、出島1丁目および2丁目、比治山町（第5地帯を除く。）、的場町1丁目および2丁目（第1地帯および第5地帯を除く。）、京橋町のうち市電己斐線沿い。
		第4地帯	1.50	旭町、霞町、上東雲町、東雲本町1丁目～3丁目、東雲1丁目～3丁目、出汐町、西霞町、東霞町、比治山本町（第5地帯を除く。）、比治山公園、翠町および皆実町1丁目～3丁目。（第5地帯を除く。） 宇品町（金輪島。）、似島町（第6地帯を除く。）
		第5地帯	1.70	金屋町、比治山町、比治山本町、松川町、的場町1丁目および2丁目ならびに皆実町1丁目および2丁目のうち荒神橋から皆実町2丁目に至る市電宇品線沿い。 京橋町のうち駅前大通りから京橋に至る京橋通り沿い。 北大河町、段原大畑町、段原新町、段原末広町、段原中町、段原東浦町、段原日出町、段原山崎町、南段原町、南大河町、山城町 青崎1丁目および2丁目、宇品神田1丁目～5丁目、宇品海岸1丁目～3丁目、宇品西1丁目～4丁目、宇品東1丁目～7丁目、宇品御幸1丁目～5丁目、黄金山町、楠那町、小磯町、丹那町、丹那新町、月見町、仁保1丁目～4丁目、仁保新町1丁目および2丁目、仁保町、仁保沖町、西本浦町、東本浦町、日宇那町、東青崎町、本浦町、堀越1丁目～3丁目 翠町および皆実町3丁目のうち御幸橋から広陵高校正門に至る市電宇品線沿い。 向洋大原町、向洋中町、向洋本町、元宇品町
		第6地帯	2.20	似島町字家下
	佐伯郡	全	1.00	全地域
廿日市	大竹市	第1地帯	1.20	玖波1丁目～7丁目、白石2丁目、油見（ゆうみ）2丁目および3丁目
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
	佐伯郡	第1地帯	4.80倍	五日市町 大字石内、大字上河内、大字下河内 廿日市町 大字地御前字鰆浜 大字宮内字河本
		第2地帯	4.60	廿日市町 大字上平良 字大原、堂垣内
		第3地帯	4.00	廿日市町 大字地御前字阿品 大字原字宇治久保 大字宮内字石原 大野町　字上更地、下更地
		第4地帯	3.80	廿日市町 大字佐方字岩戸山、沖新開、同免 大字宮内 字大方、宮迫
		第5地帯	3.60	五日市町 大字保井田 大野町　字鳴川（第19地帯を除く。）
		第6地帯	3.40	五日市町 大字上小深川、大字下小深川 大字利松 字倉田、古保理、郡、北郡 大字皆賀字舟木 大字屋代字岡畑 廿日市町 大字原（第3地帯を除く。） 大字宮内 字河田、北山、玉ノ井、鏡田、針田 大野町　字垣ノ浦および下瀬。（第19地帯を除く。）
		第7地帯	3.10	五日市町 大字五日市 字長林寺、肥後 大字美鈴園 廿日市町 大字上平良字末森 大字宮内 字佐原田、西岡迫、東岡迫、的場 大字佐方字城内

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第8地帯	2.70倍	廿日市町 大字上平良（第2地帯および第7地帯を除く。） 大字地御前字田屋 大字宮内字高通 大野町　字上ノ浜、大手、鯛ノ原、別府、水口
		第9地帯	2.60	五日市町（第1、第5～第7、第11および第13～第19地帯を除く。） 廿日市町 大字佐方（第4、第7、第10および第12地帯を除く。）
		第10地帯	2.40	廿日市町 大字佐方字清末 大字下平良字道狭 大字宮内（第1、第3、第4、第6～第8、第12、第14および第17地帯を除く。） 大野町　字筏津、池田、沖筏津、小田ノ口、陣場、十郎原、高畑、戸石川、中山、中空、中津岡、水ノ越
		第11地帯	2.30	五日市町 大字海老塩浜 字古浜（第19地帯を除く。）、美濃里新開
		第12地帯	2.20	廿日市町 大字佐方字東谷 大字下平良字柳庵 大字地御前 字阿品新開、神賀、田尻 大字宮内 字国広、砂原 大野町　字三郎右工門新開のうち国道2号線沿い。 字早時、滝ノ下、棚田、土井、屋田越 字深江（第19地帯を除く。）
		第13地帯	2.00	五日市町 大字五日市 字悪泥、新宮山、殿山 大字海老塩浜字開所 大字佐方字観音崎 大字中地 大野町　（第3、第5、第6、第8、第10、第12および第15～第19地帯を除く。）

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	
		第14地帯	1.80	五日市町 大字五日市 字上古川、下古川、八反田 廿日市町 大字地御前（第1、第3、第8、第12、第16および第19地帯を除く。） 大字下平良 字小野、頓子 大字宮内字新開
		第15地帯	1.60	五日市町 大字五日市字正宗 廿日市町（第1～第4、第6～第10、第12、第14、および第16～第19地帯を除く。） 大野町　字郷、原ノ前、原 字向原（第19地帯を除く。）
		第16地帯	1.50	五日市町 大字五日市 字岡ノ下、開所、幸崎、金剛寺、寿老地、二階新開、西新町、横竹 大字駅前町 大字海老塩浜 字一本松（第19地帯を除く。）、穴ノ口 廿日市町 大字地御前字南町 大字下平良（第10、第12、第14、第17および第19地帯を除く。） 大野町　字小高江、下ノ浜および住吉新開。（第19地帯を除く。） 字林ケ原
		第17地帯	1.40	五日市町 大字五日市 字北町、新町、月見ケ浜、未新開、東町、御戸森、南町、向井山、湯砂、湯蓋、用免山、吉見新開 大字海老塩浜 字大芝新開、海老園、新町、新地 廿日市町 大字下平良字新宮 大字宮内字串戸 大野町　字大国新開、大田新開、熊ケ浦、新開 字三郎右工門新開（第12地帯を除く。）
		第18地帯	1.20	五日市町 大字五日市 字蟹原、大新開（第19地帯を除く。） 大字海老塩浜字大新開（第19地帯を除く。）

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	
				廿日市町 大字廿日市 字桜尾、高州（第19地帯を除く。） 大野町　字上桐、船倉 字尾那岡、塩屋および塩屋沖。（第19地帯を除く。）
		第19地帯	1.00	五日市町 大字五日市 字荒木、毛保、長池 字未新開から字一本松までの間の国道2号線沿い。 大字新長池 廿日市町 大字廿日市 字旗ノ浦 字高州地番　486－1、486－3、486－5、486－7、486－8、486－12、486－13、486－17、486－18、486－19、486－23、486－24、486－25、486－28、486－37、488－2、491－2、613－1、613－3、613－4、613－5 大字下平良 字榎ノ窪、可愛 大字地御前字扇新開 大野町　字赤崎、小田島、柿ノ浦、鼓ケ浜、妙見新開、松ケ原 字尾立、垣ノ浦、小高江、塩屋、塩屋沖、四十八坂、下灘、下ノ浜、住吉新開、大新開、堤、鳴川、深江、丸石および向原の国道2号線沿い。 字下ノ原および深江の県道沿い。 佐伯町 宮島町 湯来町 吉和村
呉	呉　市	第1地帯	1.00	吾妻町、江ノ本町、上二河町、京町、郷原町、下山手町、昭和通、大正町、棚田町、中通7丁目地番15、14、16－1、16－2、17、18、1－2、1－3、1－4、1－5 成町、中山手町、二河町、二河峡町、西原町、日ノ出町、伏原町、的場町、翠町、見晴町
		第2地帯	1.10	阿賀町、曙町、畝原町、鍛治屋町、春日町、上長ノ木町、上長迫町、神田町、東雲町、下長ノ木町、下山田町、新宮町、新湊町、大和通、宝町、築地町、長迫町、中通（第1地帯を除く。）、西辰川町、東辰川町、平原町、船園町、吉浦地区、若葉町

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第3地帯	倍 1.20	青山町、岩方通、稲荷町、今西通、奥畑町、押込町、海岸通、上惣付町、上畑町、上平原町、上山田町、亀山町、神原町、北迫町、蔵本通、警固屋通、公園通、幸町、堺川通、三城通、清水通、城山町、泉場町、坪ノ内町、寺迫町、寺西町、寺本町、天応町、栃原町、苗代町、仁方町、西谷町、西惣付町、登町、浜田町、光町、東惣付町、東二河通 広町字荒布開、安永新開、胡開、大瀬、黄幡、大広新開、大新開ニ印、大新開ハ印、大新開ロ印、上小坪、上津久茂、神開、上東開、古新開、荒神開、四新開、下小坪、末広新開、仙兵衛新開、多賀谷町、長養新開、津久茂、津久茂新開、瀬開、西小坪、西山開、沼田開、八郎、東小坪、東開、文化新開宮ケ迫、明神越、明神開、彌生新開、連蔵新開 船見町、古川町、苑地町、本通、溝路町、宮原通、室瀬町、元町、焼山町、八幡通、都町、和庄通
		第4帯地	1.30	朝日町、内神町、後山町、江原町、胡町、片山町、上内神町、北塩屋町、荒神町、郷町、栄町、下中町、草里町、西二河通、西本通、西愛宕町、西片山町、西川原石町、西塩屋町、西鹿田町、西畑町、西三津田町、東愛宕町、東片山町、東川原石町、東塩屋町、東鹿田町、東畑町、東三津田町、広町(第3地帯を除く。)古江町、松本町、明神町、両城町
	安芸郡	第1地帯	1.00	下蒲刈町、蒲刈町
		第2地帯	1.09	江田島町
		第3地帯	1.16	倉橋町
		第4地帯	1.18	音戸町
海田	安芸郡	第1地帯	2.44	瀬野川町大字中野のうち国道2号線沿い。
		第2地帯	2.10	熊野町（第5地帯および第8地帯を除く。） 府中町のうち県道天満～矢賀線沿い。
		第3地帯	1.80	安芸町大字温品（第8地帯を除く。） 大字馬木および大字福田のうち県道上深川～広島線沿い。 府中町のうち国道2号線沿い。(第8地帯を除く。)
		第4地帯	1.60	矢野町（第7地帯および第8地帯を除く。）
		第5地帯	1.50	熊野町 川角字大晩平、小尾谷、幸地谷、笹ケ迫、信ケ本、呉字大ケ平、長尾、新宮字海上、時光、深原、宮前、宮林、向田 城之堀字赤野、石ケ坪、稲荷、大谷、平兵衛谷、堀出来字滝ケ谷、滑羅彦地籠

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区・域名
			倍	中溝字白石 萩原字牛神、大原、長迫、瓶割、深原、道上奥、山入道 初神字岡、栗え木原、登岐平 平谷字田カヤ谷、長迫、的場、宮ケ谷、山ノ神 船越町のうち国道2号線沿い。(国鉄海田自動車営業所以東を除く。)
		第6地帯	1.40	安芸町大字馬木および大字福田。(第3地帯を除く。) 坂町（第7地帯および第8地帯を除く。） 船越町のうち国道2号線沿い。(第5地帯および第8地帯を除く。)
		第7地帯	1.20	海田町（第8地帯を除く。） 熊野跡村（第8地帯を除く。） 坂町字植田、岡、岡下、大曲、尾鷹、釜ケ谷、亀迫、河内、クイ、田島、浜田東、東ケ迫、藤え脇、中州、西、西谷、西側、細越、丸子、宮崎、宮下、向田、向田平、休ノ谷、横川、および横浜。(第8地帯を除く。) 瀬野川町（第1地帯を除く。） 船越町（第5地帯、第6地帯および第8地帯を除く。） 府中町（第2地帯、第3地帯および第8地帯を除く。） 矢町字神田、真地、砂原および姫宮。(第8地帯を除く。)
		第8地帯	1.00	安芸町大字温品字小出地番941－1 海田町国道2号線沿いのうち 海田保健所から 明神橋までの地域 熊野町中溝字城地番3550－1 熊野跡村字中香地番6374 坂町国道31号線沿いのうち総頭川から東酒造場までの地域 府中町字新地地番6041－19 船越町字鴻治新田3の割地番2355－5、2354--5、2356－7、2354－10 矢野町字真地地番1414
可部	安佐郡	第1地帯	1.00	安佐町 可部町大字綾ケ谷、大字今井田、大字可部、大字勝木 大字中野字石仏、国安および小長の国道54号線沿いならびに石仏の国道186号線沿い。 可部町のうち旧国道沿い。 祇園町のうち 国道54号線沿い。(大字長束 のうち字東向地以南の地域を除く。) 高陽町大字小田、大字矢口 佐東町大字緑井字大下の国道54号線沿いのうち旧国道との分岐点以南の地域 沼田町大字阿戸 大字吉山および大字伴 の県道沿い。(バイパス を含む。) 安古市町のうち国道54線沿い。

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第2地帯	1.20倍	高陽町（第1地帯および第5地帯を除く。） 可部町（第1地帯、第3地帯および第4地帯を除く。） 安古市町大字大町および中須の県道沿い。 安古市町のうち旧国道沿い。
		第3地帯	1.30	可部町大字四日市 祇園町（第1地帯および第6地帯を除く。） 佐東町大字八木（第6地帯を除く。） 佐東町のうち旧国道沿い。 沼田町（第1地帯および第6地帯を除く。）
		第4地帯	1.40	可部町大字大林、大字上町屋および大字下町屋の国道54号線沿い。 安古市町（第1地帯、第2地帯および第5地帯を除く。）
		第5地帯	1.50	高陽町大字小河原 大字上深川および大字狩留家の県道沿い。 佐東町（第1地帯、第3地帯および第6地帯を除く。） 安古市町大字相田、大字上安、大字高取および大字長楽寺の県道沿い。
		第6地帯	1.60	祇園町大字東原字和久操（わくそう） 沼田町大字大塚 佐東町大字八木字上ケ原、大西、柏谷、別所
	山県郡	第1地帯	1.00	第2地帯を除く地域
		第2地帯	1.09	加計町大字加計字神田、迫谷、二階ノ前
吉田	高田郡	第1地帯	2.30	吉田町のうち大字常友字大坪から大字吉田字貴船に至る国道54号線沿い。
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域
西条	賀茂郡	第1地帯	3.30	志和町のうち 国道2号線沿い。
		第2地帯	2.40	西条町のうち 西本町（第6地帯および第7地帯を除く。） 大字御薗宇 字有場、石ケ瀬、和泉、和泉川、伊勢宮、卯ノ留、円城寺、折居、大迫田、上中筋、上松賀、上戸、上神田、五郎丸、下和泉、下神田、下上戸、竹鼻、為久、近光、道天、縄手、伴伏沖、馬場、備前迫、増岡、松賀、宮ノ下、明神谷、湯ノ本 大字助実 字下助実、苗ケ坪、八疋 大字寺家 国道2号線沿い。

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第3地帯	2.20倍	西条町のうち 大字吉行 字尼寺、伽藍、亀田、三本松、実井田、正徳谷、末成、仲伏沖、平田、道上谷 大字西条東（第6地帯を除く。） 八本松町のうち 大字飯田（字踏掛を除く。）および大字米満の国道2号線沿い。
		第4地帯	1.90	西条町のうち 未広町および大字土与丸の専売公社入口から農協吉土実支所までの県道西条～豊栄線沿い。 大字寺家 字河子、梶永、上実竹、菰安、団子、日影、六日市 八本松町のうち 大字原の小倉川、温井川の東側で県道馬木線以北の地域
		第5地帯	1.70	西条町のうち 昭和町（第7地帯および第8地帯を除く。） 本町、岡町および栄町の藤乃家旅館から西条ゴム工業所までの県道（通称中央通り）沿いならびに本町および岡町で町の路線価付設番号27、45、46、47、48 八本松町のうち 大字飯田（字踏掛および第3地帯を除く。） 大字宗吉 国道2号線沿いおよび山陽本線南側の地域 大字米満（第3地帯を除く。）
		第6地帯	1.50	西条町のうち 未広町（第4地帯を除く。） 大字御薗宇 字一本松、池ノ木、池ノ下、踊原、上城、勝谷、上組、籠田、勝谷沖、胡麻田、新し、新町、下組、坪内、中組、町組、前境、宮ノ本、湯本沖 大字土与丸 字五反田、三本松、声門、大林寺、仲伏沖、花立、平田、道上谷、門前谷 西本町および大字西条東の 国道2号線沿いと 県道沿い。
		第7地帯	1.40	西条町のうち 大字寺家 字有吉、稲木、神道、釜ノ河内、久保谷、菰原、貞松、猿屋敷、尻焼、李盛（すもらり）、坪谷、友松、松田、松原および元川。（第2地帯を除く。） 上市町、岡町および西本町の安芸食糧協同組合から賀茂輝酒造（株）までの町道（通称岡町通り、西本町通り）沿い。

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	岡町、栄町、昭和町および朝日町の八幡原石油店から佐伯食料品店までの県道沿いと町道沿い。 本町、上市町および朝日町の大坪旅館以南の県道（通称大坪通り）沿い。 昭和町の国道2号線沿い。 大坪町 御条町（第8地帯を除く。）
		第8地帯	1.20	西条町のうち 大字西条 字一の坪、岡の上、塔の岡、畠中、走り下、福神、御健 朝日町および御条町の小畠家具店から県土木事務所までの町道沿い。 昭和町および御条町の佐伯食料品店から国道交差点までの町道沿い。
		第9地帯	1.00	第1地帯から第8地帯までを除く地域
竹原	竹原市	全	1.00	全地域
	豊田郡	第1地帯	1.00	安芸津町大字三津字安永築地の県道沿い。 大崎町大字中野字加渕、笹ケ浜、洲之戸、宝崎および浜尻のうち新旧県道沿い。 川尻町字森地番1,656−16 木江町大字明石、大字沖浦および大字木江の県道沿い。 豊浜町大字豊島字札場口および本郷の県道沿い。 東野町字新地および西浜の旧県道沿い。 安浦町（第5地帯を除く。） 豊町大字大長字舶津乙地番5,984−5
		第2地帯	1.20	安芸津町（第1地帯を除く。） 木江町（第1地帯を除く。） 川尻町（第1地帯、第3地帯、第5地帯および第6地帯を除く。） 東野町（第1地帯を除く。）
		第3地帯	1.40	大崎町（第1地帯を除く。） 川尻町字森のうち第1地帯を除く地域
		第4地帯	1.50	豊浜町（第1地帯を除く。） 豊町（第1地帯を除く。）
		第5地帯	4.00	川尻町字板休地番503−46〜503−126 安浦町大字中畑字立小路地番510−1〜510−362
		第6地帯	6.00	川尻町字板休地番502−25〜502−108

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
尾道	尾道市	第1地帯	倍 2.80	高須町（第4地帯を除く。）
		第2地帯	2.00	浦崎町、沖側町地番1,221〜1,295、木ノ庄町、西藤町、原田町、久山田町、美ノ郷町、百島町
		第3地帯	1.70	栗原西1丁目および2丁目、栗原東1丁目および2丁目、桜町、三軒家町、潮見町、西則末町、門田町
		第4地帯	1.60	尾崎町、尾崎本町、沖側町（第2地帯を除く。）、神田町、久保町、久保1丁目〜3丁目、栗原町、古浜町、山波町、正徳町、新浜1丁目および2丁目 高須町 字大新、丁卯新涯、西新涯、東新涯および同町のうち地番 555〜595、703〜739、 860〜1,387、2,675〜2,715、3,592−1、3,593〜3,599、3,643〜3,653、甲3,651−1、甲3,651−2、3,717−1〜3,740 土堂町2丁目、手崎町、天満町、十四日町、十四日元町、長江1丁目〜3丁目、西久保町、西土堂町、東久保町、東土堂町、東則末町、東元町、日比崎町、福地町、防地町、吉浦町、吉和町、吉和西元町
		第5地帯	1.40	土堂1丁目、西御所町
		第6地帯	1.20	東御所町のうち尾道駅より東側の国道沿い。（地番43−1を除く。）
		第7地帯	1.00	東御所町（第6地帯を除く。）
	因島市	第1地帯	1.20	田熊町 字井ノ元、太田、奥浜、金栗、金山新開、黒崎新開、古新開、鷲田、下細田、瀬戸ノ浜、竹長新開、天満、浜、弁才天、三ツ石、柳本
		第2地帯	1.10	大浜町
		第3地帯	1.00	第1地帯および第2地帯を除く地域
	御調郡	第1地帯	3.00	向東町 彦の上2区のうち蔵本谷沖（県道沿いを除く。）
		第2地帯	2.00	向東町 新開、彦ノ上1区、彦ノ上3区
		第3地帯	1.40	向東町（第1地帯、第2地帯および第5地帯を除く。）
		第4地帯	1.30	向島町 大字江ノ奥、大字立花、大字干汐、大字兼吉（池田新開、小西新開、鷹向、田尻、竜王北および渡場1、2丁目を除く。）

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第5地帯	1.00倍	久井町、御調町、向島町（第4地帯を除く。） 向東町彦ノ上2区のうち蔵本谷沖の県道い。
	世羅郡	第1地帯	1.50	世羅町黒川
		第2地帯	1.30	甲山町西上原、世羅町本郷字今東 世羅西町小国字祇園
		第3地帯	1.00	第1地帯および第2地帯を除く地域
三原	三原市	全	1.00	全地域
	豊田郡	全	1.00	瀬戸田町、本郷町
	賀茂郡	全	1.00	大和町
福山	福山市	第1地帯	1.00	戦災復興都市計画地域内 川口町 春日町 大字能島 木之庄町 草戸町 字井上新開、大通、大川東、上防地、小松原、新川、下川地、鷹取、中防地、淀川 鋼管町、桜馬場町、新涯町 千田町 大字藪路 字本谷 多治米町、田尻町、高西町（第4地帯を除く。）、長者町、地吹町、手城町1丁目～19丁目、字千間土手、鞆町、奈良津町、野上町、走島町、東町3丁目、東村町、古野上町、松永町（第3地帯を除く。）、三吉町、箕島町、港町1丁目および2丁目、緑町、柳津町
		第2地帯	1.20	王子町1丁目および2丁目、沖野上町、春日町大字吉田、北吉津町、北美台、新浜町1丁目および2丁目、津之郷町、本庄町、松浜町3丁目および4丁目、吉津町
		第3地帯	1.30	伊勢丘1丁目～7丁目、今津町、今津町2丁目～5丁目、春日町（第1地帯および第2地帯を除く。）神村町、大門町1丁目～5丁目 松永町 字内小代、外小代、地蔵畑、中ノ町、長和島岡、浜見町 松永町1丁目、宮前町1丁目および2丁目
		第4地帯	1.50	金江町、西神島町、藤江町、水呑町、御幸町大字中津原および大字森脇、山手町 高西町のうち国道2号線沿い。

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第5地帯	1.70倍	千田町（第1地帯を除く。）、大門町大字大門、大門町大字津之下、大門町大字野野浜、坪生町、御幸町（第4地帯を除く。）、横尾町、佐波町、引野町、本郷町 東深津町のうち国道2号線沿い。
		第6地帯	2.10	曙町1丁目～6丁目、一文字町、草戸町（第1地帯を除く。）、熊野町、蔵王町、瀬戸町、東深津町（第5地帯を除く。）
		第7地帯	2.90	赤坂町
		第8地帯	4.10	郷分町
	深安郡	全	1.00	全地域
	沼隈郡	全	1.00	全地域
府中	府中市	第1地帯	1.40	府川町八反田地番1－1、1－3、3－1、3－5、8－1、8－4、9－1、12－1、13－1、14－1、14－12～14－15、15－4 府中町字永井町地番16－10、16－12、23－1～25－1、25－4～26－10、50－9、54－22 府中町字横井地番27－3、27－6、28－3～28－6、30－1～32－1、33－1、33－2、33－6
		第2地帯	2.60	鵜飼町、目崎町、府川町（第1地帯および第5地帯を除く。） 府中町のうち字永井町地番14－25から字横町地番709－3に至る本町通りの道路沿い。 府中町のうち字永井町地番54－2～163－9および元町の県道福山～庄原線沿い。
		第3地帯	2.10	栗柄町、高木町、出口町、中須町、土生町、広谷町、府中町（第1地帯、第2地帯、第4地帯および第5地帯を除く。）、元町（第2地帯を除く。）
		第4地帯	1.00	府中町字永井町地番25－3、25－5
		第5地帯	1.30	府川町字八反田地番14－19、14－21～14－23、15－5 府中町字永井町地番16－15 府中町字横井地番27－1、28－1、29－2、32－3
		第6地帯	1.80	第1地帯から第5地帯を除く地域
	芦品郡	第1地帯	1.09	新市町大字新市地番613～615、616－6、620－2、621－1、622 新市町のうち産業道路沿い。
		第2地帯	1.30	新市町大字新市（第1地帯を除く。）、戸手

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第3地帯	1.20倍	駅家町のうち大字江良、大字上山守、大字下山守および大字坊寺の県道福山～庄原線沿い。
		第4地帯	1.60	駅家町のうち 大字江良、大字上山守、大字下山守および大字坊寺。（第3地帯および芦田川以南を除く。） 大字倉光および大字万能倉。（国道182号線から県道中野線に至る県道井原線沿いを除く。）
		第5地帯	1.00	第1地帯から第4地帯までを除く地域
	甲奴郡	第1地帯	1.20	上下町上下（字 翁から下沖に至る県道福山～庄原線沿いおよび上下駅から旧県道に至る道路沿いを除く。）
		第2地帯	1.00	第1地帯を除地域
	神石郡	全	1.00	全地域
三次	三次市	第1地帯	1.40	十日市町字京蘭寺の国道54号線沿い。 三次駅前から県合同庁舎前を経て八次駅前に至る国道183号線沿い。
		第2地帯	1.30	十日市町字太才の市道沿い。
		第3地帯	1.00	第1地帯および第2地帯を除く地域
	双三郡	全	1.00	全地域
庄原	庄原市	全	1.00	全地域
	比婆郡	全	1.00	全地域
山口	山口市	全	1.00	全地域
	吉敷郡	第1地帯	2.10	小郡町のうち 柳井田橋から国道2号線に至る国道9号線沿い。
		第2地帯	1.50	小郡町のうち 小郡駅前から国道2号線に至県道沿いおよび小郡駅前から綿谷理容店に至る町道沿い。（大字下郷のうち地番1,256－5、1,256－6、1,256－7、1,256－8、1,292－1、1,292－2を除く。） 明治生命から昭和橋に至る国道2号線沿い。 山口農業高校から国道2号線に至る産業道路沿い。 徳田食堂から林病院に至る町道沿い。 小郡駅前から電報電話局に至る町道沿い。 マツヤ喫茶店から、国鉄物資部小郡配給所に至る町道沿い。

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	エフタクシー駅前支店横の町道沿い。 フレンド美容室から塩見旅館に至る町道沿い。 金平ホテルから興電社に至る町道沿い。 県歯科医師会から金平ホテルに至る町道沿い。 川元医院から長寿園茶舗に至る町道沿い。 マルホ玩具店からさつちよう寿司店に至る町道沿い。 浅川歯科医院から美藤薬局に至る町道沿い。 田中家具店から伊勢産業に至る町道沿い。
		第3地帯	1.18	小郡町（第1地帯および第2地帯を除く。）
		第4地帯	1.00	阿知須町、秋穂町
	阿武郡	全	1.00	全地域
岩国	岩国市	第1地帯	1.40	飯田町1丁目～3丁目、川西1丁目～4丁目、楠町1丁目～3丁目、車町1丁目～3丁目、三笠町1丁目～3丁目、元町4丁目、横山1丁目～3丁目 大字牛野谷 大字海土路のうち国道188号線沿い。
		第2地帯	1.20	第1地帯および第3地帯を除く地域
		第3地帯	1.00	岩国1丁目～3丁目 立石町のうち国道2号線沿い。 麻里布町1丁目のうち地番3－1、3－3、3－12、4－1、4－2、4－13、5－1、5－2、5－3、5－5、5－10、5－11、5－17 麻里布町2丁目のうち地番1－1～1－9、2－1～2－13 室ノ木町1丁目～5丁目（国道2号線沿いを除く。） 大字黒磯、大字御庄、大字田原、大字多田、大字長野、大字土生、大字藤生、大字保津 大字通津（国道188号線沿いおよび県道沿いを除く。） 大字海土路（第1地帯を除く。）
	玖珂郡	第1地帯	1.20	和木村のうち国道2号線沿い。
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域
柳井	柳井市	第1地帯	1.00	大字古開作のうち県道柳井～周東線沿い。
		第2地帯	1.20	大字古開作（第1地帯を除く。）、大字柳井津、大字柳井
		第3地帯	1.50	第1地帯および第2地帯を除く地域
	玖珂郡	全	1.00	全地域

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
	大島郡	全	1.00倍	全地域
徳山	徳山市	第1地帯	1.00	銀座1丁目および2丁目 大字萩地、大字須万、大字須々万本郷、大字須々万奥、大字長穂、大字中須北、大字中須南、大字戸田、大字金峰、大字夜市、大字湯野
		第2地帯	1.40	第1地帯および第3地帯から第6地帯までを除く地域
		第3地帯	1.60	飯島町1丁目および2丁目、栄町1丁目および2丁目、五月町、新町1丁目および2丁目、昭和通1丁目および2丁目、橋本町1丁目および2丁目、速玉町、平和通1丁目および2丁目、御幸通1丁目および2丁目、横浜町、若宮町1丁目および2丁目 大字栗屋 大字櫛ケ浜
		第4地帯	1.80	相生町1丁目～3丁目、今宿町1丁目および2丁目、入船町、梅園町1丁目～3丁目、弐町1丁目～3丁目、沖見町1丁目～3丁目、川端町1丁目および2丁目、岐山通1丁目～3丁目、児玉町1丁目～3丁目、権現町、桜馬場通1丁目～3丁目、三番町1丁目～3丁目、新宮町、新宿通1丁目～4丁目、住崎町、築港町、千代田町、月丘町1丁目～4丁目、那智町、二番町1丁目～3丁目、野上町1丁目および2丁目、晴海町、初音町1丁目～3丁目、本町2丁目、緑町1丁目～3丁目、港町、宮前町、御影町、都町1丁目～3丁目、毛利町1丁目～3丁目、栄町、彌生町1丁目～3丁目、代々木通1丁目および2丁目
		第5地帯	2.00	大字久米
		第6地帯	2.50	大字徳山 字阿彌陀峯、後ケ浴、上馬屋、上大河内、久米ケ浴、荒神ケ浴、下馬屋、下大河内、葛浦ケ浴、孝田、長栄、中馬屋、西馬屋、万役、やとら周南団地
	下松市	第1地帯	1.30	大字平田
		第2地帯	1.10	大字西豊井 字浦町、小路口、中市、東町、本町、室町
		第3地帯	1.00	第1地帯および第2地帯を除く地域
	都濃郡	第1地帯	1.10	南陽町 大字富田字桶川、大神、東江田 大字福川字室尾開作
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地○の区域名
光	光市	第1地帯	1.00倍	光土地区画整理地域（相生町のうち地番1～9（枝番を含む）、10－1～10－3、10－5および11－1～11－6以外の地域を除く。） 室積土地区画整理地域 大字三井、大字小周防、大字立野、大字牛島
		第2地帯	1.40	第1地帯を除く地域
	熊毛郡	第1地帯	1.00	田布施町、平生町、大和村 上関町大字室津字西町のうち地番665－1、665－14、669、669－1、669－2、669－4、670－3、670－7、671、671－2、671－4、671－10、671－11、671－17、671－18 熊毛町のうち大字呼坂字西下馬場地番1189－1
		第2地帯	1.90	第1地帯を除く地域
防府	防府市	第1地帯	1.30	車塚町 大字向島 大字牟礼から緑町1丁目に至る国道2号線沿い。 大字植松のうち国道2号線沿い。
		第2地帯	1.10	天神1丁目および2丁目 大字仁井令のうち国道2号線沿い。
		第3地帯	1.00	第1地帯および第2地帯を除く地域
	佐波郡	全	1.00	全地域
厚狭	美祢市	全	1.00	全地域
	厚狭郡	全	1.00	全地域
	美祢郡	全	1.00	全地域
下関	下関市	第1地帯	1.50	大字綾羅木字庄屋敷、大字福江
		第2地帯	1.30	大字伊崎町、大字彦島字田ノ首、大字本町1丁目～4丁目、大字みもすそ川町、大字椋野、大字吉田村、大字吉田地方村
		第3地帯	1.00	第1地帯および第2地帯を除く地域
	豊浦郡	全	1.00	全地域
宇部	宇部市	第1地帯	1.00	相生町、朝日町、居能町1丁目および2丁目、上町1丁目および2丁目、鵜の島町、恩田町1丁目、神原町1丁目および2丁目、琴芝町1丁目および2丁目、寿町1丁目～3丁目、幸町、新町、新天町1丁目および2丁目、芝中町、昭和町1丁目～4丁目、助田町、中央町

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	1丁目～3丁目、常藤町、常盤町1丁目および2丁目、錦町、西本町1丁目および2丁目、西中町、東本町1丁目および2丁目、東新川町、東芝中町、松島、松山町1丁目～5丁目、港町1丁目および2丁目、岬町1丁目、南浜町1丁目および2丁目、明治町1丁目および2丁目、若松町 大字荒瀬、大字櫟原、大字瓜生野、大字小野、大字川上、大字木田、大字車地、大字末信、大字柵井、大字中山、大字如意寺、大字東岐波、大字広瀬、大字藤河内、大字稔小野、大字山中、大字吉見、大字善和
		第2地帯	1.20	居能町3丁目、大字小串、笹山町1丁目および2丁目、末広町、大字中字部 西岐波区のうち国道190号線沿線50m以内の地域 八王子町、文京町、大字藤曲、岬町2丁目 厚南区（県道西宇部線沿線50m以内の地域および第4地帯を除く。）
		第3地帯	1.40	第1地帯、第2地帯および第4地帯を除く地域
		第4地帯	1.60	厚南区のうち国道190号線沿線50m以内の地域
	小野田市	全	1.00	全地域
長門	長門市	第1地帯	1.00	大字東深川 字藍ケ坪、一の坪、辛介、城ノ下、中太ノ河内および柳ノ坪のうち県道仙崎港線沿い。 字中太ノ河内および東湊のうち市道湊上市線沿い。 字石尺のうち長門市駅前から県道仙崎港線と市道浜手～長門市駅前線の交差点までの県道仙崎港線東側沿いおよび地番911－44 大字西深川 大字渋木 大字真木
		第2地帯	1.30	大字東深川（第1地帯を除く。） 大字仙崎 大字深川湯本
		第3地帯	1.80	大字俵山
	大津郡	全	1.00	全地域
	豊浦郡	全	1.00	全地域
萩	萩市	第1地帯	2.20	大字河添 大字堀内のうち疎水以西の地域 大字山田のうち

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	字串ケ谷、玉江浦、堂ノ久保および西沖田の山陰本線以北の地域 字東沖田の国道191号線以北の地域
		第2地帯	1.70	大字江向 大字堀内のうち疎水以東の地域 大字椿東のうち 字石提、城の腰、善田、千人塚、半田、平方、深田および無田ケ原の山陰本線以東の市道新川～目代線沿線150m以内の地域
		第3地帯	1.30	大字油屋町、大字御許町、大字川島、大字瓦町、大字北片河町、大字呉服町、大字西田町、大字橋本町、大字春若町、大字土原、大字平安古、大字南片河町、大字南古萩町 大字椿東のうち 字石提、城の腰、善田、千人塚、半田、平方、深田および無田ケ原。（第2地帯を除く。） 字河原、玉太郎、橋の脇、船津、松本市、無田ケ原口
		第4地帯	1.00	第1地帯、第2地帯および第3地帯を除く地域
	阿武郡	全	1.00	全地域
岡山	岡山市	第1地帯	1.20	本町、錦町、幸町
		第2地帯	1.10	岡山駅前から柳川に至る電車道沿いで岡山会館から住友銀行までとパチンコグランドから松屋電話店までの地域
		第3地帯	1.00	第1地帯および第2地帯を除く地域
	御津郡	全	1.00	全地域
瀬戸	赤磐郡	全	1.00	全地域
	和気郡	全	1.00	全地域
西大寺	岡山市	第1地帯	1.10	益野 宍甘のうち国道2号線沿い。
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域
	上道郡	全	1.00	全地域
	邑久郡	全	1.00	全地域

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
	和気郡	全	1.00倍	全地域
玉野	玉野市	第1地帯	1.00	奥江、玉、玉原、築港、八浜町（八浜を除く。）東七区、南七区
		第2地帯	1.10	日比、和田
		第3地帯	1.30	宇野、渋川、田井、八浜町八浜、山田
		第4地帯	1.70	荘内地域
	児島郡	全	1.00	全地域
児島	倉敷市	第1地帯	1.00	児島味野1丁目および2丁目 児島小川1丁目（地番3628～3669を除く。）児島小川2丁目～9丁目 児島下の町6丁目～10丁目
		第2地帯	1.10	大畠 児島味野3丁目～6丁目 児島下の町1丁目～5丁目 下津井、下津井田之浦、下津井吹上
		第3地帯	1.20	尾原 児島味野上1丁目および2丁目、児島味野城1丁目および2丁目、児島味野山田町 児島宇野津 児島小川1丁目のうち地番3628～3669 児島唐琴町、児島稗田、児島柳田町
		第4地帯	1.50	第1地帯、第2地帯および第3地帯を除く地域
	児島郡	全	1.00	全地域
倉敷	倉敷市	第1地帯	2.20	笹沖、連島（つらじま）町のうち亀島新田、西中新田
		第2地帯	1.60	上富井、黒崎、新田、粒江、連島町のうち連島、矢柄、西之浦、鶴新田、中島、西富井、白楽町、東富井、福井、福島、堀南、吉岡
		第3地帯	1.20	北畝、酒津、福田町のうち中畝および南畝、水江、水島のうち東栄町および西栄町、阿知1丁目、阿知3丁目
		第4地帯	1.10	阿知2丁目（中国銀行駅前支店から岡時計店に至る道路沿いを除く。）
		第5地帯	1.00	第1地帯から第4地帯までを除く地域

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
	総社市	全	1.00倍	全地域
	都窪郡	全	1.00	全地域
	吉備郡	全	1.00	全地域
玉島	倉敷市	全	1.00	全地域
	浅口郡	全	1.00	全地域
笠岡	笠岡市	全	1.00	全地域
	井原市	全	1.00	全地域
	小田郡	全	1.00	全地域
	後月郡	全	1.00	全地域
高梁	高梁市	全	1.00	全地域
	上房郡	全	1.00	全地域
	川上郡	全	1.00	全地域
新見	新見市	第1地帯	1.50	正田 新見のうち 御茶屋町、風木、金谷、上ノ丁、木谷、小岸、下ノ丁、千丸、中ノ丁、野田、文化町、本丁、水舟、宮地町、龍頭、六軒町 高尾
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域
	阿哲郡	全	1.00	全地域
久世	真庭郡	第1地帯	1.50	落合町大字開田、大字上市瀬、大字下市瀬、大字中および大字福田のうち県道久世～建部線沿い。 勝山町大字江川のうち国道181号線沿い。 久世町大字草加部、大字台金屋および大字目木のうち国道181号線沿い。 久世町大字富尾、大字惣および大字中島のうち県道久世～建部線沿い。
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域
津山	津山市	全	1.00	全地域
	英田郡	全	1.00	全地域
	勝田郡	全	1.00	全地域

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
	久米郡	全	1.00倍	全地域
	苫田郡	全	1.00	全地域
鳥取	鳥取市	第1地帯	1.13	今町2丁目のうち太平線通り沿い。 永楽温泉町のうち駅前通り(県道鳥取停車場線)沿い。 瓦町のうち智頭街道沿い。 栄町のうち国道53号線以南の地域(地番600―1、600―4、601を含み第2地帯を除く。) 末広温泉町のうち末広通り以南の駅前通り(県道鳥取停車場線)沿い。 行徳、富安、東品治町および古市のうち国道53号線沿い。
		第2地帯	1.30	末広温泉町のうち国道53号線沿いおよび末広通り沿いで農協会館以西の地域(第1地帯を除く。) 瓦町、栄町、弥生町および古成のうち国道53号線沿い。(栄町の地番600―1、600―4、601を除く。)
		第3地帯	1.60	今町1丁目、今町2丁目(第1地帯を除く。)、上町、大榎町、御弓町、川端2丁目～5丁目、玄好町、材木町、尚徳町(第6地帯を除く。)、立川町1丁目～4丁目、大工町頭、茶町、中町、二階町2丁目～4丁目、西町1丁目(第6地帯を除く。)、西町2丁目、西町3丁目(第5地帯を除く。)、西町4丁目および5丁目、馬場町、本町2丁目～5丁目、松並町1丁目～3丁目、元魚町1丁目～4丁目、元大工町、吉方町1丁目および2丁目 瓦町のうち梶川通り沿いおよび太平線通り沿い。(第1地帯を除く。) 立川町5丁目のうち山陰本線より西側の地域 東町3丁目および湯所町2丁目のうち国道29号線沿い。 戎町、川端1丁目、新町、職人町、二階町1丁目、本町1丁目および元町のうち国道53号線沿い。
		第4地帯	1.70	青葉町2丁目および3丁目、永楽温泉町(第1地帯を除く。)、江崎町、瓦町(第1地帯、第2地帯および第3地帯を除く。)、上魚町、掛出町、片原町1丁目～5丁目、行徳(第1地帯を除く。)、寿町、新品治町、田島、立川町5丁目(第3地帯を除く。)、田園町1丁目～4丁目、富安(第1地帯を除く。)、東品治町(第1地帯を除く。)、古海、庖丁人町、丸山町、南町、湯所町1丁目、湯所町2丁目(第3地帯を除く。)、吉方 岩倉のうち 字植田、白金、棚田、上樋掛、下樋掛、上八丁、下八丁、分木、横長 大杙(おおくい)のうち新袋川以北で袋川以西の地域 栗谷町のうち国道29号線沿い。 新、古市(第1地帯を除く。)および吉成のうち新袋川以北の地域

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
				末広温泉町のうち山白川沿い以西地域(第1地帯および第2地帯を除く。) 西品治のうち新茶屋通り沿い以北の地域 卯垣(うがい)のうち山陰本線以東の地域
		第5地帯	1.90	相生町1丁目～4丁目、青葉町1丁目、岩倉(第4地帯を除く。)、岩吉、戎町(第3地帯を除く。)、樋屋町、川端1丁目(第3地帯を除く。)、鍛冶町、雲山、栄町(第1地帯および第2地帯を除く。)、桜谷、新(第4地帯を除く。)、正蓮寺、商栄町、新町(第3地帯を除く。)、職人町(第3地帯を除く。)、寺町、中砂見、二階町1丁目(第3地帯を除く。)、東町2丁目、東町3丁目(第3地帯を除く。)、本町1丁目(第3地帯を除く。)、松上、妙徳寺、元町(第3地帯を除く。)、安長、弥生町(第2地帯を除く。)、吉方温泉4丁目 西町3丁目のうち国道29号線沿い。
		第6地帯	2.10	栗谷町(第4地帯を除く。)、金沢、末広温泉町(第1地帯、第2地帯および第4地帯を除く。)、東町1丁目、卯垣(第4地帯を除く。)松原、南隈、吉方温泉1丁目～3丁目 尚徳町、西町1丁目、津の井および余戸(よど)のうち国道29号線沿い。
		第7地帯	2.40	湖山、江津
		第8地帯	2.70	大杙(おおくい)(第4地帯を除く。)、秋里、覚寺 西品治(第4地帯を除く。)、古市(第1地帯および第4地帯を除く。) 吉成(第2地帯および第4地帯を除く。)
		第9地帯	3.20	賀露、桂見、里仁、高住、伏野のうち国道9号線沿い。
		第10地帯	1.50	第1地帯から第9地帯までを除く地域
	岩美郡	全	1.00	全地域
	気高郡	全	1.00	全地域
	八頭郡	全	1.00	全地域
倉吉	倉吉市	第1地帯	1.00	東宝ストアー十字路から日の丸バスターミナル交差点に至る記念道路沿い。 竹田橋から上井町1丁目および2丁目に至る国道179号線沿線30m以内の地域
		第2地帯	1.20	旧倉吉町内(第1地帯を除く。)
		第3地帯	1.30	第1地帯、第2地帯および第4地帯を除く地域

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第4地帯	2.50	上井町1丁目および2丁目 大字上井および大字海田のうち国道179号線沿線30m以内の地域
	東伯郡	第1地帯	1.40	羽合町 大字田後 大字上浅津のうち字稲平、石指、三ノ餅ケ坪、堂ノ本、中島、二ノ中島、二ノ屋敷、二ノ雨竜土、明二ノ宮ノ本、二ノ浜田、浜田、宮ノ本および徳の東郷池沿い奥行150m以内の地域 東郷町 大字中興寺 大字長江のうち字東蓼尾および東芦崎の東郷池沿い奥行150m以内の地域
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域
米子	米子市	第1地帯	4.40	両三柳（りょうみつやなぎ）および米原のうち産業道路沿い。
		第2地帯	4.00	河崎のうち産業道路沿い。
		第3地帯	3.00	車尾（くるま）、中島、西福原および東福原のうち国道9号線沿い。古豊千（こぼうち）、富士見町2丁目
		第4地帯	2.80	石井、美吉、奈喜良、吉谷および古市のうち県道米子～石見～新見線沿い。 榎原、橋本および吉谷のうち県道溝口～天万～米子線沿い。 西福原のうち産業道路沿い。
		第5地帯	2.50	浦津、上新印および下新印のうち県道金屋谷～米子線沿い。 大崎のうち県道境渡～米子線沿い。 大谷町、観音寺
		第6地帯	2.20	上後藤 彦名町のうち県道境渡～米子線沿い。
		第7地帯	2.00	陰田町、河崎（第2地帯を除く。）、上福原、皆生（第9地帯を除く。） 兼久、諏訪、長砂、日原、福市、宗像および八幡のうち国道180号線沿い。 熊党、吉岡および二本木のうち国道9号線沿い。 中町、錦町3丁目、旗ケ崎、東福原（第3地帯を除く。）、東倉吉町、夜見町
		第8地帯	1.70	安倍のうち県道境渡米子線沿い。 車尾のうち国鉄山陰本線以北の地域（第3地帯を除く。） 加茂町1丁目、祇園町2丁目、下安曇（しもあずみ）、末広町、富益町、

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	中島（第3地帯を除く。）、西福原（第3地帯、第4地帯および第10地帯を除く。）、博労町4丁目、富士見町、目久美町、両三柳および米原。（第1地帯を除く。）
		第9地帯	1.50	大篠津、角盤町2丁目、皆生字温泉、車尾（第3地帯および第8地帯を除く。）、糀町1丁目、昭和町、長砂町（第7地帯を除く。）、西町、博労町1丁目、博労町3丁目、日ノ出町、彦名町（第6地帯を除く。）、福市（第7地帯を除く。）、彌生町
		第10地帯	1.40	愛宕町、岩倉町、内町、勝田町、角盤1丁目、立町3丁目、立町4丁目、道笑町1丁目、灘町3丁目、錦町1丁目、博労町2丁目、東町、四日市町 西福原のうち県道皆生～西原線沿い。
		第11地帯	1.25	第1地帯から第10地帯までを除く地域
	境港市	第1地帯	1.60	外江町
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域
	西伯郡	第1地帯	1.60	大山町大字大山地番1～47、大字末長地番237～285、大字所子地番511～554 日吉津（ひえづ）村大字日吉津の国道9号線沿い。
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域
	日野郡	第1地帯	1.30	日野町大字黒坂
		第2地帯	1.00	第1地帯を除く地域
松江	松江市	第1地帯	3.10	古志原町 西川津町のうち 菅田町境から大内谷入口までの県道境港線沿い。 西津田町および東津田町のうち 国道9号線沿線50m以内の地域
		第2地帯	2.50	春日町のうち 県道松江～恵曇（えとも）線沿線50m以内の地域 乃木福富町のうち 国道9号線沿線50m以内および県道松江～木次線沿線50m以内の地域 浜乃木町のうち 旧市営競馬場地域
		第3地帯	2.20	菅田町、灘町
		第4地帯	2.00	砂子町、大輪町、東朝日町、母衣（ほろ）町

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第5地帯	1.70倍	上乃木町、内中原町、北田町、新雑賀町、千鳥町、本郷町、南田町、米子町、袖師町、外中原町、東本町、嫁島町、奥谷町、堅町、横浜町 春日町（第2地帯を除く。） 雑賀町（第6地帯を除く。） 北堀町（北堀橋から北堀小学校までの道路沿いを除く。） 浜乃木町のうち 国道9号線沿い。
		第6地帯	1.40	黒田町、国屋町、幸町、新町、大正町、津田町、寺町、堂形町、中原町、東茶町、向島町 西津田町（第1地帯を除く。） 雑賀町のうち 県道松江～広瀬線沿い。 東津田町のうち 東光台団地および津田農協から岡住宅団地入口までの市道沿い。
		第7地帯	1.20	朝日町、伊勢宮町、大野町、殿町、乃白町、秋鹿町、朝酌町、魚町、大庭町、御手船場町、竹矢町、山代町 末次本町（松江大橋から東京橋に至る市道沿いを除く。） 西川津町（第1地帯を除く。） 乃木福富町（第2地帯を除く。）
		第8地帯	1.08	第1地帯から第7地帯までを除く地域
	八束郡	全	1.00	全地域
安来	安来市	第1地帯	1.00	旧安来市（第2地帯および第3地帯を除く。）
		第2地帯	1.25	旧安来市のうち国道9号線沿線50m以内の地域
		第3地帯	1.50	旧安来市のうち 加茂町、宮内町および飯島町。（第2地帯を除く。） 新安来市
	能義郡	第1地帯	1.56	伯太町
		第2地帯	1.72	広瀬町
大東	仁多郡	全	1.00	全地域
	大原郡	全	1.00	全地域
	飯石郡	全	1.00	全地域

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
出雲	出雲市	第1地帯	1.30倍	今市町のうち 加田町、代官町および中央通2丁目の道路沿い。 白枝町、天神町および渡橋町の国道9号沿い。
		第2地帯	1.19	今市町のうち 駅通り、扇町、鑪町、中央通1丁目および中町の道路沿い。 今市町木町の道路沿いで561－2番地、1,504番地以西の地域 塩冶町、古志町 大津町（国道9号線沿いを除く。） 芦戸町、神門町、高松町および 知井宮町の 国道9号線沿い。
		第3地帯	1.10	第1地帯および第2地帯を除く地域
	平田市	全	1.00	全地域
	簸川郡	全	1.00	全地域
石見大田	大田市	第1地帯	1.60	富山町、山口町、大森町、水上町、大屋町
		第2地帯	1.30	大田町のうち 大字大田字本町、大字野城 朝山町、祖式町、大代町
		第3地帯	1.00	第1地帯および第2地帯を除く地域
	邇摩郡	第1地帯	1.38	温泉津町
		第2地帯	1.23	仁摩町
浜田	浜田市	第1地帯	6.90	竹迫町（平和街を除く。）、黒川町(1町内。)、高佐町
		第2地帯	4.10	港町（1町内。）、相生町(1、2、3町内。)
		第3地帯	3.00	清水町、港町（2、3、4町内。）、紺屋町（3、4町内。）、相生町（4町内。）、黒川町（4、5、6町内。）、生湯町、河内町
		第4地帯	1.90	大辻町、真光町、片庭町（1、2町内。）、瀬島ケ島町、錦町（3町内。）、杉戸町、田町、殿町（1、5、7、8町内。）、原井町（4町内。）、三階町、日脚町、津摩町、内村町、西村町、上府町
		第5地帯	1.50	元浜町、原町、瀬戸見町、栄町、蛭子町、朝日町（1～9町内。）、平和街、松原町、殿町（2、3、4、6町内。）、琵琶町、黒川町(2、3町内。)、長浜町、外浦町、国分町

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第6地帯	1.24倍	第1地帯から第5地帯までを除く地域
	江津市	第1地帯	2.00	大字嘉久志、大字和木、大字渡津
		第2地帯	1.35	第1地帯を除く地域
	那賀郡	第1地帯	1.35	金城町
		第2地帯	1.33	旭町
		第3地帯	1.20	三隅町
		第4地帯	1.19	弥栄村
	邑智郡	第1地帯	1.67	川本町
		第2地帯	1.54	大和村
		第3地帯	1.35	桜江町、石見町、羽須美村
		第4地帯	1.29	邑智町
		第5地帯	1.14	瑞穂町
益田	益田市	第1地帯	1.50	大字益田、大字須子、大字高津、大字中吉田 大字中島（第2地帯を除く。）
		第2地帯	1.30	あけぼの町 大字中島のうち 葵町、栄町
		第3地帯	1.22	第1地帯、第2地帯および第4地帯を除く地域
		第4地帯	1.10	大字乙吉
	美濃郡	全	1.25	全地域
	鹿足郡	第1地帯	1.52	六日市町
		第2地帯	1.21	柿木村
		第3地帯	1.00	日原町、津和野町
西郷	隠岐郡	全	1.00	全地域

5. 借地権割合等

借地権等の価額は、その目的となつている宅地の自用宅地としての評価額に次表（借地権等割合表）の区分ごとに定める割合を乗じて評価するが、借地権割合が30%に満たない借地権については課税しない。

なお、貸家建て付け借地権等については、算出された貸家建て付け借地権等の割合が30%未満となつてもその評価の基礎となる借地権の割合が30%以上の場合には、課税する。

借地権等割合表

3.3㎡当り評価額または、正面路線価額	借地権割合	貸宅地割合	貸家建付地割合	貸家建付借地権割合	転貸借地権割合	転借権割合
千円	%	%	%	%	%	%
600以上	70	30	79.0	49.0	21.00	49.00
300〃	65	35	80.5	45.5	22.75	42.25
150〃	60	40	82.0	42.0	24.00	36.00
100〃	55	45	83.5	38.5	24.75	30.25
65〃	50	50	85.0	35.0	25.00	25.00
35〃	45	55	86.5	31.5	24.75	20.52
15〃	40	60	88.0	28.0	24.00	16.00
10〃	35	65	89.5	24.5	22.75	12.25
2〃	30	70	91.0	21.0	21.00	9.00
2未満	(25)	75	92.5	(17.5)	(18.75)	(6.25)

（注） 上記の表のうち「貸宅地」とは、借地法に規定する借地の目的となつている宅地をいう。

6. 塩田

塩田の価額は、固定資産税評価額に、次に掲げる評価倍率を乗じて評価する。

区分	評価倍率 自作地	評価倍率 小作地	適用地帯の区域名
	倍	倍	
純塩田	2.0	1.0	倉敷市以外の地域
市街地周辺塩田	5.0	2.5	倉敷市

7. 家　屋

(1) 自用家屋の価額は固定資産税評価額に、1.0の倍率を乗じて評価する。

(2) 貸付にかかる家屋の価額は、自用家屋の評価額から自用家屋の評価額に借家権の割合（30%）を乗じて得た金額を控除して評価する。

8. 鉱泉地

鉱泉地の価額は、原則として1筆を単位として次の算式によつて計算した金額により評価する。

（算式）　基本価額（120万円）×ゆう出量指数×温泉地指数＝鉱泉地の価額

(1) ゆ う 出 量 指 数 表

1分当たりゆう出量(ℓ)	指　数	1分当たりゆう出量(ℓ)	指　数
9　末　満	0.30	169 以上　196 未満	2.50
9 以上　16 未満	0.35	196 〃　232 〃	3.00
16 〃　23 〃	0.40	232 〃　268 〃	3.50
23 〃　31 〃	0.45	268 〃　304 〃	4.00
31 〃　38 〃	0.50	304 〃　340 〃	4.50
38 〃　45 〃	0.60	340 〃　376 〃	5.00
45 〃　52 〃	0.70	376 〃　412 〃	5.50
52 〃　59 〃	0.80	412 〃　448 〃	6.00
59 〃　67 〃	0.90	448 〃　484 〃	6.50
67 〃　79 〃	1.00	484 〃　520 〃	7.00
79 〃　97 〃	1.25	520 〃　556 〃	7.50
97 〃　115 〃	1.50	556 〃　592 〃	8.00
115 〃　133 〃	1.75	592 〃　628 〃	8.50
133 〃　151 〃	2.00	628 〃　664 〃	9.00
151 〃　169 〃	2.25	664 〃　700 〃	9.50

700 以上	736 未満	10.00	1,276以上	1,312未満	18.00
736 〃	772 〃	10.50	1,312 〃	1,348 〃	18.50
772 〃	808 〃	11.00	1,348 〃	1,384 〃	19.00
808 〃	844 〃	11.50	1,384 〃	1,420 〃	19.50
844 〃	880 〃	12.00	1,420 〃	1,456 〃	20.00
880 〃	916 〃	12.50	1,456 〃	1,492 〃	20.50
916 〃	952 〃	13.00	1,492 〃	1,528 〃	21.00
952 〃	988 〃	13.50	1,528 〃	1,564 〃	21.50
988 〃	1,024 〃	14.00	1,564 〃	1,600 〃	22.00
1,024 〃	1,064 〃	14.50	1,600 〃	1,636 〃	22.50
1,064 〃	1,096 〃	15.00	1,636 〃	1,672 〃	23.00
1,096 〃	1,132 〃	15.50	1,672 〃	1,708 〃	23.50
1,132 〃	1,168 〃	16.00	1,708 〃	1,744 〃	24.00
1,168 〃	1,204 〃	16.50	1,744 〃	1,780 〃	24.50
1‘204 〃	1,240 〃	17.00	1,780 〃		25.00
1‘240 〃	1,276 〃	17.50			

（注）1. 本表の1分当たりゆう出量（ℓ）は、その鉱泉地の1分当たりのゆう出量に付表（温度に応ずるゆう出量補正率表）に掲げるその温泉の温度に応ずる補正率を乗じて算出した補正後のゆう出量によるのであるから留意すること。

この場合において、ゆう出量が多量であるため、その一部を放棄しているものにあつては、その余剰量を除いた数量によつて算定したものによるものとし、非自噴の鉱泉地については、1日の揚湯量をその揚湯時間(分)で除して得た数量によるものとする。

2. こ渇した鉱泉地、または未利用の鉱泉地のゆう出量指数はそれぞれ0.3または0.5とする。

付表　温度に応ずるゆう出量補正率表

温度	補正率	温度	補正率
25度未満	0.20	60度以上 65度未満	1.10
25度以上 30度未満	0.35	65〃 70〃	1.15
30〃 35〃	0.50	70〃 75〃	1.20
35〃 40〃	0.65	75〃 80〃	1.25
40〃 45〃	0.80	80〃 85〃	1.30
45〃 50〃	0.90	85〃 90〃	1.35
50〃 55〃	1.00	90〃 95〃	1.40
55〃 60〃	1.05	95〃	1.45

(2)　温度地指数表

署名	温泉名	指数	署名	温泉名	指数
廿日市	湯来	0.05	鳥取	浜村	0.60
〃	羅漢	0.02	〃	吉岡	0.50
府中	矢野	0.03	〃	岩井	0.40
山口	湯田	1.20	倉吉	三朝	0.85
徳山	湯野	0.40	〃	浅津	0.55
下関	川棚	0.85	〃	関金	0.30
長門	湯本	0.80	〃	東郷	0.60
〃	俵山	0.65	米子	皆生	0.95
岡山	金甲山	0.25	松江	玉造	0.85
〃	苫田	0.27	〃	天輪寺	0.52
〃	小森	0.14	安来	鷺の湯	0.15
倉敷	総社	0.10	大東	海潮	0.16
〃	浮田	0.10	〃	湯村	0.10
玉島	遙照山	0.10	出雲	湯之川	0.18
久世	真賀	0.12	石見大田	温泉津	0.27
〃	湯原	0.60	〃	志学	0.30
津山	奥津	0.50	浜田	湯抱	0.15
〃	湯郷	0.63	〃	有福	0.35
〃	雅城閣	0.10	益田	津和野	0.24
鳥取	鳥取	0.70	〃	大谷	0.09

9 果樹

果樹の価額は次表（果樹の標準価額表）に定める樹令別標準価額に地積を乗じて評価する。

果樹の標準価額表（10アール当り）

樹種	適用地帯	樹令	価額	摘要
			円	
かんきつ（みかん）	全管	自 1年 至 3年	40,000	
		〃 4年 〃 10年	97,000	
		〃 11年 〃 15年	268,000	
		〃 16年 〃 24年	280,000	
		〃 25年 〃 30年	300,000	
		〃 31年 〃 40年	215,000	
		41年以上	135,000	
かんきつ（夏みかん）	〃	自 1年 至 3年	30,000	
		〃 4年 〃 10年	90,000	
		〃 11年 〃 15年	144,000	
		〃 16年 〃 34年	175,000	
		〃 35年 〃 45年	207,000	
		〃 46年 〃 55年	106,000	
		56年以上	63,000	
八朔	〃	自 1年 至 3年	29,000	
		〃 4年 〃 7年	85,000	

樹種	適用地帯	樹令	価額	摘要
			円	
		自 8年 至 14年	165,000	
		〃 15年 〃 24年	200,000	
		〃 25年 〃 30年	115,000	
		31年 以上	68,000	
かき	全管	自 1年 至 3年	16,000	
		〃 4年 〃 10年	58,000	
		〃 11年 〃 14年	78,000	
		〃 15年 〃 19年	89,000	
		〃 20年 〃 30年	101,000	
		〃 31年 〃 35年	78,000	
		〃 36年 〃 40年	58,000	
		41年 以上	36,000	
なし (廿世紀)	〃	自 1年 至 5年	25,000	
		〃 6年 〃 10年	126,000	
		〃 11年 〃 14年	202,000	
		〃 15年 〃 20年	255,000	
		〃 21年 〃 25年	192,000	
		26年 以上	自 146,000 至 99,000	
なし (その他)	〃	自 1年 至 5年	21,000	

樹種	適用地帯	樹令	価額	摘要
			円	
		自 6年 至 10年	106,000	
		〃 11年 〃 14年	143,000	
		〃 15年 〃 20年	185,000	
		〃 21年 〃 25年	123,000	
		26年 以上	64,000	
りんご	全管	自 1年 至 5年	15,000	
		〃 6年 〃 10年	50,000	
		〃 11年 〃 14年	70,000	
		〃 15年 〃 25年	72,000	
		〃 26年 〃 30年	52,000	
		〃 31年 〃 40年	40,000	
		41年 以上	35,000	
もも	〃	自 1年 至 3年	21,000	
		〃 4年 〃 6年	60,000	
		〃 7年 〃 9年	70,000	
		〃 10年 〃 15年	80,000	
		〃 16年 〃 20年	56,000	
		21年 以上	32,000	
ぶどう (温室)	〃	自 1年 至 3年	250	価額は3.3㎡当り価額である。

樹種	適用地帯	樹令	価額	摘要
			円	
		自 4年 至 5年	2,500	価額は3.3㎡当り価額である。
		〃 6年 〃 10年	4,900	〃
		〃 11年 〃 20年	3,000	〃
		21年 以上	2,400	〃
ぶどう （露地）	岡山県のうち岡山市、御津郡、上道郡、赤磐郡	自 1年 至 3年	33,000	
		〃 4年 〃 6年	107,000	
		〃 7年 〃 9年	132,000	
		〃 10年 〃 20年	156,000	
		〃 21年 〃 25年	130,000	
		26年 以上	70,000	
	広島県、山口県、岡山県のうち前項の区分を除く他全部、鳥取県、島根県	自 1年 至 3年	29,000	
		〃 4年 〃 6年	89,000	
		〃 7年 〃 9年	108,000	
		〃 10年 〃 20年	113,000	
		〃 21年 〃 25年	80,000	
		26年 以上	52,000	
くり	全管	自 1年 至 5年	17,000	
		〃 6年 〃 9年	50,000	
		〃 10年 〃 15年	55,000	

樹種	適用地帯	樹令	価額	摘要
			円	
		〃 16年 〃 20年	40,000	
		21年 以上	22,000	

（備考） 標準価額については、地利および地味に応じて２割以内の増減をすることができる。

10 桑　　樹

桑樹の価額は、次表（桑樹の 標準価額表）に定める 標準価額に地積を乗じて評価する。

桑 樹 の 標 準 価 額 表（10アール当り）

樹種	適用地帯	樹令	標準価額 普通畑 上（10アール当り 1,500kg 以上）	普通畑 中（10アール当り 1,125kg 以上）	普通畑 下（10アール当り 750 kg 以上）	山畑	摘要
			円	円	円	円	
桑樹	全管	自 1年 至 3年	14,000	11,000	7,000	5,000	
		〃 4年 〃 6年	22,000	16,000	9,000	8,000	
		〃 7年 〃 9年	27,000	19,000	12,000	9,000	
		〃 10年 〃 15年	30,000	22,000	15,000	11,000	
		〃 16年 〃 20年	25,000	17,000	11,000	8,000	
		21年 以上	14,000	11,000	7,000	6,000	

11 桐（日本桐）の立木および竹林

(1) 桐

桐の価額は、次表（ 桐立木の標準価額表）に示すところにより評価する。

桐 立 木 の 標 準 価 額 表

適用地帯	周囲 30cm 超の価額 周囲	1cm当り価額	摘要
		円	
全管	60cm 未満	50	計算方法は次による
	60cm 以上 69cm 未満	60	一本当りの価額は
	69cm 〃 84cm 〃	67	（1cm当り価額）×（胸高円周－30cm）
	84cm 〃 90cm 〃	70	
	90cm 以上	77	

(2) 竹　　林

竹林の価額は、次表（竹林の標準価額表）に定める標準価額に地積を乗じて評価する。

竹 林 の 標 準 価 額 表（10アール）

種目	適用地帯	価額	摘要
		円	
孟宗	全管	30,000	素地は別に評価する。
真竹		20,000	
その他		10,000	

（備考） 標準価額については、地利等の実情に応じて２割以内の増減をすることができる。

12 立　　木

(1) 立木の価額は別表５（立木１ヘクタール当りの標準価額表）に定める標準価額に別表１（立木総合指数表）の総合指数を乗じて求めた金額に、その森林の地積を乗じて計算した金額によつて評価する。

(2) 森林法その他の法令に基づき伐採の禁止または制限を受ける森林については、別表６（法令により伐採の禁止または制限を受ける森林の控除割合）に定める控除割合を乗じて得た金額を控除して評価する。

(3) 立木材積が明らかな森林の立木（樹令15年に満たないものを除く。）の価額は、(1)の定めにかかわらず別表(7)（標準立木材積表）に定める標準立木材積を基とし、次の算式により評価する。

(算式) 標準価額 × 地利級 × $\left(\frac{\text{立木材積が明らかな森林の立木材積}}{\text{標準立木材積}}\right)$ ＝ １ヘクタール当りの評価額

（注）（　）書内の数値は、５％止めとし、5%未満の端数は切り捨てること。

別表１　　立木総合指数表

立木度 / 地味級 / 地利級	密（100）			庸（80）			疎（60）			立木度 / 地味級 / 地利級
	上（130）	中（100）	下（60）	上（130）	中（100）	下（60）	上（130）	中（100）	下（60）	
1（130）	165	130	75	135	100	60	100	75	45	1（130）
2（120）	155	120	70	120	90	55	90	70	40	2（120）
3（110）	140	110	65	110	85	50	85	65	35	3（110）
4（100）	130	100	60	100	80	45	75	60	35	4（100）
5（90）	115	90	55	90	70	40	70	50	30	5（90）
6（80）	100	80	45	80	60	35	60	45	25	6（80）
7（70）	90	70	40	70	55	30	50	40	25	7（70）
8（60）	75	60	35	60	45	25	40	35	20	8（60）
9（50）	65	50	30	50	40	20	35	30	15	9（50）
10（40）	50	40	20	40	30	15	30	20	10	10（40）
11（30）	35	30	15	30	20	13	20	15	10	11（30）
12（20）	25	20	10	20	15	8	15	10	5	12（20）
13（10）	13	10	5	10	8	4	8	5	3	13（10）

（注）本表は（立木度指数×地味級指数×地利級指数）により算出されたものである。

別表２　　地　味　級

イ　すぎの平均１本当りの立木材積による地味級判定表

樹令 \ 地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	0.07	0.07～0.05		0.05
20（18～22）	0.13	0.13～0.09		0.09
25（23～27）	0.20	0.20～0.14		0.14
30（28～32）	0.27	0.27～0.19		0.19
35（33～37）	0.34	0.34～0.24		0.24
40（38～42）	0.41	0.41～0.29		0.29
45（43～47）	0.48	0.48～0.34		0.34
50（48～52）	0.54	0.54～0.38		0.38
55（53～57）	0.60	0.60～0.42		0.42
60（58～62）	0.65	0.65～0.46		0.46
65（63～67）	0.70	0.70～0.49		0.49
70（68～70）	0.74	0.74～0.52		0.52
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

ロ　ひのきの平均１本当りの立木材積による地味級判定表

樹令 \ 地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	0.05	0.05～0.03		0.03
20（18～22）	0.10	0.10～0.07		0.07
25（23～27）	0.16	0.16～0.11		0.11
30（28～32）	0.22	0.22～0.15		0.15
35（33～37）	0.27	0.27～0.19		0.19
40（38～42）	0.32	0.32～0.22		0.22
45（43～47）	0.37	0.37～0.26		0.26
50（48～52）	0.41	0.41～0.29		0.29
55（53～57）	0.45	0.45～0.31		0.31
60（58～62）	0.48	0.48～0.33		0.33
65（63～67）	0.51	0.51～0.36		0.36
70（68～70）	0.54	0.54～0.38		0.38
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

ハ　松の平均1本当りの立木材積による地味級判定表

樹令＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	—	—	—	—
20（18～22）	0.11	0.11～0.08		0.08
25（23～27）	0.15	0.15～0.11		0.11
30（28～32）	0.19	0.19～0.14		0.14
35（33～37）	0.24	0.24～0.17		0.17
40（38～42）	0.27	0.27～0.19		0.19
45（43～47）	0.31	0.31～0.22		0.22
50（48～52）	0.33	0.33～0.23		0.23
55（53～57）	0.36	0.36～0.25		0.25
60（58～62）	0.39	0.39～0.27		0.27
65（63～67）	0.41	0.41～0.29		0.29
70（68～70）	0.42	0.42～0.30		0.30
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

ニ　くぬぎの1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表

樹令＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
5（3～7）年	13	13～7		7
10（8～10）	41	41～22		22
12（11～13）	51	51～28		28
15（14～17）	62	62～33		33
20（18～22）	69	69～37		37
25（23～25）	78	78～42		42
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

ホ　雑木の1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表

樹令＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
10（8～12）年	26	26～14		14
15（13～17）	51	51～28		28
20（18～22）	86	86～46		46
25（23～27）	116	116～63		63
30（28～32）	146	146～79		79
35（33～37）	172	172～93		93
40（38～42）	195	195～105		105
45（43～47）	213	213～115		115
50（48～50）	229	229～123		123
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

別表3　　立　木　度

区分	立木度の割合
密に該当するもの	1.0
中庸に該当するもの	0.8
疎に該当するもの	0.6

（注）1. 植林した森林については、森林立木の間かくの大小にかかわらずおおむねその立木度を密とする。

2. 自然林についてはおおむねその立木度を中庸とする。

3. くぬぎおよび雑木については、1および2の定めにかかわらずおおむねその立木度を密とする。

別表４　　地　利　級　判　定　表　（距離単位はキロメートル）

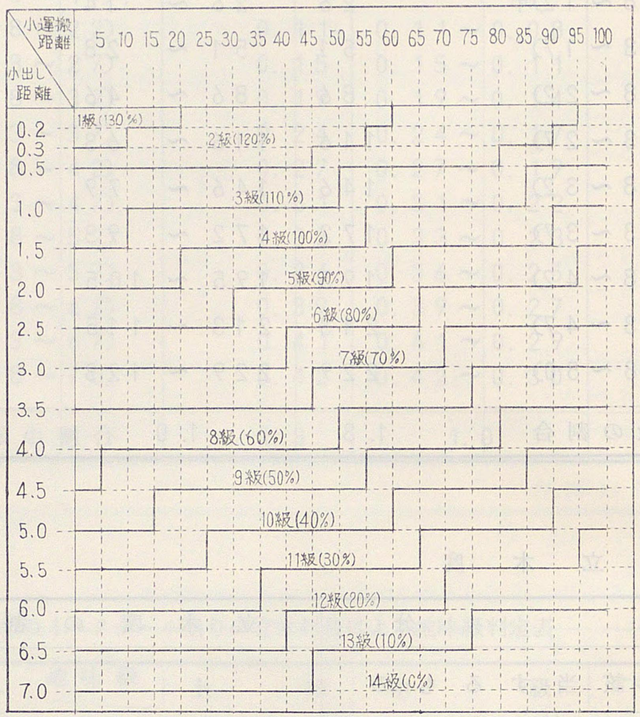

（注）１　小出し距離は、ケーブルの架設を想定した場合における木寄場と小運搬道路との最短直線距離（木寄せ場が２以上ある場合には、最短直線距離の平均数）により求めること。

２　14級に該当する場合であつても、植林（10ヘクタール程度以上の集団に限る。）で、その立木の搬出その他の状況から勘案して、14級として取り扱うことが適当でないと認められる

採算林については、13級の指数の範囲において、その地利級指数を定めること。

別表 5　立木 1 ヘクタール当り標準価額表　（単位千円）

樹種	す			ぎ			ひ	の	き	
適用地域 ＼ 樹令	広島県 山口県	岡山県	鳥取県のうち 八頭郡	島根県、鳥取県の八頭郡以外	広島県 山口県 岡山県	鳥取県 島根県				
1	65	65	65	65	65	65				
2	77	77	77	76	74	74				
3	83	84	84	82	79	79				
4	94	95	95	92	87	86				
5	105	107	106	102	98	96				
6	121	123	122	116	108	105				
7	138	141	140	132	122	118				
8	160	164	163	152	137	132				
9	182	187	185	172	156	149				
10	208	215	212	196	177	169				
11	239	247	244	224	198	188				
12	269	279	276	252	222	210				
13	302	314	309	282	248	234				
14	333	346	341	310	277	261				
15	379	394	388	352	309	290				
16	422	440	434	392	341	319				
17	466	486	479	432	375	351				
18	514	536	528	476	412	385				
19	565	589	580	522	451	421				
20	619	647	637	572	494	460				
21	674	704	693	622	536	499				
22	733	766	754	676	581	540				
23	794	831	817	732	628	584				
24	860	899	885	791	678	630				
25	925	968	953	851	731	679				

ま	つ		く	ぬ	ぎ	雑	木		樹種
広島県	山口県 岡山県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	適用地域 ＼ 樹令
50	50	50	10	10	10	4	4	4	1
54	53	53	11	10	10	4	4	4	2
57	56	56	12	12	11	4	4	4	3
60	60	59	14	13	13	5	5	5	4
68	66	66	16	16	15	6	6	6	5
71	69	69	19	18	17	7	7	7	6
79	76	75	23	22	20	8	8	8	7
86	83	82	27	25	23	10	10	9	8
96	92	90	31	30	27	12	11	11	9
106	100	99	37	34	31	14	13	12	10
109	103	102	42	40	35	16	15	14	11
130	121	120	49	45	40	18	17	16	12
143	134	131	55	52	46	21	19	18	13
157	146	143	63	58	51	23	22	21	14
173	161	158	71	66	58	26	25	23	15
189	176	172	72	67	59	29	28	26	16
207	191	187	73	68	60	33	31	29	17
226	209	204	75	70	61	36	34	32	18
246	226	221	76	71	62	40	38	35	19
267	245	239	78	72	63	44	41	39	20
288	265	258	79	74	65	48	45	42	21
312	286	279	81	75	66	52	49	46	22
336	308	300	83	77	67	57	53	50	23
361	330	321	84	78	69	62	58	54	24
387	353	344	86	80	70	67	62	58	25

樹種	す	ぎ			ひ	の	き	
適用地域 / 樹令	広島県 山口県	岡山県	鳥取県のうち 八頭郡	島根県・鳥取県のうち八頭郡以外	広島県 山口県 岡山県	鳥取県 島根県		
26	995	1,042	1,025	915	784	727		
27	1,068	1,118	1,099	981	839	778		
28	1,144	1,198	1,178	1,051	897	831		
29	1,221	1,278	1,257	1,121	958	887		
30	1,302	1,363	1,341	1,195	1,021	946		
31	1,385	1,451	1,427	1,271	1,084	1,004		
32	1,472	1,543	1,517	1,351	1,150	1,065		
33	1,560	1,634	1,607	1,430	1,219	1,128		
34	1,652	1,731	1,702	1,514	1,290	1,193		
35	1,746	1,830	1,799	1,600	1,364	1,261		
36	1,844	1,933	1,901	1,690	1,438	1,329		
37	1,942	2,036	2,002	1,780	1,514	1,400		
38	2,045	2,144	2,108	1,874	1,594	1,472		
39	2,150	2,255	2,217	1,970	1,675	1,548		
40	° 2,260	° 2,370	° 2,330	° 2,070	1,760	1,625		
41	2,305	2,417	2,376	2,111	1,844	1,703		
42	2,350	2,464	2,423	2,152	1,931	1,783		
43	2,397	2,514	2,472	2,196	2,021	1,866		
44	2,445	2,564	2,521	2,239	2,113	1,951		
45	2,495	2,616	2,572	2,285	2,208	2,038		
46	2,544	2,668	2,623	2,330	2,303	2,126		
47	2,594	2,720	2,674	2,376	2,401	2,215		
48	2,646	2,775	2,728	2,423	2,501	2,308		
49	2,700	2,832	2,784	2,473	2,604	2,402		
50	2,752	2,882	2,837	2,521	° 2,710	° 2,500		

ま	つ		く	ぬ	ぎ	雑	木		雑種
広島県	山口県 岡山県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	適用地域 / 樹令
414	378	368	88	82	72	72	67	63	26
444	404	393	90	83	73	77	72	67	27
473	431	419	91	85	74	83	78	72	28
504	458	446	93	87	76	88	83	77	29
535	486	473	95	88	78	° 95	° 89	° 83	30
563	512	498				96	90	84	31
601	546	531				98	92	86	32
636	577	561				100	94	88	33
672	609	592				102	96	89	34
709	643	624				104	98	91	35
748	678	659				106	100	93	36
787	713	693				109	102	95	37
828	749	728				111	104	97	38
869	786	764				113	106	99	39
911	824	801				115	108	101	40
955	863	839				118	110	103	41
999	903	877				120	112	105	42
1,045	945	917				122	115	107	43
1,092	987	958				125	117	109	44
° 1,140	° 1,030	° 1,000				127	119	111	45
1,162	1,050	1,020				130	122	113	46
1,185	1,071	1,040				133	124	116	47
1,209	1,092	1,061				135	127	118	48
1,233	1,114	1,082				138	129	120	49
1,258	1,137	1,104				141	132	123	50

樹種	す	ぎ			ひ	の	き	
適用地域 / 樹令	広島県 山口県	岡山県	鳥取県のうち 八頭郡	島根県、鳥取県の八頭郡以外	広島県 山口県 岡山県	鳥取県 島根県		
51	2,809	2,945	2,896	2,573	2,764	2,550		
52	2,865	3,005	2,954	2,624	2,818	2,600		
53	2,922	3,064	3,012	2,676	2,875	2,652		
54	2,980	3,126	3,073	2,730	2,932	2,705		
55	3,039	3,187	3,133	2,784	2,991	2,760		
56	3,100	3,251	3,196	2,840	3,051	2,815		
57	3,164	3,318	3,262	2,898	3,111	2,870		
58	3,227	3,384	3,327	2,955	3,173	2,927		
59	3,290	3,450	3,392	3,013	3,238	2,987		
60	3,356	3,519	3,460	3,073	3,300	3,045		
61	3,423	3,590	3,529	3,136	3,368	3,107		
62	3,491	3,661	3,599	3,198	3,436	3,170		
63	3,561	3,735	3,672	3,262	3,504	3,232		
64	3,634	3,810	3,746	3,328	3,574	3,297		
65	3,706	3,886	3,821	3,394	3,644	3,362		
66	3,780	3,965	3,898	3,463	3,718	3,430		
67	3,855	4,043	3,974	3,531	3,794	3,500		
68	3,934	4,126	4,056	3,603	3,869	3,570		
69	4,011	4,206	4,135	3,674	3,945	3,640		
70	4,092	4,292	4,219	3,748	4,024	3,712		
71	4,174	4,377	4,303	3,823	4,105	3,787		
72	4,257	4,465	4,389	3,899	4,186	3,862		
73	4,343	4,555	4,478	3,978	4,270	3,940		
74	4,429	4,645	4,566	4,057	4,357	4,020		
75	4,517	4,737	4,657	4,137	4,444	4,100		

ま	つ		く	ぬ	ぎ	雑	木		樹種
広島県	山口県 岡山県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	適用地域 / 樹令
1,283	1,159	1,126				143	134	125	51
1,308	1,182	1,148				146	137	128	52
1,334	1,206	1,171				149	140	130	53
1,365	1,230	1,195				152	143	133	54
1,388	1,254	1,218				155	145	136	55
1,417	1,280	1,248				158	148	138	56
1,445	1,306	1,268				162	151	141	57
1,474	1,331	1,293				165	154	144	58
1,503	1,358	1,319				168	157	147	59
1,533	1,385	1,345				172	161	150	60
1,564	1,413	1,372							61
1,596	1,442	1,400							62
1,627	1,470	1,428							63
1,659	1,499	1,456							64
1,692	1,529	1,485							65
1,727	1,560	1,515							66
1,761	1,591	1,545							67
1,796	1,623	1,576							68
1,833	1,656	1,608							69
1,869	1,689	1,640							70
1,907	1,723	1,673							71
1,944	1,757	1,706							72
1,984	1,793	1,741							73
2,023	1,828	1,775							74
2,064	1,865	1,811							75

樹種	す	ぎ			ひ	の	き	
適用地域 / 樹令	広島県 山口県	岡山県	鳥取県のうち八頭郡	島根県、鳥取県の八頭郡以外	広島県 山口県 岡山県	鳥取県 島根県		
76	4,608	4,832	4,750	4,220	4,533	4,182		
77	4,700	4,929	4,846	4,305	4,623	4,265		
78	4,795	5,029	4,944	4,392	4,718	4,352		
79	4,890	5,128	5,042	4,479	4,810	4,437		
80	4,990	5,232	5,144	4,570	4,907	4,527		
81					5,005	4,617		
82					5,105	4,710		
83					5,208	4,805		
84					5,311	4,900		
85					5,417	4,997		
86					5,525	5,097		
87					5,636	5,200		
88					5,750	5,305		
89					5,864	5,410		
90					5,983	5,520		
91					6,102	5,630		
92					6,224	5,742		
93					6,349	5,857		
94					6,476	5,975		
95					6,604	6,092		
96					6,737	6,215		
97					6,872	6,340		
98					7,010	6,467		
99					7,148	6,595		
100					7,292	6,727		

ま	つ		く	ぬ	ぎ	雑	木		樹種
広島県	山口県 岡山県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	適用地域 / 樹令
2,105	1,902	1,847							76
2,147	1,940	1,884							77
2,191	1,979	1,922							78
2,234	2,018	1,960							79
2,278	2,058	1,999							80
2,324	2,100	2,039							81
2,371	2,142	2,080							82
2,419	2,185	2,122							83
2,466	2,228	2,164							84
2,517	2,274	2,208							85
2,567	2,319	2,252							86
2,618	2,365	2,297							87
2,671	2,413	2,343							88
2,724	2,461	2,390							89
2,778	2,510	2,437							90
									91
									92
									93
									94
									95
									96
									97
									98
									99
									100

別表 6　法令により伐採の禁止または制限を受ける森林の控除割合

法令に基づき定められた伐採関係の区分	控除割合
一部皆伐	0.2
択伐	0.4
単木選伐	0.6
禁伐	0.7

別表 7　標準立木材積表

樹令＼樹種＼標準伐期	すぎ 40年	ひのき 50年	まつ 45年
年	m^3	m^3	m^3
15	57	20	48
16	72	29	57
17	86	38	65
18	100	46	73
19	113	54	81
20	126	62	89
21	139	70	97
22	151	78	104
23	163	86	111
24	175	94	118
25	187	102	125
26	198	110	132
27	209	118	139
28	220	126	146
29	231	133	153
30	242	140	160
31	252	147	167
32	262	154	174
33	272	161	180
34	282	168	186
35	292	175	192

樹令＼樹種＼標準伐期	すぎ 40年	ひのき 50年	まつ 45年
年	m^3	m^3	m^3
36	301	182	198
37	310	189	204
38	319	196	214
39	328	203	216
40	337	210	222
41	345	217	228
42	353	224	234
43	361	231	240
44	369	238	246
45	377	245	252
46	385	252	257
47	393	259	262
48	401	266	267
49	409	273	272
50	417	280	277
51	424	285	282
52	431	290	287
53	438	295	292
54	445	300	297
55	452	305	302
56	459	310	306
57	466	315	310
58	473	320	314
59	480	325	318
60	487	330	322
61	493	335	326
62	499	340	330
63	505	345	334
64	511	350	338
65	517	355	342
66	523	360	346
67	529	365	349
68	535	370	352
69	541	375	355
70	547	380	358

樹種 ＼ 標準伐期 ＼ 樹令	すぎ 40年	ひのき 50年	まつ 45年
年	m^3	m^3	m^3
71	553	385	361
72	559	390	364
73	565	395	367
74	571	400	370
75	577	405	373
76	583	410	376
77	588	415	379
78	593	420	382
79	598	425	385
80	603	430	388
81		435	391
82		440	394
83		445	397
84		450	400
85		455	403
86		460	406
87		465	409
88		470	412
89		475	415
90		480	418
91		485	
92		490	
93		494	
94		498	
95		502	
96		506	
97		510	
98		514	
99		518	
100		522	

13. 電話加入権

税務署長が定める金額により評価する。

14. 家畜および家きん等

(1) りよう犬等の評価

りよう犬、番犬、愛がん用の家畜、家きん等については、血統経歴等により課税時期の取引価額および精通者の意見等を参しやくして評価する。

(2) 牛馬等の価額については、別表（イ 牛の標準価額表、ロ 馬の標準価額表、ハ その他の家畜、家きん等の標準価額表）に定める標準価額により評価する。

イ 牛の標準価額表

(イ) 役肉用牛

種別	年令別	価額	摘要
		円	
めす	生後6ケ月以内	35,000	
	〃 1年 〃	60,000	
	〃 2年 〃	74,000	
	〃 6年 〃	90,000	
	〃 6年 超	66,000	
		円	
おす	生後6ケ月以内	30,000	
	〃 1年 〃	55,000	
	〃 2年 〃	68,000	
	〃 6年 〃	82,000	
	〃 6年 超	58,000	

(ロ) 乳　用　牛

種別	年令別	価額	摘要
		円	
めす	生後6ケ月以内	43,000	1. 血統登録を受けているものは20%を加算する。 2. 高等登録を受けているものは個別に評価する。
	〃 1年 〃	84,000	
	〃 13月～24月	98,000	
	初産～7歳	126,000	
	7歳越	63,000	

(ハ) 種　牛

種別	年令別	価額	摘要
		円	
おす	幼牛	84,000	1. なるべく実際の価額をは握して評価する。 2. 高等登録を受けているものは別個に評価する。
	成牛	350,000	

ロ 馬の標準価額表

種目	種別	価額	摘要
		円	
仔馬	全	20,000	
ばん馬		48,000	
農耕馬		33,000	
種馬		個別に評価する	
競走馬		〃	

ハ その他の家畜、家きん等の標準価額表

種目	種別	価額	摘要
		円	
豚			
生後3ケ月以下	全	4,900	
〃 4月～9月		8,000	
〃 10月以上		16,000	
山羊			(1) 優良種については適正に割増して評価する。 (2) 種山羊については適正に割増して評価する。
生後10月未満	全	1,200	
〃 10月以上		3,500	
緬羊			
生後10月未満	めす	2,200	
〃	おす	2,200	
生後10月以上	めす	3,500	
〃	おす	3,500	
鶏			
雛鶏	全	自 100 至 200	
成鶏		自 250 至 450	

15. 気配相場のある株式として各国税局長の指定した銘柄

国税局名	銘柄	国税局名	銘柄	国税局名	銘柄
東京	指定銘柄なし。	金屋	静岡瓦斯（株）	高松	（株）百十四銀行
関東信越	（株）八十二銀行		静岡鉄道（株）		（株）香川相互銀行
	長野電鉄（株）	金沢	日本硬質陶器（株）		高松琴平電気鉄道(株)
	松本電鉄（株）		北陸機械工業（株）		琴平参宮電鉄（株）
	川中島自動車（株）		（株）北国銀行		（株）阿波銀行
	上田丸子電鉄（株）		フクビ化学工業（株）		土佐電気鉄道（株）
	千曲自動車（株）		（株）富山相互銀行		（株）四国銀行
	越後交通（株）		（株）福井銀行		伊予鉄道（株）
	（株）関東銀行		富山電機ビルデング（株）		四国ガス（株）
	（株）茨城相互銀行		北陸コンクリート工業（株）	福岡	長崎電気軌道（株）
	関東鉄道（株）		福井紡績（株）		長崎自動車（株）
	茨城交通（株）		福井放送（株）		九州商船（株）
大阪	指定銘柄なし。		北日本放送（株）	熊本	（株）鹿児島銀行
札幌	北海道放送（株）	広島	（株）山口銀行		（株）旭相互銀行
	定山渓鉄道（株）		（株）中国銀行		南国交通（株）
	(株)丸井今井デパート		（株）山陽相互銀行		（株）日本ガス
	札幌テレビ放送（株）		（株）呉相互銀行		鹿児島交通（株）
仙台	指定銘柄なし。		中国放送（株）		
名古屋	遠州鉄道（株）		岡山電気軌道（株）		
	大井川鉄道（株）		岡山県貨物運送（株）		
			岡山ガス（株）		
			井笠鉄道（株）		
			両備バス（株）		

（注）「一畑電鉄」（本社、松江市）および「瀬戸田造船」（本社、豊田郡瀬戸田町）は、大阪証券業協会における店頭売買登録銘柄である。

16. 漁船の標準価額表

1. 鋼　船

(1) 昭和24年4月1日以降において進水した漁船

イ　総トン数200トン未満

さけ、ます流網 捕鯨	さけ、ますはえなわ、かつお、まぐろ（100トン未満）まき網（運搬を除く） 底びき網（以西底びき網を除く。） 北洋たらはえなわ	かつお、まぐろ（100トン以上）	運搬	内海、内湾、内水面において操業する漁船で特に構造簡易なもの（20トン未満）	以西底びき網 その他
円 62,000	円 550,000	円 500,000	円 300,000	円 220,000	円 420,000

ロ　総トン数200トン以上

底びき網（600トン未満、ただし以西底びき網を除く。） まき網（運搬を除く。） 捕鯨	かつを、まぐろ（600トン未満）底びき網（600トン以上） 以西底びき網	かつを、まぐろ（600トン以上）	運搬 その他
円 500,000	円 420,000	円 360,000	円 300,000

(2) 昭和42年3月31日以前において進水した漁船

イ　総トン数200トン未満

捕鯨、底びき網（以西底びき網を除く。） かつを、まぐろ、さけ、ます流網、まき網（運搬を除く。）	運搬	以西底びき網 その他
円 400,000	円 270,000	円 300,000

ロ　総トン数200トン以上

捕鯨、底びき網、かつを、まぐろ	運　搬 その他
円 360,000	円 280,000

（注）1.　上記各表の価額は、船体、主機関および通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数１トン当りの船令１年未満の価額である。

2.　総トン数200トン未満の底びき網漁船およびまき網漁船（網船）で、主要漁ろう装置が油圧駆動方式によるものは、それぞれの適用表の価額に、その価額の100分の10に相当する金額を加算した金額とすることができる。

2.　木　　船

(1)　総トン数20トン以上の動力漁船

イ　昭和42年４月１日以降において進水したもの

さけ、ます流網	まぐろはえなわ ささ、ますはえなわ かつお釣、さば釣 たらはえなわ	底びき網 まき網（網船） 刺網、敷網	まき網(網船を除く。) 運　搬 その他
円 560,000	円 500,000	円 440,000	円 300,000

ロ　昭和42年３月31日以前において進水したもの

かつお釣、さば釣 さけ、ます流網 捕　鯨	底びき網、まぐろ はえなわ、まき網 (網船)、たらはえなわ 刺網、敷網	まき網（網船を除く。) 運　搬 その他
円 360,000	円 350,000	円 240,000

（注）3.　上記各表の価額は、船体、主機関および通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数１トン当りの船令１年未満の価額である。

(2)　総トン数20トン未満の動力漁船および無動力漁船

イ　昭和42年４月１日以降において進水したもの

20トン未満の動力漁船		無動力漁船
全　漁　業 （ただし、右欄に掲げるものを除く。）	内海、内湾、内水面において操業する漁船で特に構造簡易なもの	
円 300,000	円 250,000	円 100,000

ロ　昭和42年３月31日以前において進水したもの

20トン未満の動力漁船	無　動　力　漁　船
円 200,000	円 70,000

（注）4.　上記各表の価額は、船体および主機関を含めた総トン数１トン当りの船令１年未満の価額である。

備　考　漁船標準価額表における船体、機関とは、次の意義による。

1.　船　　体

船体とは、船殻、船体ぎ（艤）装（操舵装置、揚錨繋留装置、タンク類、配管装置、防熱装置、居住衛生設備その他の船体ぎ（艤）装をいう。ただし、オートパイロツトおよび上記各装置、設備と直結しない電動機を除く。)、備品、属具、（船舶安全法による法定および法定外の備品、属具をいう。ただし、次表の漁船の基礎単価表に掲げる航海機器を除く。)、機関室ぎ（艤）装（カウンター回り、ポンプ配管装置、その他の機関室ぎ（艤）装をいう。)、電気設備（配電盤、変圧器、整流器、蓄電池、船内の電線、電気器具および電気配線装置をいう。)救命設備、消防設備、漁ろう（撈）設備（漁ろう（撈）用の機器およびその器具をいう。ただし、探鯨機、魚群探知機、漁ろう（撈）用発電機および漁ろう（撈）設備と直結しない電動機を除く。)。ろ、かいおよび無線設備、発電機、電動機のうち、その出力で次表漁船の基礎単価表の３の「その他の設備」に掲げるそれぞれの設備の記載出力に満たないもののすべてをいう。

2.　機　　関

(1)　主機関とは、主機関本体に推進装置、伝達逆転装置、遠隔操縦装置、主機関

始動用空気圧縮機およびその専用原動機等ならびに船舶安全法による法定または法定外の機関備品、属具を含めたものをいう。

(2) 補機関（主機関始動用空気圧縮機の専用原動機である補機を除く。）とは、補機関本体にその附属品を含めたものをいう。

漁船の基礎単価表

1. 船　体

項目	漁業種類	トン数区分	単価
鋼船	さけ、ます、捕鯨、かつを、まぐろ底びき網（以西底びき網を除く。）まき網（運搬を除く。）	200トン未満	410,000～260,000円
		200トン以上	300,000～210,000
	以西底びき網 運搬 その他	200トン未満	290,000～220,000
		200トン以上	250,000～180,000
	20トン未満の特に構造簡易な漁船	20トン未満	200,000～ 90,000
木船	さけ、ます、まぐろはえなわ、かつお釣、さば釣、たらはえなわ、捕鯨	20トン以上	310,000～190,000
	底びき網、まき網（漁船）刺網、敷網	20トン以上	260,000～180,000
	運搬、その他	20トン以上	210,000～140,000
	全漁業	20トン未満	220,000～ 70,000
	全漁業	無動力船	130,000～ 50,000

（注） 1. 上表の単価は総トン数1トン当りの価額である。

2. 船体の意義については漁船の標準価額表の（備考）の1を参照する。

2. 機　関

項目	馬力数	単価 過給機なし	単価 過給機つき
ディーゼル機関	60PS未満	40,000～25,000円	―円
	60PS以上	35,000～22,000	31,000～18,000
焼玉機関		28,000～23,000	―
電着機関		22,000～18,000	―

項目	機関年令	単価	機関年令	単価
船外機	1年未満	25,000～15,000円	2年～3年	5,000～3,000円
	1年～2年	12,000～ 7,000	3年以上	2,500～1,500

（注） 1. 上記の単価は、漁船法による1馬力当りの主機関の価額である。

2. 補機関は上表の単価の100分の80に相当する金額とする。

3. 可変ピッチ推進器を有するものは、上表単価に8,000円を加算した価額とする。

4. 機関の意義については、漁船の標準価額表の（備考）の2を参照する。

3. その他の設備

項目	種類 出力	単価 電信	単価 電話	備考
無線設備	10W	―円	550,000円	1. 1台当りの価額である。
	25～ 35	500,000	800,000	
	50～100	800,000	850,000	2. 補助送信機を有するものは、その補助出力に応ずる左表単価の100分の50に相当する金額を加算する。
	125～150	1,300,000	―	
	250	2,400,000	―	
	500	4,000,000	―	

種類	27メガサイクル DSB方式	27メガサイクル SSB方式	150メガサイクル
超短波無線電話			
1W～3W	120,000円	―円	200,000円
5	―	430,000	250,000
10	200,000	450,000	350,000
20～30	300,000	―	500,000

項目	種類	単価	備考
魚群探知機	小型記録式（測深能力1,000米以浅）	150,000円	1台当りの価額である。
	中型記録式（測深能力1,000米以深）	350,000	
	2周波記録式(1周波記録映像式を含む。)	600,000	
	2周波記録映像式	800,000	
方向探知機	簡易型	360,000	
	自動型	600,000	〃
	超短波用	400,000	

項目	種類	単価	備考
レーダー	ブラウン管直径7インチ	1,350,000円	1台当りの価額である。
	〃 10 〃（最大測定距離30浬未満）	1,500,000	
	〃 10 〃（最大測定距離30浬以上）	2,200,000	
	〃 12 〃	3,200,000	
ロラン		700,000	
ジャイロコンパス	小型	1,600,000	
	中型	2,300,000	
	大型	3,000,000	
オートパイロット	小型	700,000	
	中型	1,000,000	
	大型	2,000,000	
気象模写受信装置		650,000	〃
冷凍装置	冷凍能力2冷凍トン（RT）	1,300,000	1. 1装置当りの価額。 2. 冷媒がフレオンの場合は100分の15に相当する金額とする。 3. 急速冷凍装置のあるものは、100分の10に相当する金額を加算する。
	5 〃	2,200,000	
	15 〃	3,300,000	
	25 〃	5,000,000	
	50 〃	8,000,000	

項目	直流 出力	直流 単価	交流 出力	交流 単価	備考
発電機	3KWをこえ7.5KWまで	230,000円	3KVAをこえ7.5KVAまで	310,000円	1. 左表の単価は、回転数900R/Mを標準とした1台当りの価額である。 2. 回転数1,200R/Mの場合には、左表単価の100分の85に相当する金額とし、回転数1,800R/Mの場合には、左表単価の100分の75に相当する金額とする。
	7.5 〃 10 〃	360,000	7.5 〃 20 〃	440,000	
	10 〃 25 〃	500,000	20 〃 40 〃	610,000	
	25 〃 40 〃	740,000	40 〃 60 〃	840,000	
	40 〃 60 〃	960,000	60 〃 125 〃	1,250,000	
	60 〃 100 〃	1,400,000	125 〃 150 〃	1,350,000	
	100 〃 125 〃	1,700,000	150 〃 250 〃	1,800,000	

項目	直流 出力	直流 単価	交流 出力	交流 単価	備考
電動機	(3PS) 2.2KWをこえ (7.5PS) 5.5KWまで	210,000円	(3PS) 2.2KWをこえ (7.5PS) 5.5KWまで	120,000円	1. 左表の単価は、回転数900R/Mを標準とした1台当りの価額である。 2. 回転数1,200R/Mの場合には左表単価の100分の85に相当する金額とし回転数1,800R/Mの場合には左表単価の100分の75に相当する金額とする。
	(15PS) 5.5 〃 11 〃	310,000	(15PS) 5.5 〃 11 〃	170,000	
	(25PS) 11 〃 19 〃	460,000	(20PS) 11 〃 15 〃	250,000	
	(55PS) 19 〃 41 〃	620,000	(30PS) 15 〃 22 〃	340,000	
	(75PS) 41 〃 55 〃	840,000	(55PS) 22 〃 41 〃	500,000	
	(135PS) 55 〃 100 〃	1,250,000	(75PS) 41 〃 55 〃	750,000	
			(190PS) 55 〃 140 〃	1,120,000	

（注） 1. その設備の状況、端数金額の整理等のため必要がある場合には、上表の単価にその金額の100分の20の範囲内において相当と認める金額を加算または減算した金額により評価することができる。

2. この基礎単価表に掲げていない設備については、評価通達第6章第1節に定めるところによつて評価する。

水3L 40

漁船の時価現有率表

経過年数	木船船体 電気機器 (発電機、電動機を除く。)	鋼船船体 機関 発電機 電動機 冷凍機	経過年数	木船船体 電気機器 (発電機、電動機を除く。)	鋼船船体 機関 発電機 電動機 冷凍機
	%	%		%	%
1年未満	100	100	13年以上14年未満	25	43
1年以上2年未満	90	94	14〃15〃	22	40
2〃3〃	81	88	15〃16〃	20	37
3〃4〃	72	82	16〃17〃		35
4〃5〃	65	77	17〃18〃		33
5〃6〃	58	72	18〃19〃		31
6〃7〃	52	68	19〃20〃		29
7〃8〃	47	63	20〃21〃		27
8〃9〃	42	59	21〃22〃		25
9〃10〃	38	56	22〃23〃		23
10〃11〃	34	52	23〃24〃		22
11〃12〃	31	49	24〃25〃		21
12〃13〃	28	46	25〃		20

(注) 1. 各項目について、現有率を記載していない高令のものは、その最高令の現有率を適用する。

2. 船体について、大修理または大改造をしたものについては、実地調査のうえその程度に応じて経過年数を遡らせて現有率を適用することができるものとする。

3. 漁船の標準価額表に掲げる価額に適用する現有率は、木船の場合は、木船船体の現有率とし、鋼船の場合は鋼船船体の現有率とする。

4. 合成樹脂船の船体については、当分の間、鋼船船体の現有率を適用する。

5. 船体および機関の意義については、漁船の標準価額表の(備考)を参照する。

DG 131
2

DG131-2
0076218
DG131
2
別書誌
合3冊
DG131-2
00799747
DG131-2
00832791
O
複写